

啓中我國より使者を送らんことを請ひしかども遣使の事は其費多かりしかは太政官より左の宣旨を賜ふてを歸されける

太政官宣久先皇乃制止之天一紀乎以天來朝乃期止爲利而彼國王此制爾違天使乎奉出世利凡報謝恩及請使等乃事波存問之日爾屈伏既訖天利仍天賚參來留所乃啓并信物等不更奏問客入部此狀乎知天平介久治賜布所止之天本國爾退還止爲天奈毛御手都物道根賜比糶給波久止宣

同じき六年十一月渤海の使者裴廻また加賀國に來著きしかは直に符を下して私に客徒が賣せる貨物を交易するを禁し同じき七年の四月其入京を許して鴻臚館に置かれしは彼の貞觀十三年に入京を許されし使者の後は恰も十二年の期限に滿ちしか故なるへしこの時もまた内藏頭和氣朝臣舜範をして其僚屬を率き鴻臚館に向ひて彼等と交易せしめられしと云類聚史其後宇多天皇の御代寛平七年渤海の使者裴廻來りしこと見え菅家文章醍醐天皇の御代延喜八年及び同じき二十年にも其使者裴廻が來りしこと見ゆれども同じ御代の延長四年渤海遂に契丹に滅されしかばこの交通もまた絶えたり

### 遣唐使廢止後の諸國貿易

我國の内政嘗て未だ改良して中央集權の一大政府を構造し唐制を摸擬して文物を塗抹せしより隋唐に元禮して新羅渤海を臣視せしと雖も是其表面の假裝にして未だ以て國家の利益を増進するに足らざりしかは其極遂に國力を消耗して自から衰弊に陥り遣唐使の率先つ廢して新羅渤海に對する遣使と雖もまた漸く廢絶し遂には是等の諸國より來聘する使者に至りてはまた迎接の費に堪えざりしかは之を制限するの必要を生し嘗て頻繁なりし使聘の往來も今や漸く其跡を滅し寂々として音なきに至る然れども當時尙商業の交通を生じて互に其國際の需要を満足するを得たるは亦た自然の勢なるへし昔者商權の猶未だ中央政府に吸收せられざるに當りてや地方の縣主等か私に朝鮮支那に往來しや商業を營むこと自由なりしか故に彼等は自から商船を仕立て、海外に往來せしめ以て其驕奢を満足せしむべき物品を輸入せしめければ商業頗る以て發達したれども政權既に中央政府に統一して號令征伐天子より出づることとなりし以來は地方の豪族は漸く勢力を失ひ細民か個々に有する勞力資本は未だ相濬合して海外渡航の商船を仕立つるの程度に進むこと能はず國司郡司の權限の

如きなきを極めて狹隘にして人臣境外の交を許さざりしかは國際の需要は唯た朝廷の使者が相往來するにによりて之を補給するの外なかりき然れども支那と我國との如く土地の相去る遠近なる地に於ては其物産には自から莫大の差異ありて互に之を交換するは雙方の利益なりしかは此の頃に至りて我國より彼地へ往くことの稀なりしにによりて彼地より我國に商船を送ることとなり仁明天皇の御代の頃より屢々唐商來著の事ありき

續日本後紀 嘉祥二年八月太宰府馳驛言上大唐商人五十三人多寶貨物駕船一艘來著

三代實錄 貞觀七年七月廿七日先是大宰府言大唐商人李延孝等六十三人駕船一艘來著海岸是日勅安置鴻臚館隨例供給

又同書 八年七月三日先是九月一日大唐商人張言等四十一人駕船一艘來著太宰府是日勅安置鴻臚館隨例供給

又同書 十六年七月廿八日先是大宰府言大唐商人崔岷等三十六人駕船一艘六月三日著

又同書 十八年八月三日大宰府言去七月十四日大唐商人楊清等三十一人駕船一艘來著荒津岸勅宜准歸化例安置供給

又同書 二十三年八月三日大宰府言去七月十四日大唐商人楊清等三十一人駕船一艘來著荒津岸勅宜准歸化例安置供給

又同書 二十三年八月三日大宰府言去七月十四日大唐商人楊清等三十一人駕船一艘來著荒津岸勅宜准歸化例安置供給

又同書 二十三年八月三日大宰府言去七月十四日大唐商人楊清等三十一人駕船一艘來著荒津岸勅宜准歸化例安置供給

又同書 二十三年八月三日大宰府言去七月十四日大唐商人楊清等三十一人駕船一艘來著荒津岸勅宜准歸化例安置供給

又 元慶五年七月十三日願下所司曰元品高丘親王志深良緒早出塵區求法之情不遠異境去

貞觀三年自歸當邦問道西唐乘查一去飛錫元歸今得在唐僧中瑞申狀備親王先過震旦欲塵流

沙塵聞到羅越進唐化者雖堯背之不記而審問之來可知焉

又 仁和元年十月廿日日本唐商賣人著太宰府是日下知府司禁王臣家使及管内吏民私以

貴直競買他物

是時於我が我國の貿易は遂に受身の貿易となり其受身の貿易と雖もまた痛く抑制を受けたるは其業類に陥りしは言ふまでもなし醍醐天皇の御代延喜三年八月の官符の如きを以て見

るべし

應禁過諸使越關私買唐物事

存在大臣宣旨年如聞唐人商船來著之時諸院諸官諸王臣家等官使未到之前遣使爭買又畿内

實業之輩心愛遠物躡直貿易因茲貨物價直定濫不平是則關司不備勘過府吏簡略檢察之所致

也律曰官司未交易之前私共諸番人交易者准盜論罪止徒三年令云官司未交易之前不得私共

諸番交易爲人紀獲者二分其物一分賞犯人一分沒官若官司於所部捉獲者皆沒官者府司須因

濫法備償其檢校而寬假不行令人狎侮宜更下知公家未交易之間嚴加禁遏勿復乖違若猶犯刑

者没物科罪曾不寬宥

延喜三年八月一日

(類聚三)

同以九年閏八月唐人貨物年來遣使令檢進此度停遣使令太宰府檢進之とて藏人所の牒を賜ひ進上すべき物の色目を太宰府に命せられしかは同し年の十一月太宰少典御船高相唐人の貨物及び孔雀を領して到來せし由の見ゆるによればこの頃唐の商人年毎に我國に往來したる故我國にては其度毎に官使を遣して持來れる貨物を檢進せしめられしことを知るへし同しき十九年七月交易唐物使藏人所出納内藏大屬當麻有業唐人鮑置求か太宰少貳に送れる孔雀を獻せしかは御前に召して交易唐物を御覽したることの見ゆるも彼の年來遣せる官使にや當時朝廷の外國貿易に干渉したること此の如し商業何に因てか其發達を全くするを得んや

この時に當りて唐已に滅びて支那大に亂れ梁、後唐、晉、漢、周相繼ぎて帝となる是所謂五代なりこの間兩浙の地方割據して自から吳越王と稱するものあり錢鏐より傳へて其孫弘徽に至り遂に崩して宋に入る而して後高麗に王健と云へるものあり其王弓裔に代りて宋となり後百濟を伐ちて之を取り遂に新羅を滅して朝鮮の半島を統一し黑龍江邊に起れる契丹

の帝國また渤海を滅して北は外興安嶺に接し南は長城に至り西は阿爾泰山より東は日本海に連なる地を領せしかはまた我國に交通して貿易をなしたりき契丹後國號を遼と改む吳越、宋、遼、高麗の四國は即我國か使聘の往來既に絶えたる後に當りて相交通貿易せし國にして吳越は唐の季より兩浙の地に割據し最も我國に接近したれば其我國に交通せることもまた極めて親しかりしものゝ如し蓋し醍醐天皇の御代に唐人屢々來りしもまた吳越の人なりしなるべしと雖も其國名の始めて歴史に現れしは朱雀天皇の御代承平五年九月唐の吳越州太守承勳來り羊敦頭を獻せしを始とすへし同しき六年七月も蔣承勳また季盈張と與に來りて云また同し年の八月左大臣(藤原忠平)賜書狀於大唐吳越王と見を同じ御代の天慶三年七月に左大臣(藤原仲平)賜書狀於大唐吳越王日本と見ゆ同しき八年七月にも吳越の商船一艘肥前國に來着きし由見ゆるを参照すれば其後商船の往來常に絶えざりしことを知るべし外紀村上天皇の御代天曆元年閏七月小野宮左大臣(藤原實賴)報吳越王書加砂金二百兩と見ゆるは即左の書なりしならん帝王編

蔣登耳至任一札開封捧讀感佩懷懷筆重疊不異面展幸甚幸甚等逆旅之間聊加慰問邊城程遠恐有疎略今交關已畢歸帆初飛秋氣稍涼伏惟大王動用兼勝即此其祖遺又所惠土宜壽憚

容納既恐交於境外何留物於掌中然而遠志難拒忍而依領別贈答信到宜收納生涯阻海雲霧幾重直隕而北嚮難付寒濕於秋鴻東出而西流只寄瞻望於曉月抑去四月中戰昇左相府令見封題極未轉前左右之間願勿遲疑勅褒等還不宜謹言

天曆元年閏七月廿七日

日本國左大臣藤原朝臣(本朝)

同日七月廿七日右大臣藤原師輔來た書を具越國王に贈れりとそ其書蓋し是ならん

將承勅來投傳花札蕃波方里素意一封重以嘉惠歡暢集懷抑人臣之禮交不出境錦綺珍貨奈國意備然而志緒或緣雙竹之色德馨或引沈檀之薰受之則雖忘玉條辭之恐謂嫌蘭契強以容納蓋只感君子親信之義也今抱微情聊寄答信以少為遺到願檢領秋初伏惟勸履清勝空望落日長絲私懇而已勅承勅還書不盡言謹狀

天曆七年七月

日

日本國右大臣藤原朝臣(上)

是よりして後同じ御代の天徳元年七月にも大唐吳越國持本使盛徳言上書同じき三年正月に大唐吳越國持本使盛徳言上書日本と見ゆ宋の皇朝類苑に吳越錢氏因海舶通信日本天台智者慈五百餘卷存錄而多闕買人言日本有之錢俶致書於其國主奉黃金五百兩求寫其本天台智者大布羅差と云々亦た是等の使者の時なりけん既にして吳越宋に降りて其國亡ひしかば

我國と宋と相交通するに至りぬ

宋康村上天皇の御代の頃より周に代りて既に支那の帝位に登れりと雖も當時未だ其國內を統一すること能はずりしかば我國にも交通するとなかりしか圓融天皇の御代天元元年吳越を滅せし以降始めて我國と商業上の交通を開けりこの御代の同もき五年八月に僧育然が宋に往きしとき我國の天台山に贈りし牒狀に適遇商客將附歸船と云へるは即其明徴なり

日本國天台山延曆寺牒大唐天台山國清寺東大寺傳燈大法師位育然陳狀備十餘年間有心渡海蓋歴覽名山巡禮聖跡也適遇商客將付歸船育然辨土非不懷尙寄心於台嶺之月波浪非不畏備住身於清涼之雲往者真如出黃派而越中天竺靈仙拋家國而住五臺山縱雖庸材欲追古跡伏望垂允容給小契以爲行路之遠信者夫以二方異域雲水雖迥一味同法師實是親件育然學傳志願志在斗數願令萬里之飛蓬付一個之行季以陳

一儲天皇の御代寛和三年七月宋の商人鄭仁徳來りしか歸船に附して育然を召されければ同じ御代の永延元年三月育然また其船に乗りて歸りぬ育然既に歸るや其弟子嘉固を差して宋に往けしめ表を宋帝に贈る是皆商船の往來によらざるはなし

日本國東大寺大朝法濟大師願系沙門育然啓傷隣入夢不忘漢主之恩枯骨合歡猶九魏氏之敵

雖云羊價之擡騰恐涇渭之惶肅然誠惶誠恐頓首死罪肅然附商船之離岸期魏闕於生海望落日而西行十萬里之波濤難盡顧信風而東別數千里之山嶽易過矣以下根之卑邊詣中華之盛於是宣旨頒降恣許荒外之跋涉宿心克協粗觀隔內之環奇况乎金闕曉後望堯雲於九禁之中巖扇瞻前舞臺燈於五臺之上就三藏而稟學巡數寺而優游遂使蓮華迴文神筆出於北關之北貝葉印字佛讚傳於東海之東重裝宣恩忽趁來跡季夏解台州之纜孟秋達本國之郊爰逮明春初到舊邑緇素欣極侯伯慕迎惟陛下惠溢四溟恩高五嶽世超黃軒之古人直金輪之新育然空辭鳳凰之窟更還蟻蟻之封在彼在斯只仰皇德之盛越山越海敢忘帝念之深縱粉百年之身何報一日之惠染筆拭淚佛紙搖魂不勝慕恩之至謹差上足弟子傳燈大法師位嘉因并大朝剃頭受戒僧祿等拜表以聞

永延二年歲次戊子二月八日

我國一個の僧徒にして使者を宋帝に送りしは奇と云へしこの時育然が嘉因をして彼國に廣くせむめたる進物は以て當時我國より支那に向て輸出したる商品の一種を見るに足らん

佛經 納青木函 各一連並納螺鈿花形平函

金銀珠紅黒木樓子

- 毛籠 一 納螺杯二口
- 萬籠 一 納法螺二口染皮二十枚
- 金銀蒔繪篋 二 一合納頭蓋二頭一合納參議正四位上藤原佐理書一卷及進奉納物數一卷表狀一卷
- 金銀蒔繪視篋 一 納金視鹿毛筆松煙墨金銅水瓶鐵刀
- 金銀蒔繪扇篋 一 納繪扇二十枚蝙蝠扇二枚
- 螺鈿書几 一 納白細布五匹
- 螺鈿書案 一 納貂裘螺鈿鞍轡銅鐵鍔紅綠鞆泥障
- 金銀蒔繪平篋 一
- 鹿皮籠 一
- 倭畫屏風 一 雙
- 石硫黃 七百斤

嘉因が歸りしは同じ御代の正暦二年六月なりしか其後商客の往來常に絶えざりき

百鍊抄 長徳元年九月諸卿定申若狹國唐人專可移越前國之由定申了

又同じき三年十一月十一日令法家勘大宋商客朱仁聰罪名

又 長保四年七月廿日諸卿定申大宋商客來著事

同じ御代の長保五年八月僧寂照が宋に往きしも是等の商船に便せしにや同じ御代の寛弘二年八月宋の商人曾令文また來る百鍊この頃我國にては宋の商人に年紀を一定して來るべき由の官符を給はりしかども彼等は其期限を待たずして來朝しければ追歸さんとの朝議ありしか我國にて唐物を需要することの切なりしかは其朝議もまた遂に止ししとぞ

小右紀 右大臣以下著陣可有太宰言上宋人定云々令擬饗之後著伏座定可安置宋人否之由給官符了而不待彼期早來若可被追退却者早任彼官符可被追却歟宋人若有申待便風可罷歸之由隨又可裁許者有追却名目遇一兩年不異安置若然者偏可被安置歟件事左府定申旨也右大臣初定申相異書定文之間追問左府可音也下官以下只年紀被定下了而隔一年來朝不可然早可追却之由定申了令見太府氣色似可被安置諸卿只申道理唐物内裏燒亡間悉以失了殊撰可然之物被交易有何事乎

當時書客來朝すれば之を鴻臚館に安置して迎接供給するの例ありしかは其費に任へずして來朝の年紀を一定し之を制限されしなるへし然れども彼等は其安置供給を貪て動もすれば事を便風に托し淹留數年にして歸りぬ積弊の極途にこゝに至れるまた甚しからずや同じき五年七月宋の南海の商船我國に來りしとき我國より書狀數通を托して寂照に送りしか其中

左大臣藤原朝臣道長が書には商客至通書誰謂宋遠用慰馳結先巡天台更可攀五臺之遊既果本願甚悅甚悅懷土之心如何再會胡馬猶向北風上人莫忘東日とあり治部卿源朝臣從英の書には所詣唐曆以後史籍及内外經書未來本國者因寄便風爲望商人重利惟載輕貨而來上國之風絶而無聞學者之恨在此一事分手之后相見無期生爲西郷之身死會一佛之土とありしと云ふ皇朝類苑

また以て當時商業上の交通頻繁なりしことを見るへし同じき六年九月にもまた宋の商人來りしこと見ゆ日本三條天皇の御代長和二年二月太宰太貳より唐人か送れる所の和市貨物等の解文色目を送來る法成寺攝政記この時宋國の牒狀ありしかは式部大輔高階朝臣積善をして其返牒をかゝしめられたりとぞ日本運上録同じき四年六月宋の商人周文徳來り日本後一條天皇の御代方壽四年九月陳文佑また來る百鍊宋史に云天聖四年(即方壽三年に當る)十二月明州言日本國太宰省遣人朝貢方物而不持本國詔却之其後亦未通朝貢南買時有傳其物貨至中國者と然れども太宰府より人を遣せしと我國の書には見る所なし同じ御代の長元五年十二月左大臣藤原朝臣賴通が書を寂照に贈れるともまた商船の往來に由りしなるへし後朱雀天皇の御代長曆元年閏四月宋の商人慕晏誠漂來り同じ御代の寛徳元年七月張守隆また漂來りし由見ゆるは未だ年記に滿たさうしかば漂流に托して貿易を營みしか扶桑後冷泉天皇の御代永承

元年十月宋人來著せしを廻却せしめられ同じき三年の八月にもまた其事ありしを想ふへし  
抄 百練 この後また屢々宋の商人流來の事あり

百練抄 永承六年九月諸卿定申大宋國商客流來事

又康平元年閏十二月諸卿定申大隅流來唐人守道利殺害罪名事

同じ御代の康平三年八月にも林養俊政など云へる宋の商人等が越前國に來著したるときに  
も直に之を廻却せんとせられしかども抄 百練 彼等上奏して逆旅之間日月多移糧食經渴加之天  
寒風烈海路多怖委命聖朝而已と云ひしかは宣旨を賜ふて安置せしめられしと云 略記 この時  
に當りて我國の商人また或は宋國に往來する者ありしかども其事發覺して遂に其主謀せる  
筑前の人清原守武は佐渡國に配流され同謀の數名は徒刑に處せらるゝに至る商業の衰頽ま  
た極れりと云ふへし

百練抄 寬德二年八月諸卿定申法家勘申筑前國住人清原守武入唐事

又 永承二年十二月渡唐者清原守武配流佐渡國同類五人可浴徒年之由被宣下件守武太宰  
府召進之於貨物者納官厨家

宋史に云熙寧五年有僧誠尋至台州止天台國清寺願留州以聞詔使赴闕誠尋獻銀香爐木樨子白

琉璃五香水精紫檀琥珀所飾念珠及青色織綾神宗以其遠人而有戒業處之開寶寺靈賜同來僧紫  
方袍是後連貢方物而來皆僧也と當時渡唐の罪によりて配流の刑に處せらるゝ者ある程なり  
しかは僧徒の外には彼國に往く者なかりしもまた宜なるかな誠尋か彼國に往きしは後三條  
天皇の御代延久四年三月にして宋の商人曾聚か船に乗りしなりしか同じき五年十月に歸來  
るこの時宋の神宗より金泥法華經一切經錦二十段を我朝に獻せしかは白河天皇の御代承暦  
元年五月返信の官符を下し答信物として六丈の織絹二百匹水銀五千兩を添へてぞ遣しける  
百練抄 延久五年十月入唐僧成尋販朝大宋皇帝被獻金泥法華經一切經錦二十段  
又 承保二年正月左大臣(師房)以下參入大宋國皇帝付入唐闍梨成尋獻貨物有之十月諸卿  
定申諸道勘申大宋國皇帝付成尋所獻貨物納百十一月右大臣(師房)仰外記令勘申大宋國貨  
物以何物可被贈答哉云々先例

又 同しき三年六月諸卿於殿上定申大宋國返信物事或云可遣和琴或云可遣金銀類或云可  
遣細布阿久也玉先於陣唐人孫忠悟對問事

又 承暦元年五月五日請印大宋國返信官符長季朝臣書黃紙入螺鈿笞答信物六丈織絹二百  
匹水銀五千兩也

宋史に云元豐元年(承曆二年に當る)使通事僧仲回來明州言得其國太宰府牒因使人孫忠遠遣仲回等貢繼二百匹水銀五千兩以孫忠乃海商而貢禮與諸國異請自移牒報而答其物直付仲回東歸從之とされは彼の所謂返信の官符は即太宰府よりの牒として遣したるものにして之を齎らしたるは通事僧仲回なりしことを知るべし然れども宋よりはまた明州の牒に物貨を附して送來りしかは我國にては宋又物を買したりとて屢々朝議ありしか其返牒に大宋國明州賜太宰府令藤原經平善隣國實記とありし故送文有疑と一決して遂に答信物は遣はさへりき

百鍊抄 承曆二年十月諸卿定申大宋國貢物事錦唐黃等也此事已爲朝家大事唐朝與日本和親久絶不貢朝物近日頗有此事人以成狐疑

又同じき四年五月諸卿定申大宋國進物送文有疑并大貳加和市直遣宋朝事閏八月諸卿定申大宋皇帝付孫忠獻錦綺事不可遣答信物者

同じ御代の永保元年十一月宋の牒狀また來りしかは同じき二年の十一月に右中辨大江匡房をして返牒を書かしてめてそ歸されけるこの牒狀は宋の商人楊宥か齎らせるなるべし堀河天皇の御代寛治元年十月宋の商人張仲來り同じ御代の長治二年十月宋の商人李充來りしか如きまた皆當時商船の往來常に絶えざりしを證するに足る朝野群載鳥羽天皇の御代永久四年五月

宋また牒狀を贈る其文に云矧爾東夷之長實惟日本之邦人崇謙遜之風地富珍奇之產曩修方貢歸順明時隔濶彌年久缺來王之義遭逢熙且宜敢事大之誠と善隣國實記然れども朝議之を却くる能はずして空く受納せられしは其衰頹の甚かりし徵證にや近衛天皇の御代仁平元年九月左大臣送沙金於宋客劉文仲去年進送書籍之故也百鍊抄と見ゆれどもこの時は牒狀の事なかりしか高倉天皇の御代承安二年九月宋より物を我國に送りし注文には賜日本國王物色とあり玉海に云承安二年九月十七日午刻許右少辨兼光來語云自大宋國供物于法皇並平相國入道等其注文云賜日本國王物色送太政大臣物色賜字頗奇怪仍可被返遣歟將可被留置歟有其議然而事體不可被返歟又不可及返牒異國定有所言歟可耻云々廿二日巳時許大外記頼業真人來語云自大唐有供物獻國王之物並送太政大臣入道之物有差其送文二通一通書云賜日本國王一通書云送太政大臣此狀最奇怪昔朱雀院御時大唐賜物于公家並左右大臣於公家御分者自兩府被返了左右大臣分者留之各有返牒其後一條院御時異國供物其牒狀書主上御名仍不及沙汰被返了承曆之比又有此事具牒書廻賜日本國因之殊有沙汰兩度被問諸道遂兩三年被留了時人謗之今度供物非彼國王明州刺史供物也而其狀奇怪也尤可返遣上古相互送使賜物其牒狀自大唐は天皇に返上と書彼國王をは天子と書自我朝は又送と書相互無差別而今度之所爲不足書而無音被



留之條異國定有所存歟尤可悲事也云々可然と其所謂上古の事未だ必しも然りしや否を知らされども其見識は高と云ふへし然れどもこの議は遂に行はれずして後白河の法王よりは太上天皇と注したる御書に蒔繪の厨子に色革三十枚を納れたる一脚と蒔繪の手箱に金百兩を納れたる一合を添へて遣はされたりと抄

是より後宋の商船我國に往來するもの常に其跡を絶つことなく我國の僧侶もまた屢々彼國に遊學するものありしかは我國及び支那の交通は極めて便利を得て世人は毫も之を困難なりとなさしりき順徳天皇の御代建保四年六月鎌倉將軍の三代目なる源實朝か自ら宋に往かんとせしか如き以て之を徵明するに足る正徳院佛舍利零記曰日本國相州鎌倉都督右府將軍源實朝一夕夢到大宋國入一寺向傍僧問寺名僧曰京都能仁寺中實朝於是深希拜彼靈跡因廢世務思之在…茲因懷渡宋之志使命工造船諸官聚議令工作船不動之謀也船成以啓實朝即致被禊之祭推欲泛海果是船不動也以爲不祥而止矣便遣十二人使節於大宋因良真僧都葛山願成爲首大友豐後守少貳孫次郎小山七郎左衛門守都宮新兵衛菊地四郎村上次郎三浦修理亮海野小太郎勝間田兵庫頭南條二郎等廣金銀貨財載材木器用遂達大宋國京都能仁寺相通夢中事と世人若し渡宋を以て至難の業となさば實朝また何ぞ自から彼國に往くことを企てんや

東鑑 建保五年四月十七日宋人陳和卿造畢唐船今日召數百輩匹夫於諸御家人擬浮彼船於由比浦即有御出右京兆監臨給信濃守行光爲今日行事隨和卿之訓說諸人盡筋力而曳之自午刻至申斜然而此所之爲體唐船非可出入之海浦之間不能浮出仍還御彼船徒朽損于砂頭

我國の宋と交通貿易したる有様は略此の如し而してこの時に當りて高麗（即後高麗）契丹（即遼）の二國有りて我國の西北に在りしかは我國また之と交はれり蓋し高麗は朱雀天皇の御代に當りて始めて新羅に代り朝鮮の全半嶋を統一したる國なればこの御代の承平七年八月より始めて我國には通したり同し御代の天慶二年三月にもまた使人を我國に遣せしこと見ゆ然れども我國にては彼の安置供給の費を憚り其來聘を許されざりしにや太宰府牒高麗廣評省却使人せしとを圓融天皇の御代天皇天祿三年九月高麗國南涼府の使者對島に來りし時もまた其地より歸されたり但し同御代の天延二年閏十月には高麗國交通は藏人所出納國雅相具貨物參入其中彼國馬一疋韋毛似本朝馱馬不可爲貢賒と見ゆれば其貿易は依然として行はれたるを知るへし日本一條天皇御代長徳三年六月諸卿定申高麗國牒狀事僉議不可遣返牒可警固要害又牒狀不似高麗國牒是大宋國之謀略歟と見ゆるは我國の其來聘を許さることを怒りて來侵せんと告げしにや當時高麗は新興の國にして國力充實したりしかは或は此

の如きこともありしならんされどもこの後兩國の往來は益頻繁に赴きしもの如し

高麗史 文宗二十八年(白河天皇の御代承和元年に當る)二月日本國船頭重利等三十九人來獻土物

又 同しき二十九年閏四月日本商人大江等十八人來獻土物六月日本人朝元時經等十二人來獻土物七月日本商人五十九人來

又 同しき三十三年九月日本國歸我飄風商人安光等四十四人十一月日本商客藤原等來以法螺三十枚海藻三百束施與王祝壽

又 同しき三十四年閏九月日本國薩摩州遣使獻方物

又 同しき三十六年十一月日本國對馬島遣使獻方物

又 宣宗元年(天皇の御代應德元年に當る)六月日本筑前州商客信通等獻水銀二百五十斤

又 同しき三年三月對馬島勾當官遣使獻方物

又 同しき四年三月日本商重元親宗等三十二人來獻方物七月日本國對馬島元平等四十八人來獻真珠水銀寶刀牛馬

又 同しき六年八月日本國太宰府商客來獻水銀真珠弓箭刀劍

又 睿宗十一年(鳥羽天皇の御代永久四年に當る)二月日本國進柑子白河天皇の御代承曆四年閏八月我國の商人王則貞彼國に往きしに彼國より牒狀を上りて我國の良醫を乞へり當時高麗の高慢なるや自から其王命を稱して之を聖旨と云程なりしかども猶遙に良醫を我國に乞へるを見よ其往來の親密なりしこと知るべし

日本國太宰府牒

高麗國禮賓省

却廻方物事

牒得彼省牒備當省狀奉聖旨訪聞貴國有能理療風疾醫人今依商客王則貞廻歸故鄉因便通牒及於王則貞處說示風疾緣由請彼處撰擇上等醫人於來年早春發送到來理療風疾若見功効定不輕酬者今先送華錦及大綾中綾各一十段麝香一十斤分附王則貞實持將去知太宰府官員處且充信義到可收領者牒具如前當省所奉聖旨備錄在前請貴府有端的能療風疾好醫人許容發送前來仍收領疋段麝香如牒者貴國權盟之後數愈千祀和親之義長垂百王方今犯霧露於燕寢之中求醫療於鼉波之外望風懷想能不依々抑牒狀之詞煩悞故事改處分而曰聖旨非蕃王可稱宅遐陬而跨上邦誠尋倫道歌况亦託商人之旅艇寄殊俗之單書執圭之使不至封函之禮既虧雙魚猶難達風池之月扁鵲何得入鷄林之雲凡厥方物皆從却還今以狀牒々到准狀故牒

後堀河天皇の御代嘉祿二年松浦黨私に對馬島の民を誘ひ軍船數十艘を發して高麗に入り全羅を掠む兵大に破れ死亡過半にして餘衆僅かに脱し還れり是に於て高麗使者を遣し牒狀を太宰府に送りて之を詰りしかば太宰少貳武藤資頼海賊九人を執へて之を斬り私に返牒を與へて其使者を歸せりと云當時朝綱既に衰へ地方の豪傑朝命を用ゐずして海外に交通貿易し時に或は海賊を働くに至りしなり朝議紛興して資頼か專斷を責讓せしかども是より後海賊の高麗を剽掠する者の其跡を絶たすして以て弘安の役に至りぬ

契丹の渤海を滅せしは醍醐天皇の御代延長四年に在り契丹の主は阿保機と云へる者この年渤海を滅して之を取り其子突欲を封じて東丹國王となしけるか同じき八年四月東丹國より曩に渤海の使命を奉して屢我國に往來したる斐瑒等を使者として我國に遣はしたり扶桑遼史によれば其國の太祖(即阿保機)が世天贊四年(我國の延長三年に當る)十月日本國來貢と見ゆ是我國の商人渤海に貿易して遂に彼の國に通せしならんこの年契丹の使者を送りしは或は之に與ふるの意なりしか然れども我國にては斐瑒か嘗て渤海の臣にして今また契丹の使者となりて來りしことを譴責して遂に之を拒絶せり

膠奉臣下使入朝土國怠狀

斐瑒等背眞向僞爭善徙惡不救先主於樽俎之間獲詔新王於兵戈之際况乎奉陪臣之小使素上國之恒規望振鷲而面懸詠柳鼠而股戰不忠不義向招罪過勘責之旨曾無避陳仍進過狀斐瑒等

誠惶誠恐謹言本朝文粹

故に其後は久しく契丹の往來なかりしに堀河天皇の御代に至りまた其事ありこの御代の寛治五年九月我國の商人にて鄭元と云ひし者等二十八人彼國に往き同じき六年九月にもまた往き貿易せりと云

遼史 道宗大安七年(寛治五年に當る)九月日本國遣鄭元等二十八人來貢

又 同八年九月日本國遣使來貢

この商人は蓋し太宰帥伊房の遣れる所にして明範法師と云ひし僧徒もまたこの内に在りしならん伊房はこの事によりて其官を解て位一等を降され緣坐の者また多かりしと云彼の清原守武が宋に往きしによりて佐渡國に配流されしことを想合すれば當時我國の外交主義は頗る奇怪なる妖霧の中に彷徨せしことを知るべし

百鍊抄 寛治六年六月諸卿定申本朝商客渡契丹事

又 同七年二月諸卿定申渡契丹之商客事

又 嘉保元年三月諸卿定申前帥尹房卿遣明範法師於契丹交易貨物之罪科五月尹房卿解却  
降位一等緣坐者多隨法家勘狀所被行也

されは商業の振起することを得ざりしもまた已むを得ざるの勢にして雄偉なる日本國民の  
久して疆域の中に醒醒せしもまた無理ならざるを見る然れどもこの時に當りて契丹の後に  
勃興する蒙古の一大民族あり契丹を滅し高麗を服し驀然南下支那の四百餘州を席卷して以  
て我國に迫る是に於てか國民大に驚惶し其全力を盡して之を抗禦したりしかは遂に擊て其  
寇を却くるを得昔日の迷夢また全く驚醒し去て商船の海外に往來するもの忽ち其自由を復  
し商業の氣運駸々として起りぬ嗚呼朝廷の一人ひ唐制を模擬し文物を塗抹して國民の耳目  
を眩惑されしよりこゝに至りて既に幾百年を然り而して其結果として見る所のものは繁文  
褥禮の外只一の衰弊あるのみ或は官司未交易之前私共蕃人交易者准盜論罪止徒三年と云ひ  
或は官司未交易之前不得私共諸蕃交易爲人糾獲者二分其物一分賞糾人一分沒官と云へる國  
風に適せざるの律令は徒らに商業進歩の前路を阻絶し人臣の禮交不出境と云へる猜疑世界  
の陳説は反て力を政治社會に逞して久しく國民の驕足を羈絆し幾多有爲の商人をして無辜  
の刑に陥らしめ其自然の勢力を恢復して商業の進路を開通するに至るは實に容易にあらさ

りき若し同一の原因にして同一の結果を生出すべきものならしめは同一の位置に立て同一  
の歩趨を進むもの深く慮らざるへけんや

### 當時商業の形勢如何

當時我國商業の形勢は一言以て之を蔽ふを得へし曰唐制の模倣に依て遂に自然の進路を沮  
まれたりと蓋し最初唐制を模倣するに當りてや或は助長せられたるものなきにあらざるへ  
し然れども其漸く開明の程度を進むに隨ひ昔日の助長は今日の抑制となり終に沈滯坎坷亦  
振起する能はざるに至る干渉の弊是に於てか大なりと云ふへし上古の世帝都多く大和に在  
り是海内の朝宗する所萬貨の輻湊する所なり然れども遷移常なく歷朝宮を換ふ以て商業の  
中心たる能はざりしや明かなり然るに難波は恰も畿内諸國に通ずるの要津にして常に帝都  
に朝宗するものゝ相輻湊する所たり況や時に或は帝都をこの地に置かれしをや當時商業の  
中心たりしは蓋し必この地ならん而して筑紫に伊都の大帥あり津に隨て出入の貨物を檢閲  
したるを見れば是亦た其脈絡を引て外國貿易の中心たりしなるへし孝德天皇の御代八省百  
官を置き玉ひし以來帝都の形勢また昔日簡易の能を一變し元明天皇の御代帝都に左右の京

を置き京に東西の市を置かれしより以來愈々莊嚴の有様となりまた屢遷移すること能はさりしかは桓武天皇の御代遂に諸國貢輸の中心たる山城國を卜して百世不遷の都を定め玉ひき延喜の式によるに當時東西の市には各定まれる市處ありて其分屬せること左の如し

- 東緇處 羅處 絲處 幘頭處 巾子處 縫衣處 帶處 紵處
- 布處 苧處 木綿處 櫛處 針處 沓處 菲處 筆處
- 墨處 丹處 珠處 玉處 藥處 太刀處 弓處 箭處
- 兵具處 香處 鞍橋處 鞍褥處 鞆處 鎧處 障泥處 鞆處
- 鉄井金器處 漆處 油處 染草處 米處 木器處 麥處 鹽醬處
- 索餅處 心太處 海藻處 菓子處 苾處 干魚處 馬處 生魚處
- 海菜處
- 右五十一處 東市
- 絹處 錦綾處 絲處 綿處 紗處 椽帛處 幘頭處 縫衣處
- 裙處 帶幡處 紵處 調布處 麻處 續麻處 櫛處 針處
- 菲處 雜染處 蓑笠處 染草處 土器處 油處 米處 鹽處

- 米醬處 索餅處 糖處 心太處 海藻處 菓子處 干魚處 生魚處
- 牛處
- 右三十三處 西市

萬貨交換の機關既に漸く備はりしを見るへし是に於てか京都は遂に商業の中心となり難波も亦内國に於ける海上貿易の中心たりしと雖も昔時屢々遷都ありし頃の有様はなかりしなるへし而して筑紫なる伊都の津も後ち變して博多の天津に移り政治上の關係よりして九州貿易の中心たりしと與にまた依然として外國貿易の中心たりき當時京都の商業の中心たりし所以のもの左表によりて之を知るへし

畿	國名	陸路		海路	
		行程	駄別功賃	行程	航路並漕賃
山城			一東五把		
大和		一日	三東		
河内		一日	三東		

道 山 東						道					
陸奥	下野	上野	信濃	飛騨	美濃	近江	常陸	下總	上總	安房	武藏
下廿五日 上廿五日	下廿七日 上廿七日	下廿九日 上廿九日	下廿一日 上廿一日	下廿四日 上廿四日	下二日 上二日	下廿一日 上廿一日	下廿五日 上廿五日	下廿五日 上廿五日	下廿七日 上廿七日	下廿七日 上廿七日	下廿九日 上廿九日
二百十束	百五束	九十束	六十六束	四十五束	十二束	二束	百束	九十束	百束	百束	八十束

海 東										内		
相模	甲斐	伊豆	駿河	遠江	參河	尾張	志摩	伊勢	伊賀	和泉	攝津	一
下廿三日 上廿三日	下廿三日 上廿三日	下廿二日 上廿二日	下廿八日 上廿八日	下廿五日 上廿五日	下廿六日 上廿六日	下廿七日 上廿七日	下廿六日 上廿六日	下廿四日 上廿四日	下廿二日 上廿二日	下廿二日 上廿二日	下廿二日 上廿二日	一
七十五束	七十五束	六十束	五十四束	三十五束	三十三束	廿一束	十八束	十二束	六束	五束	三束	三
				米一石充實廿三束	米一石充實十六束二把							

陰山		道陸北							出羽		
因幡	但馬	丹後	丹波	佐渡	越後	越中	能登	加賀	越前	若狹	出羽
下上 十六日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日
廿六束	廿四束	廿一束	三束	百八束	百五束	七十八束	七十八束	廿四束	廿四束	十束五把	百廿一束
廿三日				四十九日	廿六日	廿七日	廿七日	八日	六日		五十三日
自國津與等津船實石別一東五把挾抄四十束水手三十束自餘准播		自國津與等津船實石別一東挾抄十八束水手十二束自與等津運車實石別米五升但挾抄一人水手二人自美作備前亦同		自國津與等津船實石別一東挾抄廿四束水手十五束自餘准播		自國津與等津船實石別一東挾抄廿四束水手十五束自餘准播		自國津與等津船實石別一東挾抄廿四束水手十五束自餘准播		自國津與等津船實石別一東挾抄廿四束水手十五束自餘准播	

道陽山							道				
長門	周防	安藝	備後	備前	備中	美作	備前	備中	備後	出雲	伯耆
下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日	下上 十四日
五十六束	五十七束	四十二束	廿四束	廿四束	廿四束	十五束	百八束	九十束	三十九束	三十二束	
廿三日		十八日	十二日	九日	八日						
自國津與等津船實石別一東三把挾抄三十束水手廿五束但水手一人自國津與等津船實石別一東三把挾抄三十束水手廿五束但水手一人		自國津與等津船實石別一東三把挾抄廿四束水手十五束自餘准播		自國津與等津船實石別一東三把挾抄廿四束水手十五束自餘准播		自國津與等津船實石別一東三把挾抄廿四束水手十五束自餘准播		自國津與等津船實石別一東三把挾抄廿四束水手十五束自餘准播		自國津與等津船實石別一東三把挾抄廿四束水手十五束自餘准播	

海 西					道 海 南						
豐後	豐前	肥後	肥前	筑後	筑前	土佐	伊豫	讃岐	阿波	淡路	紀伊
下上 二四日	下上 二日	下上 三日	下上 二日	下上 二日			下上 八日	下上 六日	下上 九日	下上 四日	下上 四日
						百五束	三十束	三十束	廿七束	十二束	廿二束
							十四日	十二日	十一日	六日	六日
						自國清興等津船實石別一東挾抄十二束水手七束自餘准播磨國 清米八石自餘准播磨國	自國清興等津船實石別一東二把挾抄三十束水手三十束但挾抄水 手各清米八石自餘准播磨國	自國清興等津船實石別一東二把挾抄三十束水手十六束但挾抄水 手各清米十石自餘准播磨國	自國清興等津船實石別一東一把挾抄十四束水手十二束但挾抄水 手各清米一石自餘准播磨國	自國清興等津船實石別一東挾抄十二束水手七束但挾抄水手各清 米八石自餘准播磨國	自國清興等津船實石別一東挾抄十二束水手七束自餘准播磨國

道		日 向	
陸奥	大隅	下上 六日	下上 六日
豊前	豊後	下上 三日	
對馬		四日	

この表は延喜式の主税式に出づる諸國運漕雜物功漕の項及びひ式に出てたる諸國  
行程の項によりて之を作れり

東海東山山陰の三道は陸運によりて京都に輻湊し北陸の二道は敦賀津に輻湊して鹽津に運  
し湖を横きりて大津に漕し以て京都に達したり而して出陽南海西海の三道亦皆海運の利に  
よみて其に難波に輻湊し以て京都に運輸したれば京都は實に海陸運輸の中心となりて以  
て海内商業の氣運を推進せしこと疑なし三善清行の意見封事を重脩修復播磨國魚住泊事と  
云ふる之條を見るに右臣伏見山陽西海南海三道舟船海行之程自權生泊至魚住泊一日行自魚  
住泊至大輪田泊一日行自大輪田泊至河尻一日行此皆行基菩薩計程所建置也而今公家唯修造



輪田泊長慶魚住泊由是公私舟船一日一夜之内兼行自韓泊指輪田泊至于冬月風急暗夜星稀不知船離之前後無辨海岸之遠近落帆棄棹居懸漂沒由是每年舟之蕩覆者漸過百艘人之沒死者非唯千人臣伏勘舊議此泊天平年中所建立也其後至延曆之末五十餘年人稱其便弘仁之代風浪侵襲石額沙漂天長年中石大臣清原真人奏議起請遂以修復承和之末復已毀壞至于貞觀初東大寺僧賢和修善薩行起利他心負石荷錘盡力底功單獨之誠雖未畢其業年紀之間莫不蒙其利賢和入滅稍及三十年人民漂沒不勝計官物損失亦累巨萬伏望若諸司判官幹丁有巧思老令修造伴泊と云へ舟の覆没するもの漸く百艘に過ぎ人の没死するもの唯に千人のみにあらずと云へるを見よ當時海運の業たる豈盛ならずや而して是等は皆山陽西海南海の三道より難波に漢輻して京都に運輸するものなりき

京都及び難波の形勢は既に此の如くなりし時に當りて九州に於ては博多恰も其中心となり政治上商業上最も必要の地となれり蓋し古へ筑紫國造の職にして魏志に所謂伊都國に一大帥を置き諸國を監察せしめたるものは今や内政の改革と與に變して太宰府と稱する一大官府となり九州を總管し兼て外國往來の事を掌とることとなりしかは九州諸國の貢輸は皆この地に歸湊しこの地よりして難波に輸漕したること前表に記せる所の如く且や唐新羅に往

來する者亦皆こゝに經由して遂に繁華なる一都會を生出するに至りしも亦宜なりと云ふへし當時唐新羅に往來せし者の京都よりして太宰府に達せし有様は萬葉集に詠める所をもて其大略を考ふることを得べきにや

天平五年贈入唐使歌

遠見都山跡乃細香丹與之平城京都由忍照難波爾久太里住吉乃三津爾船能利直渡日入國爾所遣和我勢能君乎懸麻久乃由々志忍伎墨吉乃吾大御神船乃倍爾宇之波伎座船騰毛爾御立座而依之與良牟磯乃培々許藝波底牟泊々爾荒風浪爾安波世受平久率而可敵里麻世毛等能國家爾

反歌

與浪邊波莫越君之船許藝可敵里來而津爾船麻泥

又

玉手歎不懸時無氣緒爾吾念公者虛輝之代人有者大王之御命恐美夕去者輪之妻  
 難波方三津埜從太船爾二屍驚買白浪乃高荒海乎島傳伊別往者留有吾者幣取  
 齋乍公乎者將待早還萬世

反歌

波上從。所見見鳴之。雲隱。穴氣衝之。相別去者。

見よ彼等か京都を發するや此の如き冒險を此の如き悲愴を以て斷然とて往意を決し遂に難波津に下りて船を發したることを當時船舶の制猶未だ完からざりしを想へば航海の艱難想ひやるべし難波津を發して太宰府に至るも亦同じく無限の感起し國を思ひ家を憶ふの已むべからざるものありき

天平八年遣新羅使人等海路之上勸旅陳思作歌

安佐散禮波。伊毛我手爾麻久。可我美奈須。美津能波麻備爾。於保夫爾爾。眞可治之自奴伎。可良久爾々。和多理由加武等。多太牟可布。美奴面平佐指天。之保麻知豆。美乎妣伎由氣波。於伎做爾波。之眞奈美多可美。宇良未欲理。許藝互和多禮婆。和伎毛故爾。安波治乃之麻波。由布左禮波。久毛爲可久里奴。左欲布氣豆。由久做乎之良爾。安我已許呂。安可志能宇良爾。布禮等米豆。宇伎爾平詞都追。和多津美能。於枳做乎見禮婆。伊射理須流。安麻之乎等女波。小船乘。都良々爾宇家里。安香等吉能。之保美和久禮婆。安之辨爾婆。多豆奈伎和多流。安佐奈藝爾。布奈豆乎世牟等。船人毛。鹿子毛許惠欲妣。柔保等里能。奈豆左比由氣婆。於伎津奈

美。多可久多和伎奴。與曾能未爾。見都追須疑由仗。多麻能宇良爾。布爾乎等杼米豆。波麻備欲里。宇良何蘇乎境都追。奈久古奈須。爾能未之奈可由。我多都美能。多麻伎能多麻乎。伊做都刀爾。伊毛爾也良牟等。比里比等里。素豆爾波伊禮豆。可做之也流。都加比奈家禮婆。毛豆禮存毛。之留思乎奈美等。麻多於伎都流可毛。

見るべし彼等は朝に難波津を發して夕に淡路嶋を過ぎ小夜深けて明石浦に泊したることを見るべし朝なきに乘してこゝを發し家嶋の邊を過ぎてまた玉浦に泊したることを玉浦は今其處を詳かにせされども多く備前備中二國の間なるべしと云へり尙同書にまるときは備後の長井浦(水調郡)安藝の風速浦(高田郡)長門浦(豊浦郡)又は周防の熊毛(熊毛郡)等亦皆使船寄泊の處なりしと知らる熊毛浦より筑紫館に至るの間また一二の寄泊處ありしなるべしと雖も今や文献の徴すべきなし

至筑紫館遙望本郷悽愴作歌

之發能安麻能。一日毛於知受。也久之保能。可良伎孤悲乎毛。安禮波須流香母。

既に太宰府に至るや其新羅に赴く者と唐に赴く者とに論なく共に松浦瀨に至りてより新羅に赴く者は壹岐對馬の路を取り唐に赴く者は庇良值嘉の路を取れりしかば松浦瀨後には

唐津と云へり既良は今の平戸嶋値嘉嶋は今の五嶋にしてかく交通の要路に當れば之を上近下近の二郡として値嘉の嶋司を置かれたるをあり三代實錄貞觀十八年三月の條に太宰權帥在原朝臣行平起請々合肥前國松浦郡庇羅值嘉兩鄉更建二郡號土近下近置值嘉嶋曰今件二鄉地勢廣遠戶口殷阜又土產所出物多奇異加之地居海中境隣異俗大唐新羅人來者本朝入唐使等莫不經歷此嶋以視觀之此地是當國樞轄之地宜擇令長以慎防禦又去年或人民申云唐人等必先到件島多採香藥以加貨物不令此間人民觀其物又其海濱多奇石或鍛鈔得銀或琢磨似玉唐人等好取其石不曉土人以此言之不委以其人之弊大都皆知此者也望請合件二鄉更建二郡號土近下近便爲值嘉島新置島郡司郡領任土作貢但其俸料舉定正稅公廩之間令兼任肥前國權官於是公卿奏議曰臣聞聖人濟世以便物爲先明王馭民以制宜爲貴今合兩鄉號一島專倚謂利公豈期膠柱請隨其所陳將以改置謹錄事狀伏聽天裁奏可と云へるは是なりこの島司郡領はやかて廢したりと覺へて今其名なし值嘉島の中に三井樂崎あり是古の美瀨良久嶋にして遣唐船の發せし所なりと云肥前國風土記松浦郡植嘉島の條に云西有泊舟之停二處一處曰相子停應泊二十餘船一處曰川原浦應泊二十餘船遣唐之使從此停發到美瀨良久之濟即川原浦之西濟也從此發船指西渡之と

また高岳親王の入唐略記によれば貞觀三年三月親王被許入唐七月十一日出自巨勢寺其晚頭到難波津便借得太宰貢綿歸船二隻十三日駕船八月九日到著太宰府鴻臚館于時太唐商人李延存在前居鴻臚館十月七日仰通事張支信令造船一隻四年五月造船已了七月中旬李宗敏等支控者十五人柁師張支信金文習任仲元唐人建部福成大島智九唐人水手等僧俗合六十八人駕船離鴻臚館赴遠值嘉島八月廿九日著遠值嘉島九月三日從東北風飛帆其疾如矢四日三夜馳渡之間此月六日未時順風忽止逆浪打艫即收帆投石不著海底仍更續儲斷網下之綱長五十餘丈纜及水底此時波濤甚高終夜不息曉日之間風氣微扇乃觀日輝是知順風隨風而走七日著大唐明州楊扇山と見えたり當時難波津より太宰府までの往來には常に貢物船の便ありしこと思ふし而して太宰府より值嘉島を経て唐に往來するにもまた唐人其他の常に其間を交通せしものありしと知らるなり我國より唐に往來するには多く明州を経しこと安倍仲磨か「海の原」の仕は明州にての事なりしにても之を徴すべし明州は今の寧波なれば地理上の形勢にもよく稱へり

されば當時商業の三要處は京都難波博多なりしこと明かなり然るに朝廷はこの三處に於て各々鴻臚館なるものを置き以て蕃客を待ち敢て之をして貿易を自由にするを得せしめりた

り蓋し京都に鴻臚館を置かれしことは職員令に立審察掌審客辭見饗饗送迎及在京夷狄監當館舍事とあるを義解に謂鴻臚館也と解したるにて明なり河海鈔には鴻臚館は立審察にあり此館延曆遷都之始東西大宮被置之而弘仁に以東鴻臚爲東寺賜弘法大師以西鴻臚爲西寺賜修因僧都其後七條朱雀鴻臚館を立て置三韓舍其中と云へれども清和天皇の御代貞觀十五年三月勅令木工寮與右京職共監守鴻臚館(三代實錄)など云とも見れば斷して鴻臚館は立審察に在りしとは言ひ難かり蓋し審客及び在京夷狄あるときは立審察より監當せしかともさなきときは木工寮と右京職にて監守せしか審客または夷狄の事は令の集解に古記云除朝聘外在京唐國人等皆入夷狄之例とわれは朝聘したるを審客と云ひ其他を夷狄とは云へりと聞ゆ菅原文時か封事に請不發失鴻臚館懷遠人屬文士事と云へる條を見るに右鴻臚館者爲外賓所置也星律多積雲擗顛頤年以來堂宇欲盡所司不能修造公家空以廢忘恐彼歸化之國慕德之鄉得風聞於萬里成孤疑於兩端一以爲君恩薄而無懷柔之情一以爲國用乏而無含弘之力伏請深圖遠慮勿廢失此寶館是則示海外以仁澤之廣輝天下以威風之高也とありこの封事は村上天皇の御代天曆十一年十二月に上りしものなれば其の頃はこの館もまた廢頽したるを知るべし難波に鴻臚館ありしことは仁明天皇の御代承和十一年十二月舞津國言依去天長二年正月十

一日承和二年十一月廿五日兩度勅旨定河邊郡爲奈野可遷建國府而今國弊民疲不堪發役望請停遷彼曠野便以鴻臚爲國府且加修理者勅聽之(續日本後紀)と云へるにても詳らかなり彼の常嗣等が鴻臚館より發して太宰府に向ひし由見ゆるも書同またこの館を云へるなるへし博多の鴻臚館は萬葉集に所謂筑紫館にして入唐零記に鴻臚北館の名見ゆればまた南館ありしにや清和天皇の御代貞觀七年七月太宰府言大唐商人李延孝等六十六人駕船一隻來著海岸勅安置鴻臚館隨例供給三代實錄なども見えたり

鴻臚館の設あること夫既に此の如し而して審客の内地を往來するや常に送迎の人を附し且關市令に於て凡官司未交易之前不得私共諸蕃交易爲人糾獲者二分其物一分賞糾人一分沒官若官司於其所部捉獲者皆沒官と云ひまた凡蕃客初入關日所有一物以上關司共當客官人具錄申所司(義解)云當客官人者領客使也所司者治部省也入關以後更不須檢若無關處初經國司亦准此と云へる二條を設けて毫も人民と交易するを得ざらしむ審客の内地を往來するに當りて常に送迎の人を附したるは延喜の式に詳かなり太政官式に云凡蕃客入朝任存問使掌客使領客使各二人隨使一人通事一人(入京之時令存問使兼領客使)又預差定郊勞使慰勞使勞問使賜衣服使各一人宣命使供食使各二人禮學院一人賜勅書使賜太政官牒使各二人史一人隨官

治部省式に云凡蕃客入朝者差領客使二人掌記及掌客二人 隨使二人掌記及掌客二人 供食二人掌記及掌客二人 宴自館使見太政官 立蕃寮式に云凡諸蕃使人將國信物應入京者待領客使到其所須馱夫者領客使委路次國郡置馱物多少及客隨身衣物進給迎送仍令國別國司一人部領人夫防接過境其在路不得與客交雜亦不得令客與人言語所經國郡官人若無事者亦不須與客相見停宿之處勿聽客浪出入自餘雜物不須入京者便留當處庫還日出與其往還任路所須馱夫等不得令致非理勞苦而而して蕃客の既に入朝するや大藏省の官人内藏寮の官人と立合て貨物を交易したること大藏省式に凡蕃客來朝應交關者亟錄史生率藏部價長等赴客館與内藏寮共交關訖錄色目申官其價物束總一百疋調綿一千屯銀三十貫文共有殘者同申返上とあるか如くなりければ商權は總て中央政府の專占する所となりてまた發達するの路なかりき延喜三年八月の官符によれば當時律にも官司未交易之前私共蕃人交易者准盜論罪止徒三年とありしとそ當時商業の干渉に苦めると想ふべし而して其最も弊害を感じたるものは朝廷の唐制を模倣せられしによりて流通貨幣の用を攪亂し之をして交換の媒助たること能はざらしめたること是なり抑も我國にて始めて貨幣を使用したるは韓鐵を輸入して之を流通せしめたるに起り漸く進んで稻文銅錢または菊文銀錢等も用ゆるに至り商業の形勢は實に大に進歩したりしに政府

幣制を失せるによりて貨幣は遂に流通より遠かり商業も亦隨て大に沮滯することを免かれざりき蓋し我國にて貨幣を使用せし事の史上に現出したるは顯宗天皇の御代に稻斛銀錢一文と見えたるか始にして其次は天武天皇の御代白鳳十二年の四月十五日に自今以後必用銅錢莫用銀錢と詔したるに同し月の十八日に至りまた用銀莫止と詔したること是なりこの詔は何故に發して何故に改められしや詳かならざれども當時銀錢廢止の令は政府又は人民に向て著しき不利を目前に起せしを以てこの急劇なる改正を行はれたるものなること疑ひなし

元明天皇の御代和銅元年五月始行銀錢と見ゆ同年八月始行銅錢と見ゆるは和銅開珍と鑄出したる新製唐様の銀錢銅錢か始て行はれしを云へるにて同しき二年正月の詔に國家爲政兼濟居先去虛就實其理然矣向者願銀錢以代前錢又銅錢並行比奸盜逐利私作濫鑄紛亂公錢自今以後私鑄銀錢者其身沒官財入告人行濫逐利者加杖二百加沒當徒知情不告者各與同罪と云へるを見よ是の先に銀錢流通せし故新鑄の銀錢を頒布して之を引換へんとせられしかども私鑄極めて多かりければ朝廷遂に此の如き嚴令を發して之を禁せられしにあらすや同し年の三月制して日凡交關雜物其物價銀錢四文已上用銀錢其價三文以下皆用銅錢とあるは銀錢

置發して三文已下の物を買ふにも之を用ゆる程に下落せしかは其價格を維持せんとてかくは定められつらんそは即ち云字皆と云字の用様にて知られたりされども私鑄益甚しく銀錢の價格全く下落せしかは同じ年の八月には廢銀錢一行銅錢また同じき三年の九月には禁天下銀錢を令せらるゝに至り又かく銀錢の私鑄多かりしは銀價は高貴なるか故に私鑄の利益も之を銅錢に比すれば殊に多かりし故あるべし

和同開珍

右和銅錢始は近江國にて鑄られ又太宰府播磨等にて鑄られしと見えたり其後長門の國にて鑄錢の場所を定められけるは周防播磨國橋本中備後より多く鑄出で便利宜き故なるべし近頃寛永年長門國府毛利甲斐守殿家中小川瀬平の宅地より和同開珍の鑄型を掘出す先年城州伏見にて鑄る所の法に同じく精密の土を以て制せしものなり三貨圖彙にて開して流を流せしこま久しかりしものにて山口縣なる近藤清石君より喜まれしははうれしきのあまりりありあへず鑄型の文字にもしるゝ國ゆたか民やすかりし程をしらるゝ和銅開珍には銀錢銅錢の二種あり共に同じ形なり其後開基勝賢太平元寶の二種は金又は銀錢なれども亦た同じ形なりき



されども同じき四年の五月には以穀六升當錢一文令百姓交關各得其利とあり元正天皇の御代養老五年正月には令天下百姓以銀錢一當銅錢二十五以銀一兩當一百錢行用之とあり銅錢と雖もまた法律を以て其穀物及び銀錢に對する價格を維持するに至りしか猶其目的を達すること能はずして同じき六年二月の詔には市頭交易元來定價比日以後多不如法因茲本源欲斷則有廢業之家未流無禁則有奸非之俗更量用錢之便宜欲得百姓之潤利其用二百錢當一兩銀仍買物貴賤價錢多少隨時平章永爲恒式如有違者職事官主典已上除却當年考勞自餘不論廢贖決杖六十とあり更に一步を譲りて銅錢の銀錢に對する割合を低減せられたるか如き其間豈に多少の理由ありて存するなからんや然るに世人は漫に之を評して我國商業の發達は猶未だ金屬貨幣を用ゆるの程度に達せざりしと云果して然らば彼の私に錢を鑄りしものは何の利する所ありてか之を鑄りしそ政府は何故に銀錢を廢しまた何故に銀錢を禁したるそ政府和同銀錢を發してより僅に一年餘を経たるに忽之を廢したるは私鑄の銀錢濫行して政府は銀錢の發行によりては其利益を專占すること能はざりしか故にあらざるかまた僅に一年餘にして再び之を禁したるは政府已に銀錢を廢したる後も私鑄の銀錢は猶能く流通に入りて政府は再び銅錢發行によりて得る所の利益をも減殺せられたるか故にはあらざるか曩に政

府か銀錢通用の區域を限りしは即其發行したる銀錢の低落を防ぐの策にして米穀と銅錢との間に價格の比例を立てたるは即銅錢の價格を維持せんとするの策にはあらざるか最後に於て遂に銀錢と銅錢との交換價格を定めて百錢を以て一兩に當てまた更に二百錢を以て兩一に當てたるは當時政府か發行の權を專占したる銅錢よりも私鑄の銀錢遙に能く流通に入りしか故にはあらざるか然らば則ち當時金屬貨幣の流通に入ること能はざるに至りし所以のものは商業の程度尙ほ未だ幼稚なりしか故にあらずして幣制の其宜を得ざりしか故なるのみ

當時朝廷は其發行する處の貨幣を流通せしめんと欲して次の三者を施行せり第一は蓄錢者に位階を給て蓄錢の風を養成し以て其發行する貨幣を流通せしめんとしたる事にして和銅四年十月の詔に夫錢之爲用所以通財貨易有無也當今百姓尙迷習俗未解其理僅雖賣買猶無蓄錢者蓄錢者隨其多少節級授位其從六位以下蓄錢者有一十貫以上者進位一階叙二十貫以上進二階叙初以下每有五貫進一階叙大初位上若初位進入從八位下以一十貫爲入限其五位以上及正六位有十貫以上者臨時聽勅或借他錢而欺爲官者其錢沒官身徒一年與者同罪夫申蓄錢狀者今年十二月内錄狀并錢中送訖太政官議奏令出蓄錢と云ひ同年十二月の詔に蓄錢叙位之法無

位七貫白丁十貫爲入限以外如前と云へる是なり第二は諸國よりの調庸等の物を納むるに錢を以てせしめ以て其發行する貨幣を流通せしめんとしたる事にして同き五年十二月の制に諸國所送調庸等物以錢換宜以錢五文准布一常と云ひ元正天皇の御代養老六年の九月の格に令伊賀伊勢尾張近江越前丹波播磨紀伊等國始輸錢調と云へる是なり第三は路傍に米賣場を置き旅人をして食糧を携帶するの勞費を省かしめ以て其發行する貨幣を流通せしめんとしたる事にして同き五年十月の詔に諸國役夫及運脚者還郷之日糶食乏少無由得達宜割郡稻別貯便地隨役夫到任令交易又令行旅人必贖錢爲資因息重擔之勞亦知用錢之便と云ひ同き六年三月の詔に諸國之地江山遐阻負擔之輩久苦行役具備資糧闕納貢之恒數減損重負恐蹙路之不<sub>レ</sub>少宜各持一囊錢作當處給永省勞費往還得宜國郡司等寡豪富家置米路側任其賣買一年之内賣米二百斛以上者以名奏聞又賣買田以錢爲價若以他物爲價田並其物共爲沒官或有糾告者則監告人賣及買人並科違勅罪郡司不加檢校違十事以上即解其任九事以下量降考第國司者式部監察計違附考或雖非用錢而請願通商者聽之と云へる是なり第一の方法は流通に餘れる貨幣を供給して之を貯蓄せしめんとしたるものなれば其名たるや美ならざるにあらずれども是の貨幣の貯蓄を獎勵したるに止り富の貯蓄を獎勵したるにあらずれば世に益あるの方法と云

ひ難し况や當時交通運輸の便猶未だ充分の發達を経ずして貨幣の用は以て非常の急を救ふに足らざりし世にありては其行はるへからざるは勿論なるへし第二第三の方法に至りては當時貨幣發行の方法をして果して其宜を得せしめは最良の手段なりしこと疑なしと雖も苟も貨幣發行の方法をして其宜を得せしめは是猶其源を濁らしめ而して其流の清まんとことを望むか如きのみ是猶其幹を動して而して其枝の靜からんことを欲するか如きのみ夫貨幣の物たるや飢ゆれども不可食寒ゆれども不可衣然るに世人か喜んで之と交換するに人間必要の物品を以てして毫も停滯せざる所以のものは苟もこの物を貯藏し又はこの物を携帶するときは何時にてもまた何地にても概ね一定の比例を以て自由に他の欲する所の物品と交換し得らるゝを以てなり貨幣をして此の如き性質を備へしむるには貨幣自身の價格をして其の表面に鑄出したる價格と同一ならしむること必要なり元來貨幣は只其社會に於て最も廣く且厚く需要せらるゝ所の物品か社會の必要によりて自から暗認黙諾の中に撰定せられたるものなれば苟も其本性を損せは亦た其用をなす能はざるへし其之を鑄造して一定の貨幣となし之に附するに欺瞞を以てするに至りしは只其純分重量を鑒査するの勞費を省かんか爲に之か極印を捺したるに過ぎざるのみ然れども時に或は貨幣を發行する者自か

ら其利益を營まんと欲し或は純分を減して其質を惡し或は重量を減して其形を損し貨幣自身の價格をして其表面に鑄出したる所の價格より減少せしめんか民の利に趨るや奔流よりも疾し豈獨り發行者をして其利益を肆にせしめんや私鑄の貨幣を漸く市場に流出して共に商業を亂るへく其品位の下落は同時に其價格を下落せしめ其價格の下落はまた同時に物品の價格をして反對の比例を以て騰貴せしむへくこの變動をして頻繁ならしむるときは其貨幣は漸く交換の媒助負債の代表たるの性質を損して遂に交換の媒助たる能はざるに至るへし故に貨幣をして能く流通に入らしめんと欲せば重量と純分とを一定し幾回改鑄を経るも貨幣其の價格を變することあうして貨幣所有の結果をして極めて不分明ならしむへし貨幣をして私鑄の患なからしめんと欲せば貨幣自身の價格をして其表面の價格と同一ならしめまた其製造を巧緻にして私鑄の利益なからしむへし苟も此の如くならば令せずして而して行はれ禁せずして而して止まん何を苦んてか屑々焉として之か助長に勞せんや

今や當時幣利の有様を察するに其改鑄は凡十二回にして毎回新錢の一を以て舊錢の十に當てたるものゝ如し而して其貨幣の今日に傳はるものを取て之を比較するに其直徑及び重量は毎に新舊同一にして甚しき差異あることなく寧ろ新なるものゝ舊きものより軽く且小な



るを見るのみ

錢名	發行年月	相距年數	種類	直徑	重量	法定價格
和銅開珍	和銅元年五月		銀	八分	二匁一分	以銀一匁銅錢二十五
同	同年八月		銅	八分	壹匁	
開基勝寶	天平寶字四年正月	五十三年	金	八分	三匁一分	以一當銀錢之十
太平元寶	同		銀	不詳	不詳	以一當銅錢之十
萬年通寶	同		銅	八分	壹匁二分	以一當舊錢之十
神功開寶	天平神龜元年九月	六年	銅	八分	壹匁〇厘	與前新錢并行于世
隆平永寶	延暦十五年十一月	三十二年	銅	八分	九分九厘	以新錢一當舊錢十
富壽神寶	弘仁九年	二十二年	銅	七分五厘	壹匁	不詳
承和昌寶	承和元年正月	十一年	銅	六分五厘	七匁	以新錢之十當舊錢之十
長年太寶	嘉祥元年十月	十三年	銅	六分五厘	五分	以一當舊錢之十

錢名	發行年月	相距年數	種類	直徑	重量	法定價格
饒益神寶	貞觀元年四月	十一年	銅	六分	六分	以一當舊之十
貞觀永寶	貞觀十二年正月	十一年	銅	六分	七分	以一當舊之十
寬平大寶	寬平二年五月	十九年	銅	六分	七分五厘	不詳
延喜通寶	延喜七年十一月	十七年	銅	六分	一分	以一當舊之十
乾元大寶	天德二年三月	五十三年	銅	六分	七分	不詳

計十五種二百五十一年間改鑄十二回

續日本紀 續日本後紀 日本書紀 日本書紀 拾芥抄 大日本貨幣史

夫同一なる新錢を鑄て之を同一なる舊錢の十に當つるは舊錢の十分の一なる新錢を鑄て之を舊錢の一と併行せしむるに異なるなし況んや其變動の頻繁なること此の如くなりしを見れば當時の貨幣が流通に入る能はずして動もすれば發行者の手に戻りし原因は之を知るに難からざるへし而して當時朝廷が此の如き發行方法を用ひられたる所以のものまた唐制の模倣のみ

蓋し此の如き弊風の支那に行はれたるは既に周代に起れるものゝ如し昔周の景王改めて大錢を鑄りしか單穆公諫て曰不可古昔天災降辰於是乎量資幣權輕重以振救民々患輕則爲之作

重幣以行之於是乎有母權子而行民皆得焉若不重則多作輕而行之亦不應重於是乎有子權母而行小大利之今王廢輕而作重民失其資能無匱乎と既にして景王また大鐘を鑄る是に於てか三年之内而害金再興焉の説あり蓋し是より先き輕重二種の幣あり相待て而して行はる景王鑄錢の利を私せんと欲し重幣を鑄りて之を行ひ輕幣の其流通を妨くるを以て之を廢絶したるならん果して然らば所謂重幣また相當の重量を有せしにあらざるや知るべし後世議者概貨幣の事情に疎く反て景王の擧を以て其當を得たるものとあしければ遂に發行者の姦曲を獎勵し發行者は實際其價格を有せざる所の新錢を發行して之を舊錢の幾倍に流通せしめ其發行の度毎に原價の幾倍を利せんと試みたり秦漢晉宋は姑く之を置き陳の世に及んで文帝五銖錢を發行し一を以て從來流通したる鵝眼錢の十に當て宣帝また大貨六銖錢を發行し一を以て五銖錢の十に當てたるか如き後周の世武帝布泉錢を發行し一を以て五に當てまた更に五行大布錢を發行し一を以て十に當て宣帝また永通萬國錢を發行し一を以て十に當てたるか如き皆然らざるはなし而してこの習慣は漸く發行者の襲用する所となりて自から貨幣發行の定法となりし勢なりき隋の文帝の時天下の錢貨輕重一ならざるを以て更に五銖錢を鑄り其重量を文の如くあらしめ以て其弊を矯正せんとしたれども政綱忽にして衰へ私鑄濫

行して又舊時の有様に復し又唐起て高祖舊錢を廢棄し開通元寶を鑄る其重量は五銖半にして極て良錢なり其意蓋し幣制を一新するに在りしならん然れども高宗更に乾封泉寶を發行し其重量は二銖六分に於て前錢より重きと僅かに一分に過ぎさりしを前代の弊風を襲用し一を以て舊錢の十に當てたれば其幣制また亂れたり此時は恰も天智天皇の御代に當り我國か頼りに唐制に模倣して百般の制度を定むる時なりしかは其弊風も又隨て傳染し大に毒害を流せり和銅開珎以降の貨幣をして流通に入ると能はざらしめたるは即此弊風の仕業にして習俗に迷て未だ其理を解せざりしものは百姓にあらすして寧ろ朝廷に在りしならん貨幣の法定價格をして其原價より幾倍を増加せしめたる結果は當時に於ても亦既に其不都合なるを發見したるものなきにあらざりしにや淳仁天皇の御代天平寶字四年三月に錢之爲用行之已久公私要便莫甚於斯頃者私鑄稍多僞濫既半頓將禁斷恐有騷擾宜造新樣與舊併行庶使無損於民有益於國其新錢文曰萬年通寶以一當舊錢之十銀錢文曰太平元寶以一當新錢之十金錢文曰開基勝寶以一當銀錢之十と勅して新錢を發行し稱徳天皇の御世天平神護元年九月また更鑄新錢文曰神功開寶與前新錢並行于世れしに光仁天皇の御代寶龜三年の八月に至り太政官より去天平寶字四年三月十六日始造新錢與舊並行以新錢之一當舊錢之十但以年序

稍積新錢已賤限以格時良未安穩加以百姓之間價宿債者以賤日新錢一貫當實時舊錢十貫依法雖相當計價有懸隔因茲物情擾亂多致喧詆望請新舊兩錢并價施行と奏請して裁可ありしことの見ゆるは是れなり(其間稱徳天皇の御代天平神護元年大日新錢の發行ありされども其時には更鑄新錢文由神功開寶與前新錢並行于世と見えたりは寧ろ同物として見るへし)然れども猶其病根の由りて來る所を洞見する能はずして桓武天皇の御代延暦十五年十月にはまた周朝撫曆肇開九府之珍漢室膺期爰設三官之貨用能遷有無以均利通險夷而得宜是濟民之要領乃益國之嘉榮然而應機適時賢哲所以成務權輕作重母子於是並行頃者私鑄滋起奸鑄紛然施之交關既爲輕賤充之貯蓄不堪實用即欲禁止卒難懲清事須平量以救流弊是以更制新錢仍增其直文曰隆平永寶宜以新錢二當舊錢十新舊兩色兼使行用但舊錢者始自來歲限以四年然後停廢と詔して新錢を發行し給ひしかは貨幣遂に物價の標準負債の代表たるの性質を損して交換の媒助たる能はず曩きに政府か其發行する貨幣を流通に入らしめんと欲して計畫したる蓄錢叙位の法と錢を以て調庸等の物に代納するの法とは反て貨幣をして發行者に返しむるの捷徑となり政府は更に令を發して之を禁遏するに至れり同じ御代の延暦十六年二月の勅に租稅之本備於水旱錢帛之財飢而不食今聞京職多有取錢事須賤未貴本二緡收錢但恐民有

貧富不必蓄穀宜聽貧乏之徒進錢通計不得四分之一と云へるは即錢を以て調庸等の物に代納するを禁して四分の一に過さらしめたるものにして同じき七年九月太政官の官符に(類聚三)

禁斷貯錢事

右被右大臣宣稱奉勅用錢之道取於輕便有無均利彼此得宜者也如聞外國吏民多有貯蓄京畿士庶還乏資用既乖均利之義亦失得宜之方宜下嚴制不得更然所有之錢盡皆納官仍用稅準價給之送京之功亦用正稅如有藏而不進爲他被告不論產贖科違勅罪五分其物一分給告者四分沒官但伊賀近江若狹丹波紀伊等國不在禁限

延暦十七年九月廿三日

と云ひ同じき十九年の二月の官符にもまた

禁斷民蓄錢貨以求爵位事

右大納言正三位登志濃王宣奉勅頃年納錢例叙五品今聞殷富之民多貯錢貨藏緡萬許或至腐爛是以官府倍力無輟於鑄作京畿乏錢未布於民間其百姓納錢以未爵位自今以後嚴加禁止更莫令然

と云へるは即錢を蓄ふるものを位に叙することを廢したるものなり此の如くして貨幣の流

通は既に全く停滞し其價格隨て下落して民間の交易にも貨幣を用ゆることなかりければ同じしき二十一年正月は更に如聞山城國百姓賣買水田以稻爲直準錢論之町過万錢自今以後宜上田一町直錢四千中下田者準此差減若有違法處違勅罪と云はれたり然れども新錢の實は法價より賤く舊錢の實價は法價より貴し貴きものは藏せられて賤しきものは出さるゝは是貨幣流通の大勢なれば新錢の一貫を以て舊錢十貫の取引を完結せんと欲するもの天下然らざるはなし且や今日十貫の貨幣を所有するも忽然として貨幣の改鑄に遭遇すれば新錢の一貫となるに過ぎされは其貯蓄の効驗は殆んど豫期する能はざるの危険あり是に於てか富者は穀を蓄へ貨幣は自から流通より遠かり禁令嚴あると雖もまた用ゆる所なかりき

嵯峨天皇の御代弘仁九年また新錢を鑄る文に富壽神寶とかゝれたりされども此時の法定價格は如何なりしや知るに由なし仁明天皇の御代承和元年正月に至り新錢を發行さるゝやまた新錢の一を以て舊錢の十に當てらる其詔に曰懋遷之軌標自昌言交貿而退取諸噓嗑則知龜文入幣與於曠時蝸影棲縉彰於舊術姬王圖法有無以之化居漢宣泉刀歛散由斯不匱斯固邦家所要配地馬而无疆公私攸宜擬天龍而自遠然而權輕作重沿世或悛子共母隨適時開務况年紀浸久資幣已賤不有平量何救流幣是以今制新錢以叶通變文曰承和昌寶以新錢之一當舊錢之十新之

與舊宜令並用と是に於てか其結果は新錢出るに隨て直に發行者に返り毫も流通に入る能はざりき同き五年十月には遂に畿内諸國雜官稻代收錢一切禁之と勅せらるゝに至りぬ然るに同じき御代の嘉祥元年十月に再び同一の方法を以て新錢を發行し觀夫洞八連三重規疊矩莫不交易以強國代遷以利民故鷹揚神文立九府之圖經絕龍相天人施五銖之遺利乾坤之方圓同川岳而流積無遠不往無深不臻使用輕通家同國但輕重各異子母相通影入星榆形圖水符用捨之端無定小大之變隨時今者天賜嘉祥曆改年號若使錢文貨制仍舊不悛恐乖變通之規或罹流弊之各宜改舊貫於鳧機磨新彩於金刀文曰長年大寶一以當舊之十新之與舊並用雜行將令用而不倦既富之而教之と勅せられければ錢價は益々低落し其米穀との間に於ける交換價格に著しき變動を生じて同じき二年の四月に至りては遂に去承和七年定諸國穀直訖而今如聞穀價賄貴錢幣差賤而猶守舊程不隨時宜々改前直一依當時仍須隨陸海之貢輸取定數於京師准其沽價以爲穀直自今以後立爲恒例と勅して嘗て定められたる錢穀兩價の比例を廢せらるゝの必要を生したり

是より後また數回の新錢發行ありしかども其發行の度毎にこの弊風を襲用せられしかは其結果は常に錢價の下落物價の騰貴となり貨幣は益々流通より遠かり清和天皇の御代貞觀元

年四月の新錢發行の詔に書稱科斗篆籀之訓斯彰簡號章編交易之方日遠是以姜公通市井之貨齊國大疆鳴夷善發歛之居陶業爰盛遠則赤側白金近則鵝眼瓊環順世而異名逐時而興利但權輕作重子去母隨誠是歷年之漸深遂知行用之彌賤宜改舊弊更制新錢勤此變通救彼流弊文曰饒益神寶一以當舊之十即舊之與新並令雜用と云へる結果は同じき八年の二月に至りて太政官處分に定左右京日米一升直錢四十文前廿六文今加十四文黑米三十文前十八文今加十二文是歲穀價騰踊東西津頭白米一斛直七貫二百文黑米四貫四百文由是増定京邑沽價と現出しまた明くる九年五月の太政官符にも

應禁制貯錢事

右延曆十七年九月廿三日格稱右被右大臣宣稱奉勅用錢之道取於輕便有無均利彼此得宜者也如聞外國吏民多有貯蓄京畿士庶還乏資用既乖均利之義亦失得宜之方宜下嚴制不得更然所有之錢盡皆納官仍用稅準價給之送京之功亦用正稅如有藏而不進爲他被告不論產贖科違勅罪五分其物一分給告者四分沒官但伊賀近江若狹丹波紀伊等國不在禁限者而今畿外諸國富豪之輩不慎格旨猶事貯積聞其由緒非充資用徒奢富強之名各爭聚進之夥邊郡既無通用之理朝家永増鑄作之勞靜論其費誠須懲革右大臣宣奉勅宜更下嚴制一切禁斷其所有之錢依先

格行之若隱藏不進科罪亦如先格唯告言者三分給一國司仍須符到之後四十箇日內勘錄緘數專脚言上夫搜勘無私言上合期不論多少時加褒擢若乖違符旨延引無申及許容不勘爲他被告同處違勅罪不曾寬宥又伊賀近江等五箇國先格已稱不在禁限宜聽其資用禁其貯蓄

貞觀九年五月十日

と現出せり其後同じき十二年正月に夫古先哲王所以立鐵官設園法者以其能權歛散通有無遠近同施公私共利也但始終難一輿廢有時非因變通何激風化是以輕重不定小大無常沿世而分形適時而異稱朕翼政令之簡要嫌錢貨之頗改歲序雖積錢文不新今聞流弊尤甚交貨多妨囊裡貯而難資杖頭懸而乏用既非泉流之喻還作芋計之煩宜變舊色於青硃驚新聽於黔首文曰貞觀永寶一以當舊之十母子相隨並共通用庶俾下民之得宜將招上天之冥福と詔して再ひ新錢を發行せられたる結果は又同じき十五年の十二月に至りて左京職言檢去承和三年二月九日格調錢准外丁絶三分之一人別輸調錢百文淫八十文仍准折十二丁成正然則人別應輸緇五尺以此准當時活法饒益錢百八十三文而去年以往正丁一人所輸調庸同錢十四文今貞觀新出饒益漸賤因依官符宣旨雇役夫三丁之所輸不足一人功食然則須以五尺絶直爲調法然而俄有増加弊民難堪望請貞觀錢十文定令輸貢勅宜別輸貞觀錢三文畿内諸國亦宜准此と現出せり抑々貨幣は物價を量る

の標準なるにあらずや然るに今や其發行の方法は或は用捨之端無定小大之變隨時と稱し或は輕重不定小大無常と稱し毎に驚聽於黔首と云へる主義なりき標準の變動此の如くならば物の長短何を以てか之を定めん錢貨をして流通より遠からしめたる所以の者は政府に在りて百姓にあらざる也日本古代通貨考に今昔物語に「金一兩を以て直米三石に賣りてそれをもて家を買て」とあるを引て當時我國の人民は猶金屬貨幣の用を知らずして政府の其流通を謀らるゝにも拘はらず猶稻米貨幣を通用したりと云へるは之を皮相とやいはん宇多天皇の御代寛平二年五月寛平大寶と云へる新錢を發行せられたると拾芥抄に見えたるは又一を以て舊の十に當てられしにや醍醐天皇の御代延喜七年十一月延喜通寶を行發せられたるは一を以て舊の十に當て新の舊と并に之を通用せしめられたるなりと日本紀略に見えたり村上天皇の御代天徳二年三月改錢貨文延喜通寶爲乾元大寶と日本見ゆるは其文のみを改められしに似たれども同じ御代の應和三年七月公卿請停並行舊錢新錢と禁秘に見えたるか新錢の流通に入る能はさりしか故に舊錢の並行を停められたるなりと覺ゆれば是亦一を以て舊の十に當つるの弊を改められさりしものなりと知られたり當時の發行方法に於て猶不完全なりしは官錢の製造巧緻を歎き往々均一ならずして或は私

錢に劣りし事にして和銅七年の制に自今以後不得擇錢若有實知官錢輒嫌擇者勅使狀一百其濫錢者主客相對破之即送市司と云へる是なり夫民の官錢と知りて猶之を擇へる者は其均一を缺きし故にあらずや然るを其均一は之を謀らすして法律を設けて之を通強せしめんとしたるは抑も亦難かな然れども當時朝廷か毫も之を顧みさりしは貞觀七年四月京畿及近江國にて惡錢を擇棄てしを禁して弘仁十一年六月九日下知大藏省曰鑄錢司所進新錢雖文字頗不明而不失體勢亦有小疵行用無妨宜猶檢納而問愚者不悟此旨專任已心擇棄不受或稱文字不全計十嫌二三或號輪廓有缺舉百缺八九是以要升米者飢口難餉買屯綿者寒身不暖宜牒于路頭嚴加禁止若有乖違隨即決笞と詔せられしことを知るへし然れども朝廷また自然の勢は遂に之を抗すへからざるを悟られしにや同じき十四年九月に至りて僅かに新鑄貞觀錢文字破滅輪廓無全凡在賣買嫌棄大半譴責鑄錢司令分明鑄作と勅せられたるを見る十を計れば二三を嫌ひ百を擧ぐれば八九を缺く程に文字破滅し輪廓全からさりしを思へば其均一を缺きしとまた察するに堪えたり此の如くして貨幣の制度は既に全く紊亂し新舊錯雜して物價の標準たる能はさりしかは其極遂に貨幣の効驗を失し僅に地金として授受するに止まりき花山天皇の御代寛和二年六月に從去年九月中旬至于今一切世俗錢不用交關之間不通人民莫不嗟嘆

世と見ゆ同し年の十一月に近來世間錢嫌尤甚適所取錢號二寸半銅錢原直也日本と見え一條  
 天皇の御代永延元年十一月二日加禁止上下人々不用錢貨事百鍊または仰有司制上下不用錢  
 貨事扶桑など見ゆる是なり二寸半の意義は明かならされども銅錢の原直なりと云によるに  
 銅錢地金の原價を以てすれば或は通用するを得たれども其法價を以てすれば通用するを  
 得ざりしこと知るへしその後高倉天皇の御代治承三年七月廿五日の朝議に近代渡唐土之錢  
 於此朝恣賣買私鑄錢者處八唐雖不私鑄所行旨同私鑄錢尤可致停止事歟玉と云ひ後鳥羽天皇  
 の御代建久四年七月四日の宣旨に應自今以後永從停止宋朝錢貨事右左大臣宣奉勅云々自非  
 止錢貨之交關者爭得定直法於和市哉仍檢非違使并京職自今以後永從停止法曹至と云へるは  
 政府發行の貨幣は法價不當にして貨幣の本性を損せし故法價の關係を有せざる外國の貨幣  
 を輸入して之を流通するに自然の價格を以てしたるものなるへく東鑑に切錢事有其沙汰近  
 年多以出來之由有其聞自今以後者用切錢事可停止之存此旨普可令下知之由被仰左典廐等云  
 々其狀云

切錢事

右近年多出來之由有其聞於自今以後用切錢事可停止元存此旨普可令下知之狀依仰執達如

件

弘長三年九月十日

武藏守 相模守

加賀前司殿

と云へるは同じく法價の關係なき銅地金を適當なる形狀に鑄出し其入用の都度適宜に之を  
 切斷して秤量交換したりしか故に切錢とはいへるなるへし昆陽漫錄に越後老人云越後にて  
 通用せる銀は一ならず長岡にては寛字を打てる銀を使ひ新潟にては榮の字を打たる銀を使  
 ひ寛字銀榮字銀ともに大低厚さ二分ばかりに長く吹とくところ印を打置て通用の時に隨て大小  
 意に任せて切て通用せり故に里言に鈍切錢と云東鑑に切錢と云ことありて解せざりしかこ  
 れにて見れば弘長の比民間にてひそかに銅を薄く吹て切錢として通用したるにやと云へる  
 は卓論なり幣制紊亂して政府の信用既に地に墜ち合法貨幣は以て物價專定の度量たること  
 能はざるに至りては其間亦自から此の如き貨幣を生し其重量を以て通用するに至りしも敢  
 て怪とするに足らず百鍊抄には後堀河天皇の御代寛喜二年六月二十六日以錢一貫文可被直  
 米一石之由被宣下など見ゆれども是其本を正さずして其末を矯めんと欲するもの豈能く錢

價を維持し得んや

然れども當時商業の進路を阻絶せしもの尙他に一の原因あり估價の法是なり大寶の制大藏  
脚賣買估價の事を掌とる（東西市正亦財貨の交易器物の眞偽度量の輕重賣買の估價等を掌  
れり）然れども義解に之を解して官家賣買標其中估但當賣買時知估價法非是常在市而案記  
也と云ひ關市令にも凡官與私交關以物爲價者准中估價と云によるときは當時立法の意所謂  
估價は官私相賣買するの間に於ける評價法たるに過ぎざるなり然るに實際に施行するに至  
りては少しく其意に反し元正天皇の御代養老六年二月の詔には既に市頭交易元來定價と云  
に至り市頭交易の物價に至るまで皆官家の干渉する所となりぬ夫物價は需要供給の有様如  
何によりて賣買せざるべからざるに至りしとすれば其間姦惡の弊漸く生し東西市司の進す  
る估價帳の如きも毫も憑據するに足らざるに至りしも亦已を得ざるのみ

應依實造進估價帳事

右檢案内頃年東西市同所進估價帳不據時價浪陳憑虛或以賤時米常注貴直或以踊時布箱置  
下品加以一物之價東西不同賣買之輩彼此相疑非唯民迷惑還多致公損是則市司誠非其人京  
職無心檢覆之所致也右大臣宣宜令加譴責依實造進

貞觀十三年八月十四日

（享祿本類  
聚三代格）

一物の價と雖も東西同じからざるは之を賣る者の巧拙如何にあることにして苟も之を自然  
に放任せば拙にして高價なるものは漸く得意を失して自滅に至るへし亦た何そ官家干渉の  
勞を煩さんや是よりして後屢々估價の法を定められしかとも毫も其効なかりしは自然の勢  
に反したればなり

日本紀略 天曆元年十一月十一日辛酉諸卿被定雜物價直減定事

又 寛和二年三月廿九日左大臣以下諸卿參仗座被定估價法

百練鈔 延久四年八月十日定估價法

高倉天皇の御代治承三年七月また估價の法を議せられたるは蓋し中估の法を用ひられしもの  
のならん然れども其法また行はるゝ能はさりしかは遂に檢非違使を部署して市塵を巡察し  
以て之を強行せしめられたり亦甚しと云へし

玉海 治承三年七月廿五日萬物估價法可定申者略中此事暗不能注進價直也略中同廿七日基廣

注申錢賣買之間事近代渡唐土之錢於此朝恣賣買略中私鑄錢者處八虐雖不私鑄所行冒同私鑄

錢尤可致停止事略中其廣勘注之旨叶愚存了又尋見年々估價法此中延久尤委細叶近世之法



歟但尙召市人可被行中估之法歟謂中估之法者賣人者好高直買人者好減直折中而有裁斷謂之中估之法也大夫尉義經畏申記

可令向市塵人結番事

- 一番 康綱朝臣 久光 基廣 明基奉行 兼康
- 二番 兼綱朝臣 季貞 清重 重成
- 三番 章貞 盛澄 信盛 資成 久忠
- 四番 仲頼 信盛 資成 久忠

右市塵雜物估價法被載去八月卅日官符兼又商賈之輩不恐嚴刑猶以違犯宜令檢非違使等五個日一度分番向東西市可令勘糺違法之由同九月十九日被下宣旨畢仍任宣下狀爲令行向所令結番也來卅日可行向也又自件日限又以前如此轉輪儲守結番行向市塵可令勘糺違法之狀依別當宣所廻如件

治承三年十月廿六日

後深草天皇の御代建長元年十月また估價の法を定めらる然れども當時朝廷の式微なりしを思へば其行はれしや否覺束なし

百鍊抄 建長元年十月八日乙巳於記錄所被定估價法事又同二年四月廿一日戊辰於仙洞被評議估價法事

要するに鑄錢の制と估價の法とは當時相待て朝廷の財政を補助したるものにして一方に於ては頻りに新錢を發行して之を舊錢の十倍に通用せしめ他の一方に於ては估價の法を執て以て之を強通せんと試みたり故にこの二者はまた相待て商業の進路を遮きりしと云はざるへからず然れどもまた一二の意想外なるものなきにあらざる也嘗て關市令に於て凡除官市買者皆就市交易不得坐召物主乖違時價不論官私交付其價不得懸違と定められしより物皆市場に就て之を買ふべきことなり公卿貴人と雖も男女皆市に集り貨物を買ひしと云

江談抄大納言道明到市買物事 往代人多到市買物道明與妻同車到市買物

枕の章紙 市はたつの市つは市はやまどにあまたある中に長谷寺にもうつる人かならずそこにとしまりければ觀音の御ゑんあるにやと心ことなるなり、あふさの市、しかまの市、あすかの市

大和物語 平好か色好みけるさかりに市にいきけりなかくろよき人も市にいきてなん色好むわさはしける

而して市に在りて物を賣る處之を「まちや」と云ひ

和名類聚鈔 店家 四聲字苑云店今按俗云坐賣物舍也

色葉字類鈔 店家 坐賣舍也

津に在りて賣物を停めて賃を取る處之を「ツヤ」と云

和名類聚鈔 邸家 辨色立成云邸家停賣物取賃處今按俗云津屋此類也

色葉字類抄 邸家 俗作津屋

桶櫃を載て物を賣る販女あり

和名類聚鈔 販婦 比佐妓女

源平盛衰記 販女の女御とはされは誰そ若丹後局の事かそも桶櫃を載て物をはよ

うらし

馬背に負せて物を商ふ販夫あり

和名類聚鈔 販夫 比佐岐比止

今昔物語 今昔河内國□□郡に住む人有けり名を石別と云ひけり瓜を造て此を賣て

世を過ぎけり而れば馬に瓜を負せて賣らんか爲に行かんとして瓜を負するに馬の可負き

力に過て此を負せたり

遠近を涉獵して金錢を商ふ金商錢商の類もあり

平治物語 奥州の金商人吉次と云者京上りの次には必鞍馬に參ける

今昔物語 今昔備中の國賀陽の郡葦守の郷に賀陽の良藤と云ふ人有けり錢を商ふて

家豊かなり

當時商業の有様其一斑を窺ふに足らんか

源頼朝が覇府を鎌倉に開くや我國の政權を收攬して天下の大小名を朝宗せしめられたれば商業の中心亦宜しくこの地に遷るべきに似たり然れども鎌倉の政は恭儉にして用を節し痛く消費を制したればまた聚斂の必要なく且其地たるや險隘四塞にして運輸不便全國貿易の大市場たるに適せざりしかは僅かに關東の貿易に於ける中心たりしに過ぎざりしならん今や東鑑に就て之を檢するに順徳天皇の御代建保三年七月町人以下鎌倉中諸商人可定員數之由被仰下と見え後深御天皇の御代建長四年沽酒禁制殊有其沙汰悉以破却壺而一屋一壺被宥之但可用他事不可有造酒之儀若有違犯之輩者可被處罪科之由因定下之と見ゆるを見るのみ同じき五年の十月には薪馬藪の高直なるを患て其直法を定められたれとも同じき六年の十月にはま

た遂に之を廢したり其干渉する所の是等の物品に止りしを見るもまた鎌倉の商業は如何なる有様なりやを知るに足らん

東鑑 建長五年十月被定利賣直法其上押買事同被固制禁小野澤右近大夫入道内島左

近將監盛經入道等爲奉行

薪馬務直法事

炭

一駄代百文

薪三十束十把代百文

萱一駄八束代五十文

藁

一駄八束代五十文

糠一駄二俵代五十文

件雜物近年高直過法可下知商人

又 同六年五月雜物等依有高直之間被定其法今日所被施行也

炭

薪

萱

藁

糠

糠

糠

糠

糠

糠

糠

糠

高直過法之間依爲諸人之頼先日雖被定下直於自今以後者不可有其儀如元可被免交易但至押買并迎買者可令停止也以此旨可被相觸相摸國如然之物交易所者依仰執達如件

建長六年十月十七日

相模守

陸奥守

筑前前司殿

新井白石嘗て言へることあり昔者先王建國制爲五畿七道畿内租入以供宗廟百官之用焉在外諸國則任土作貢以實王府之儲蓄焉考之典籍七道輸送由海路而建京此三十餘國風侯有時駕漕有程則海運之政亦有從來久矣降迨文治皇綱紐解民之謳歌者漸轉向東而關左之地日以隆盛農兵既分用費多端當是時自非四方之轉輸則烏能得人給家贍哉但漕運之法求之記傳不少概見矣と然れども今や是等の徵證によるときは鎌倉は決して四方運輸の中心にあらざりしことを知るべし而して元亨釋書僧榮西か傳に出到奉國軍乘楊三綱船著平戸嶋葦浦本朝建久二年辛亥也戸部侍郎清貫創小院延之とありて註に本朝事跡考を引きて平戸在松浦中遣唐船之歸朝者不得到筑前博多則著平戸或曰葦浦有小寺工人稱千光寺是陳迹也と云ひ又同書の僧辨圓か傳に嘉禎元年泛海十寅夕而著明州界とありて注に四月發船平戸津と云へるか如きを見れば當時外國貿易中心たる博多港は漸く其支脈を延へて平戸港を開かんとしたることまた頗る明著なり平戸は即古の庇良島にして其遣唐使の航路に當りしか故に嘗て島司郡領を置かんとせられし所たり平家物語に有王丸か硫黃島に渡らんとて薩摩瀨に下りしことを叙じて唐船の覆は卯月早月にとくなればと云へるによれば防津より支那へ往來せる商船もまた有りしと知らる

平家物語 もろこし舟のともつなは卯月さ月にとくなれば夏衣たつをちそくや思ひけん  
彌生の末に都を立ておほくの波路をしのきつゝさつまかたへそくたりける

蓋し當時我國商業の氣運は嘗て政治世界の一大變遷ありしによりて中央の政權に壓奪せられ頗る坎坷の域に在りしと雖も自然の勢は自から自然の針路を趨り朝綱漸く其紐を解き律令の苛細なるものまた之を執行する者なきに及ては雄偉なる商業家は往々にして舷を鼓して空漠を凌ぎ貿易の區域を恢復して朝鮮支那の沿岸に至る者あり支那の貨幣を輸入して之を内地に流通せしむるに至る而して其最も著しきものは高倉天皇の御代安元年中平重盛か黄金を宋の育王山に贈りしとき船頭妙典か之を齎したるか如きはなり

平家物語 大臣(重盛)いかなる善根をもして後世吊はればやと思はれけるに我朝にはいかなる大善根をしいたり共子孫相續て重盛か後世を吊はんこと有かたし他國にいかなる善根をもして後世とふらはれんとて安元の春の比鎮西より「メウテン」といふ船頭を召寄せ人をはるかに退けて對面あり金三千五百兩めしよせて汝は聞ゆる大正直の者なればとて五百兩をは汝に得さす三千兩をは宋朝へわたし一千兩をは育王山の僧に引二千兩をは帝へまゐらせて田代を育王山へ申しよせて重盛か後世とむらひすしとそ玉ひける

「メウテン」是を給はりて萬里の翻浪しのき大宋國へそ渡りける

後深草天皇の御代實治元年十一月被宣下西國米穀渡唐停止之事帝王編年記と見えたるは其頃商業の氣運漸く恢復して米穀輸出の結果は大に其價を騰貴せしめたるか故なる可し同し御代の建長六年四月評定唐船事者有沙汰被定其員數即今日被施行之唐船者五艘之外不可置之速可令被却東と見えたるは當時渡唐の船數極めて多く或は内國の必要品を輸出して其價を騰貴せしめ或は海外の驕奢品を輸入して市場に充滿せしめられたれば當時北條氏謹儉の政略は之を放任する能はさりしか故なるへし然れども弘安の一役撃て元寇を却けしより商人の彼地に赴く者愈々多くまた停止すへからざるの勢を示し其大膽なるは時に元の沿海を焚掠して歸る者あり商機海賊と與に大に振興の傾向を現はせり

# 大日本商業史卷三

菅沼貞風 著

中古の時代（海賊の時代）

元寇を殲して商機大に振ふ

一條の大河あり瀟々として東に注ぐ其大澤の坡に遮らるゝに當りてや紆餘低回進む能はざるものゝ如し然れども一旦雨至り迅雷風烈なれば堤を潰し封を決して一灑千里其至る所に到て而して止む故に勢に自然あり之を決するものは機あり我國商業の停滯するや久し將に待つ所ありて而して發せんとすこの時に當りて偶々元寇の一役あり激戦兩回撃て其軍を却けしかは商機大に動てまた止むへからず海賊の發達は益々航海の區域を擴張して商業の歩趨正路に歸りぬ

抑々我國の交を支那に通せしは漢魏の時に始まり而して其交を通せし所以の原因如何を推究するときは日本人種か西方に向て蔓延せんとしたる勢力と支那人種か東方に向て遷徙せんとしたる勢力との相衝突せしに由れるのみ然れども當時其衝突せし場處は遠く朝鮮半島

に在りしを以て我國の内地は枕を高くして眠るを得たり爾來晋宋を經過して齊梁の季に至るまで支那の政權久しく統一を缺きしかは我國また患なかりしか隋唐踵て起りて並に東方に事ありしより我國は其競争に敗北して遂に朝鮮半島を失ひ疆域の中に退守したりしかは大古日本人種の一派なる新羅の民族は縱令其獨立を彼地に恢復したるにせよ日本政府の統一する境界は遂に對島以東となり恰も一膜の外は即仇讐に隣するの想あらしむ是我國の當に大に慮るべき所ならずや唐亡ひて五代交り起り宋遂に之を統一せりと雖も宋人始より契丹其他の諸國に迫られ復た東方に事ある能はざりしは其僥倖にして恃むに足らざるなり元の蒙古より起るや勢殊に疆大にして殆んど亞細亞西方の全陸を席卷し到處敵する者なく其威遠く歐洲に加はりければ益々圖南の志を起し夏を滅し金を取り高麗を服して宋に迫り遂に我國を恐喝して臣屬の禮を取らしめんと試みたり龜山天皇の御代文永五年二月元高麗に命し使者を遣して左の牒狀を齎らさしめたり

大蒙古國皇帝奉書日本國王朕惟自古小國之君境土相接尙務講信脩睦况我祖宗受天明命奄有區夏遐方異域懷德者不可悉數朕即位之初以高麗無辜之民久瘁鋒鏑即令罷兵還其疆域反其旄倪高麗君臣咸戴來朝義雖君臣歡若父子計王之君臣又已知之高麗朕之東藩也日本密通

高麗開國已來又時通中國至於朕躬而無一乘之使以通和好尙恐王國知之未審故特遣使持書布告朕志冀自今以後通問結好以相親睦且聖人以四海爲家不相通好豈一家之理哉以至用兵夫孰所好王其圖之不宜

この時に當りて我國の内勢は如何なりしやを察するに嘗て朝廷の方に盛なりし頃無暗に唐制を模倣して文物を塗抹せし以來勇敢木訥の國風は漸く變して驕奢遊惰となり國力頗る衰へ財用頼て乏しく國家殆んど傾覆の形狀に陥り人民塗炭の苦に堪えざりしかは社會の必要は遂に源賴朝をして覇府を鎌倉に開きて兵馬の權を執り上朝廷驕奢の政を抑へて下暴政苛斂の下に苦める者をして姑らく其肩を休はしむるの業を成さしめたり而して執權の家には北條泰時其人の如きあり代々謹儉を以て民を馭したれば兵力上に備りて財用下に足らへり是に於てか國力漸く充實し人民また海外に向て商業を營まんとするの勇氣を生し後深草天皇の御代の頃には渡唐の商船極めて多し頻りに米穀を輸出せし者ありき然れども習慣の力は之を破ること甚だ難く鎌倉の將軍政府は故もなく之を禁遏して久しく專占せられたる商機は容易に各人の自由に復する能はざりしか蓋然元寇の事あるに會し遂に停滯を決して自然の進路に向ふの機會を得たり初め元の書の鎌倉に達するや鎌倉の執權等は日本蒙古に伏

從すへしと言來れりとして直に防禦の用意に取掛りし事當時の記録によりて審かなり  
關東評定傳 文永五年正月蒙古高麗牒狀到來高麗牒使潘阜貢來之日本可伏從蒙古之由載  
之

新式目

蒙古人挿凶心可伺本朝之由近日所進牒使也但可令用心之旨可被相觸讀岐國御家人等狀  
依仰御執達如件

文永五年二月廿七日

相摸守

右京權大夫

駿河守殿

この時京都の朝廷にては辨官外記等の勘文を徴されて伏議を行はれ仙洞の評定もあり之に  
對し通牒あるべきかを沙汰有りて其牒を清書し關東へ遣はされしかども武家仔細を申して  
遣さず所詮牒狀の體無禮なるによりて返牒に及ばぬ由使者に仰合めて返却せらるると見ゆ  
五代帝若しこの時にして鎌倉の將軍政府なからましかは我國は高麗と同じく支那の屬國と  
王物語なりしならん同じき八年元また趙良弼を遣して我國に服從すへき旨を説きたれども我國よ

りは之を太宰府に抑留して京都に入らしめさりしかは同じき十一年の十月元兵を擧げて來  
侵せり然れども我國の兵力は決して元兵に劣らず手強く之を防ぎしかは彼等は遂に敗北し  
策瘦兵戰大敵非完計也不若回軍とて逃去りぬ

關東評定傳 文永十一年十月五日蒙古異賊寄來著對馬島討少貳入道覺惠代官藤馬久國廿  
四日寄來太宰府與官軍合戰異賊敗北

東國通鑑 高麗……年十月都督使金方慶與元都元帥忽敦左副元帥洪茶丘右副元帥劉復  
亨以蒙漢軍二万五千我軍八千梢工引海水手六千七百戰艦九百餘艘發合浦中捨舟三郎浦詳未  
分道以進所殺過當諸軍終日戰及暮乃解方慶請忽敦茶丘曰我兵雖少已入敵境人自爲戰即孟  
明焚舟淮陰背水也請復決戰忽敦曰小敵之堅大敵之擒策瘦兵戰大敵非完計也不若回軍復亨  
中流矢先登舟故遂引兵還

この役に我國此の如く全勝を占められたれば後宇多天皇の御代建治元年の四月に元の使者杜世  
忠か來るや永く窺視を絶つる策として毫も憚る所なく其首を刎ね用を節し民を休して益々  
戦備を完修し彼れ若し來寇すること能はずんは我より往て之を襲はんと企てたり

北條九代記 今度刻首事永絶窺視不可攻之策也其後警固事有沙汰鎮西撰補守護人器用發

遣海邊國々止京都大番役被差置在京人公家武家減省公事行儉約休民庶者是爲軍國用意也  
東寺文書

明年三月比可被征伐異國也梶取水手等鎮西若令不足者可省苑山陰山陽南海道之由被仰太  
宰少貳經資了仰安藝國海邊知行之地頭御家人等所一圓地等兼日催儲梶取水手等經費令相  
觸者守彼配分之員數早速可令送遣博多也者依仰執達如件

建治元年十二月八日

武藏守  
相摸守

武田五郎次郎殿

野上文書

異國發向用意條々

一所領分限領内大小船員數并水手梶取交名年齢可被注申兼又以來月中旬送付博多津之樣  
可相構事

一渡異國之時可相具上下人數年齡兵具同可被注申事

以前條々且致其用意且今月廿日以前可令注申給若及遁避者可被行重科之由其沙汰候也乃

執達如件

建治二年三月五日

前出羽守

野上太郎殿

勢此の如くなりしを以て此の如き戰端を開きたる際在りては我國の商人は毫も畏るゝ所  
なく支那の海口に渡航して常に貿易を營めり然れども元の勢力日に強く宋また遂に其滅す  
る所となりしこと聞えければ遂にこれより働掛くることは止みにき

太田美作守康有の建治三年記 六月八日宰府脚力參著宋朝亡滅蒙古統領之間今春渡宋之  
商船等不及交易走還

元史 世祖至元十四年(建治三年) 日本遣商人持金米易銅鐵許之

又 同十五年十一月(弘安元年) 詔諭沿海有司通日本國人市舶

又 同十六年(弘安二年) 日本商船四艘篙師二千餘人至慶元濟口(古の明州) 哈刺互

諜知其無他事于行省與交易而遣之

勘仲記 弘安二年七月廿五日宋朝牒狀自關東去夕到來今日於仙洞有評定殿下(兼平)

以下皆參左大辨宰相(經長) 讀申牒狀如傳聞者宋朝爲蒙古已被打取日本是危自宋朝被告



知之趣歟今日人々議不二揆廿九日今日異國牒狀内々有御評定書狀體違先例無禮也亡宋舊  
臣直奉日本帝王之條誠過分歟但落居分關東定計申歟

かくて同じ御代の弘安三年六月に元の將軍等より遣はされたる使者周福樂忠我國の渡宋僧  
本曉房靈果及び通事陳光等と與に來りしをまた博多に於て誅しければ同じき四年七月元兵  
都合十五万人江南東路の二軍となりて再び來寇したれども當時我國人の勇氣は極めて鋭く  
其頃の物語に伊豫國住人河野六郎通宗異賊警固のため本國を立ちし時十年の中に蒙古寄來  
らずは異國へ渡りて合戦すへしと起請文十枚までかき氏神三島の社にて灰に焼て自ら飲みな  
どして此八ヶ年まで相待處に其時を得是身の幸に非すやと勇て兵船二艘を以て押寄せたり  
と云へるか如くなりければ八幡愚童訓忽ち之を打破り遂に彼等をして肥前松浦鷹嶋に退かしむ  
其時偶々暴風の起るありて盡く元兵を覆没せしめられたれば世人は多く元寇を却けしを以て暴  
風の功に歸すれども元の來寇の志を絶ちし所以のものは我國人の勇武に辟易したればなり  
東國通艦 日本兵突進官軍潰茶丘乘馬走翌日復戰敗績忻都茶丘等累戰不利且范文虎過期  
不至議回軍曰聖旨令江南軍與東路軍六月望前必會于一岐島今南軍不及期我軍先至大戰者  
數矣船腐糧盡其將奈何中既而文虎以戰艦三千五百艘蠻軍十餘万至適值大風蠻軍皆溺死屍

隨潮汐入浦々爲之塞可踐而行

元史張瑄傳東征至日本禧即捨舟築壘平湖島約束戰艦各相去五十步止泊以避風濤觸擊八月颶  
風大作文虎進戰艦悉壞禧所部獨完文虎等還禧曰士卒溺死者半其脫死者皆壯士也曷若乘其  
無由顧心因糧於敵以進戰文虎等不從曰還朝問罪我輩當之公不與也禧乃分船與之

我國の兵力か能く元兵を屈したること此の如し是に於てか我國の商人等は寧ろ元の國力を  
測定して其與し易きを知りこの役ありし後未だ十年を経ざるに既に彼國に往て貿易しぬ

元史世祖紀 至元廿九年六月日本來互市風壞三舟惟一舟達慶元路

北條九代記 正應五年七月附商船歸朝大元燕公南獻牒狀

見よ彼國の書に伏見天皇の御代正應五年十月に當りて日本船至四明求互市舟中甲仗皆具恐  
有異圖詔立都天帥府令哈刺帶將之以防海道元史とあるを又見よ後二條天皇の御代嘉元元年四  
月に當りて置千戸所成定海以防歲至倭船とあるを又見よ同じ御代の徳治元年四月に當りて  
倭商有慶等抵慶元貿易以金鎧甲爲獻命江浙行省平章阿老瓦丁等備之とあるを元の我國を畏  
るゝ一に何ぞ此の如くなりしや後伏見天皇の御代正安元年三月彼國より左の牒狀を齎らさ  
しめたるか如きもまた我國の貿易を許して復仇の擧を起さしらんことを求めしのみ

有司奏陳向者世祖皇帝嘗遣補陀禪僧如智及王積翁等兩奉璽書通好日本咸以中途有阻而還  
爰自朕臨御以來綏懷諸國海內外靡有遐遺日本之好宜復通問今如智已老補陀寧一山道行  
素高可令住諭附商船以行庶可必達朕特從其請蓋欲成先帝遺意耳至於惇好息民之事王其審  
圖之

眞源大照禪師行狀と題する書に云師諱德見中有南遊之志略時(後一條天皇の御代嘉元元年)  
師方二十二歳遂去附商船抵四明時高麗江南大理等諸國皆爲蒙古所一統獨吾日本不服故時不  
許容交關爲翔其抽分之直不惟禁止商客上岸乃至雲遊納子亦不得入城門或有犯者例以細作  
人坐罪師誓曰古人爲法亡軀今正是時乃敢於夜半登雉堞投身城中中乃白官以自首免罪中大德  
十一年(同し御代の徳治二年)慶元路官與倭商有闘一城盡災由是巡檢諸寺中既得十數人載站  
船送之大都帥亦預其數安置於洛陽白馬寺は蓋し元の我國を侵して反て大敗を招くや大に我  
國の復仇の擧を起さんことを畏れ其要處には都元帥府を立て海道を防禦し其部下には千戸  
なる戎を置いて歲毎に至る所の倭船に備へ其交關(即貿易)を許さずして海關抽分の稅直を増  
加し商人の岸に上るを禁して其城門に入る者は之を細作の人に見做して拘留處罰したりと  
見ゆ然れども我國の商人は猶且彼處に往て貿易し時に或は其官人と爭論し其城廓を燒拂ひ

しこともありしは慶元路官與倭商有闘一城盡災と云へるにても知るへし彼國の書にはこの  
他に花園天皇の御代延慶二年(至大二年)七月に當りて樞密言去年日本商船焚掠慶元官軍不  
能敵又は同し御代の文保元年(延祐四年)に當りて王克敬除江浙行省左右司都事往四明監倭  
人互市先是往監者懼外夷情叵測必嚴兵自衛如待大敵克敬至悉去之撫以恩意皆帖然無敢譁元  
なども云へり

この時に當りて我國に南北朝の亂あり蓋しこの亂は後醍醐天皇の御代元享二年に當り陸奥  
に叛人ありて鎌倉の將軍政府に抵抗したるより漸く大亂となりしものにして其間甚だ長か  
かりしかは盜賊諸處に蜂起し遂には海を渡りて朝鮮支那に寇したりき太平記に  
四十餘年か間本朝大に亂て外國暫も靜ならず此動亂に事を寄せて山路には山賊ありて旅  
客綠林の陰を過得ず海上には海賊多くして舟人白浪の難を去兼たり慾心強盛の盜者ども  
類を以て集りしかは浦々島々多く盜賊に押れて驛路に驛屋の長もなく關屋に關守の人を  
易たり結句此賊徒數千艘の舟をそろへて元朝高麗の津々泊々に押寄て明州福州の財寶を  
奪取り官舎寺院を燒拂たる間元朝三韓の吏民之を防禦て浦近き國々數十ヶ國皆住人もな  
く荒れにけり是に由て高麗國の王より元朝皇帝の勅宣を受けて牒使十七人吾國に來朝す

此使異國の至正廿三年（後村上天皇の御代正平十八年）八月十三日高麗を立て日本國貞治五年（北朝の年號にして正平廿一年に當る）九月二十三日出雲に着岸す道驛を重ねて程なく京都に着きしかば洛中へは入られずして天龍寺に之置かれける此時の長老春屋和尚牒狀を進奏せらる其詞に云皇帝聖旨東行中書省照得日本與本省所轄高麗地境水路相接凡遇貴國颯風人物往々依理護送不期自至正十年庚寅有賊船數多出自貴國地面來侵本省合浦等處燒毀官廩騷擾百姓甚至殺害經及一十餘年海舶不通邊界居民不能寧處蓋是鳴嶼居民不懼官法專務貪婪潛地出海劫奪尙慮貴國之廣豈能周知若使發兵勦捕恐非交隣之道深已移文日本國照驗頗爲行下槩管地面海嶋嚴加禁治毋使如前出境作耗本省府令差本職等一同馳驛恭詣國王前啓稟仍守取日本國回文還省閣下仰照驗依上施行須議割附者一實起右割附差去万戶金乙貴千戶金龍等准之と書たりける賊船の異國を犯奪ふ事は皆四國九州の海賊ともかする所なれば帝都より嚴刑を加ふるに據るなしとて返牒をは送られす只來獻の報酬として鞍馬十匹鎧二領白太刀三振御綾十段綵絹百段扇子三百本國々の送使を副へて高麗へそ送着られける

と見えたるは即是なりこの時高麗元の征東行中書省に屬せしか故に我國の海賊彼地を侵せ

しかば高麗より元朝の命を受けて此書を我國に齎らしたり然れども彼國の書に後村上天皇の御代正平十八年八月に當りて倭人寇蓬州守將劉暹擊敗之自十八年（元の至正十八年即正平十三年に當る）以來倭人連寇瀕海郡縣至是海隅遂安元史順帝紀とあるに據るときは當時我國の海賊は獨り朝鮮に寇せしのみならず亦た支那をも侵せしことを知るに足る  
 明人茅元儀が著せる武備志に曰日本不患于古而患于今自元世祖以八荒來王之威而不能加于日本日本將日肆天道然也幸一海爲之限耳國家之患曰南倭北虜と蓋し我國が弘安の一役に擊ちて元兵を却けしは實に禍を轉して福となせしものにして是れより以降我國の商機は頗る快活に赴き其航路の如きも亦た大に擴張し從來積鬱萎靡の氣運は變して勇敢進取の時機となり元亡ひて明の世を終るまで猶彼國の患を爲しぬ所謂南倭の寇是れなり

### 明并に朝鮮の交通貿易

我國にて元寇を打退けし以來は商機大に活動し久しく受身となり居りし我國の外國貿易は忽ち變して鋤掛けの貿易となり其勢の激する所或は溢れて海賊となり屢々元の沿海を焚掠して之を苦めたりけるか元は御村上天皇の御代に亡ひて明之に代りぬ明の興るや勢自から

前時よりも強かりしを以て其勢の彼の海賊等か横行を容忍する能はさりしは必然にして私に我國を威服して其海賊を禁遏せしめんと欲したり初め明の大祖か元を滅して帝位に登りしとき使者を四隣諸國に派遣して之を報せしめたる書に曰

報諭安南占城高麗日本各四夷君長詔

昔帝王之治天下凡日月所照無有遠邇一視同仁故中國尊安四夷得所非有意于臣服之也自元政失綱天下兵爭者十有七年四方遐裔信好不通朕肇基江左掃群雄定華夏臣民推戴已主中國建國號曰大明建元洪武頃者克平元都疆宇大同已承此統方與遠邇相安于無事以共享太平之福惟爾四夷君長酋帥等遐邇未聞故茲詔示想宜知悉

明のこの書を贈りて我國に至りしは後村上天皇の御代正平二十三年十一月なりけるか同じき二十四年三月また行人楊載を遣はして左の書を我國に齎らさしむ書

上帝好生而惡不仁我中國自趙宋失馭北夷據之凡百有心莫不興憤辛卯以來中原擾々爾時來寇山東乘胡襄耳朕本中國舊家耻前王之辱師旅掃蕩垂仁二十年遂膺正統間者山東某奏倭兵屢寇海邊生離人妻子損害物命故脩書特報兼諭越海之繇詔書到日臣則奉表來廷不則修兵自固如必爲寇朕當命舟師揚航捕絕鳴徒直抵王都生縛而歸用代天道以伐不仁惟王圖之

此時に當りて我國は南北分争の最中にして京都には足利義滿北朝を擁立して覇府を室町に開き居りしかども其號令は四方に行はれず征西將軍の宮懷良親王肥後の八代に坐して菊池の一黨に推戴され九州を略定して南朝に應援し御子恭成親王を太宰府に駐在して其形勢を總攬せしめられしかはこの書もまた太宰府にて之を受取て八代宮に進せらるされどもこの書無禮なれば返牒なかりしに同じき御代の建徳元年三月明また使者趙秩を遣して服従を促かさしむこの時征西將軍の宮より遣其僧祖來奉表稱臣貢馬及方物且送還明台二郡被掠人口七十餘史明と彼國の書に見ゆれども同じき二年の十月明大祖僧祖闡克勤等八人を遣して祖來等を送還し且征西將軍宮に大統曆を贈りて之を奉せしめんとしたれば宮怒て二年の間其使者を拘留し玉ひしことの同書に歴然たるによれば奉表稱臣とあるは祖來か偽造にて宮よりは唯馬其他の物品を交換せしめんとて遣せしならん同書に云大祖念其俗佞佛可以西方教誘之也乃命僧祖闡克勤等八人送使者還國賜懷良大統曆及文綺紗羅祖闡等既至爲其國演教其國人頗敬信而王則傲慢無禮拘之二年以七年(同じ御代の文中三年)七月還京と宮若し奉表稱臣の意あらば何ぞ彼國の使者を拘留せられんや同書に是年七月其大臣遣僧宣聞谿等齎書上中書貢馬及方物而無表帝命却之仍賜其使者遣還すと見ゆるもまた彼の祖來か爲せし所と同じ

かるへし其後屢々是等の交通ありしかとも我國の海賊明を侵すこと止まざりければ後龜山天皇の御代天授六年に當りて征西將軍の宮より僧如瑤を遣し左の書を贈りて來寇せんとする意を告げぬ

二儀判久昭万象於穹壤奠海嶽於洪龐生民盈於寰宇然而天造地設隔崇山限大海人言異風俗殊靈兩間又非一主性命而有也其所主者又何重也雖主非一人又非仁人者天奚輔之若非禍首天奚禍之前軍奉書我丞相其辭可謂坐井觀天也且往昔我朝初復中土彼日本僧俗多至問云使則加禮々之或云商則聽其去來斯我至尊將以爲美矣必欲深交日本是以有克勤仲獻（即祖闡）二僧之行及其抵也非仁德於使今又幾年矣洪武十二年（天授五年に當る）將軍奉書肆侮奏母禮答謂彼來者將軍自云貪商今來者是不信也今年秋如瑤藏主來陳情飾非我朝將軍奏必貪商者將欲盡誅之時我至尊弗允旨云彼若是此即施刑豈不小人無辜况隔滄海之遠福善禍淫鑒在高穹吾中國雖不强盛人非侮甚安敢違帝命而擾生民者乎本部既聽德音專差人涉海往問如瑤藏主之來果貪商假名者歟實使爲國事而勞者歟將行群臣奏上日限山隔海凡王者奉共天道各主生民今日本君臣縱民爲盜四寇隣邦爲良民害無方夫將更君臣而伐其患乎我至尊弗允而諭之曰人事雖見天道幽遠奚敢擅專若以舳艫數千泊彼環海彼東西趨戰四向弗繼固

可然生民何罪且以禮曹之舉待彼何如卿等議之本部復觀彼之浮辭行雲流水皆將方無德之徒忘中國之寬構是非於兩端識者嗤之治民之國信浮圖而不構大禍古至於今未之有且尋方問道不得自由蓋爲彼國之人々皆爲盜是僧不得自由斯故也如彼日本邊民曾被中國人民爲盜而擾之乎及使至彼中拘不自由果何罪耶謂元之臘臘漂於蛇海將爲天下無敵矣吾不知彼國以天之所以然歟人事之所以然歟若以人事較之元生紫塞不假舟梁蹄輪長驅經年不阻而爲有疆但長於騎射短於舟楫况是之時日本非元仇讐非隣邦之患害元違帝命好強尙兵加以天厭征伐海風怒號沈巨艦千艘淪精兵於海底將軍以爲彼國之人能者也彼何曾見元之陸勢鵬旗斂精兵駿騎雲屯霧集鵬旗舒陣列重山埃塵直天蹄鳴雷轟戈矛掣電胡人振威露刃哮吼鬼魅潛走所以八蠻九夷盡在駭內惟爾日本涉居滄溟得地不足以廣疆得人非爲元用所以微失利而不爭以其畿爾之地如知天命不可以兵禍而福日本之良民也今彼國以敗元爲長勝以爲疆大而不可量吾將爾疆用涉人而指視令丹青繪之截長補短周匝不過万里餘陸比元蹄輪長驅經年不阻而較之吾不知孰巨細者耶今彼國通年以來自誇強盛縱民爲盜賊害隣邦必欲較勝負見是非者歟至意至日將軍審之

是より先き大祖の祖闡克勤を遣せしや西征將軍の宮之を築紫に拘留せしめ玉ひしと二年の

間なりければ其間彼等は略我國の形勢を知り得て私に書を天台の座主に贈り大祖既に中原を定めたるや凡三命使于日本たれども關西親王皆自納之京都に達するを得ざりし故大祖彼等に命じて我國に來らしめ朕三遣使于日本者意に見其持明天皇（北朝を云）今關西之來非朕本意以其闕禁非僧不通故欲命汝二人密以朕意往告之曰中國更主建號大明改元洪武卿以詔來故悉阻於關西今密以我二人告王知之大國之民數寇我疆王宜禁之商賈不通王宜通之與之循唐宋故事脩好如初と云たる由を告げれば當時北朝を擁立して其政權を掌握したりし室町將軍足利義滿は直に之に返書を與へこの書にもあるか如く彼國に往來する者は貪商假名の者なれば彼國自ら之を處分せよ僧の尋方問道不得自由と何故そ生民の寰宇に盈てるや人言異風俗殊兩問を盡して又非一主性命而有なり見よ元之艘艦漂於蛇海しを我豈敢て臣禮を執り彼國に服從せんやとの旨を云送れりしならんされは彼國の書には八十三年（天授六年）復貢無表但持其征夷將軍源義滿奉丞相書に辭又乃倨却其貢とは云へり史然れども征西將軍の宮は義滿か此の如き書を贈れるとは少しも知食さざりし故今年僧加瑤を遣して貿易せしめ玉ひければ彼國にては前言に反して使者を送れりども其國の禮部よりこの書をと遣しける彼國の書に又十四年（同し御代の弘和元年）復來貢帝再却之命禮官移書責其王并責其征夷

將軍示以欲征之意史と云へるもの是なりこの時に當りて我國大に亂れ政權散佚して統一する所なし而して明は即新興の國若し彼をして其隙に乗せしめは我國の一大事なりしや疑なし故に征西將軍の宮にして我國を獨立せしめんと欲するの勇氣あらは必彼國の來襲を豫防するの策なかるべからず是に於てか寧ろ進取の一計彼れか銳氣を挫て禍を未萌に防くの優れるに如くものなきを發見し遂に其策を畫されき其頃明の丞相に胡惟庸と云へる者あり竊に明室を篡奪するの志を抱き我國に藉て助となさんと欲し寧波の指揮官林賢を遣して援を征西將軍の宮に乞ひければ宮之を許し玉ひて僧如瑤をして精兵四百餘人を率ひ入貢と稱して彼國に赴かしめらる彼國の書に先是胡惟庸謀逆欲藉日本爲助乃厚結寧波衛指揮林賢伴奏賢罪謫居日本令交通其君臣尋奏復賢職遣使召之密致書其王借兵助已賢還其王遣僧如瑤率兵卒四百餘人詐稱入貢且獻巨燭藏火藥刀劍其中既至而惟庸已敗計不行帝亦未知其狡謀也越數年其事始露乃族賢而怒日本特甚決意絶之專以防海爲務明と云へるは是なり他の一書に日本來貢使私見惟庸乃爲約其王令舟載精兵千人僞爲貢者及期會府中力掩執上度可取取之不可則掠庫物泛舸就日本有成約獻とあるに據るに其計書の大膽あるや驚くべし然れども當時我國人の勇氣亦能く此の如き冒險の大望を起せしな

らん今やこの時征西將軍の宮より彼國に贈られたる書の彼國の書に傳はるを見るに議論確切毫も屈撓の氣ありし其特む所ありしを知るに足る

臣聞三皇立極五帝禪宗惟中華之有主豈夷狄而無君乾坤浩蕩非一主之獨權宇宙寬洪作諸邦以分守蓋天下者乃天下之天下非一人之天下也臣居遠弱之倭偏小之國城池不滿六十封疆不足三千尙存知足之心陛下作中華之主爲万乘之君城數千餘封疆百万里猶有不足之心常起滅絕之意夫天發殺機移星換宿地發殺機龍蛇走陸人發殺機天地反覆昔堯舜有德四海來賓湯武施仁八方奉貢臣聞天朝有興戰之策小邦亦有禦敵之圖論文有孔孟道德之文章論武有孫吳韜略之兵法又聞陛下選股肱之將起精銳之師來侵臣境水澤之地山海之州自有其備豈有跪途而奉之乎順之未必其生逆之未必其死相逢賀蘭山前聊以博戲臣何懼哉倘君勝臣負且滿上國之意設臣勝君負反作小邦之羞自古講利爲上罷戰爲強免生靈之塗炭極黎庶之艱辛特遣使臣敬叩丹陛惟上國圖之

然れどもこの時胡惟庸既に誅に伏し居たりしかはこの策を發せすして歸りしかども同じき二(洪武十五年に當る)林賢の獄ありて我國にこの策ありしことを發見し遂に祖訓を著して永く我國の交通を絶たしめたり其の言に曰日本雖朝實詐暗通奸臣胡惟庸謀爲不軌故絶之也

と圖書 彼國の書に國初懲倭之詔緣海備禦幾於萬里其大爲衛置軍四千六百四十人次爲所置軍一千二百餘人又次爲巡檢所置弓兵百人少亦不下數十人大小相維經緯相錯而總指揮千百戶鎮撫總以聞職督以憲臣所以制禦之者密矣と云ひ圖書 國朝沿海衛所每千戶所設備倭船十隻每一百戶備倭船二隻每一衛五所共船五十隻每船旗軍一百名春夏出哨秋冬固守と云へるか如きも皆この時の創設に係れるならん

征西將軍の宮か此の如き詭計を以て彼國を却かされしは果して萬全の策なりしや否に至りては未だ遂に判すべからざれども當時我國の内勢か彼か如く困難にして其獨立を維持するの策は決して敵國に向て其弱を示すことを許さざりしことを想へば其萬已むを得ざるに出てもなることを知るに足らん見よ其後に至りて室町の將軍政府は首を低れて明朝に臣事し殆んど我國をして其屬國たらしめんとするに至りしかども嘗て我國か撃て元寇を却けし餘烈と征西將軍の宮か明國新興の鋒芒を挫かれし遺績とは長く我國權をして東洋の表に卓然たらしめたることを蓋し室町の將軍政府は嘗て祖關克勤等か天台の座主に贈りし書によりて始めて明國の我に交通を求むることを知りしかども當時未だ其必要を見ざりしかは僅に一書を贈りて之に答へし外また何事をも爲さざりしに南北講和既に成り海内一に歸し

たる後に至りて筑紫の人肥富某の説を用ひ始めて明國に臣事して交通貿易を開かんことを謀れり後小松天皇の御代應永八年義滿が肥富をして明國に齎らさしめたる書に曰

日本准三后某上書大明皇帝陛下日本國開闢以來無不通聘問於上邦某幸秉國鈞海內無虞特遵往古之規法而使肥富相副祖阿通好獻方物金千兩馬十匹薄樣千帖扇百本屏風三雙鏡一領筒丸一領劔十腰刀一柄硯筥一合文臺一個搜尋海嶼漂寄者幾許人還之焉某誠惶誠恐頓首頓首謹言

この時までは猶日本國王とは稱せざりしか明國より之に答へて茲爾日本國王源道義（即義滿）心存王室懷愛君之誠踰越波濤遣使來朝歸通流人貢寶刀駿馬甲冑紙硯副以良金朕甚嘉焉今遣使者道舜一如班示大統曆俾奉正朔と云へる書を贈りしかは義滿遂に其書を受けて自ら日本國王と稱し臣屬たるの禮を執りたりき義滿が日本國王と稱して明國に臣事したるは同じき十年に左の書を贈りしより始る

日本國王源道義表臣聞太陽升天無幽不燭時雨霑地無地不滋矧大聖人明並曜英恩均天澤萬方嚮化四海歸仁欽惟大明皇帝陛下紹堯聖神邁湯智勇勘定弊亂甚於建瓴整頓乾坤易於返掌啓中興之洪業當太平之昌期雖垂旒深居北闕之尊而皇威遠暢東濱之外是以謹使僧主密梵雲

明空通事除本元仰觀清光俯獻方物生馬二十匹硫黃二万斤馬腦大小三十二塊計二百斤金屏風三副槍一千柄大刀一百把鏡一領畫硯二面并畫扇一百把爲此謹具表聞臣源道義誠惶誠恐頓首頓首謹言

永樂元年某月某

是れよりして後義滿は常に彼國の歡心を得んことを欲し屢々我國の海賊を捕へて之を誅せり是に於てか同じき十四年五月明の成祖書を贈りて之を褒む其書に曰

皇帝勅諭日本國王源道義朕誕撫萬方愛養黎庶一視同仁無問彼此咸欲其無寇攘災沴之虞無飢寒疾疢之苦老者得養幼者得息暨禽獸魚鼈飛走蠕動跂行喙息之類咸欲其生遂此上天之道仁政之大也故四方萬國之來遷者淳々悔諭欲其上順天心保卹生靈惟王資性溫淳敦厚周慎惠和慮敏恭儉慈仁聰明特達而賢聲素彰律已愛民而善道益著奉藩守職欽承罔違昔者海寇攘竊肆虐邊隅彼此爲梗民罹其殃朕命王殄滅之以除毒蠱王即發兵掩破捕其舟艦戮其黨與擒其首賊遣人繫送來京而渠魁遠竄海鳴倫息鯨波魚鱗出沒莫適其鄉舟楫碎不能及鋒鏑碎不能加施之以德不能以壞動之以威不能使畏王乃晝夜謀思至忘寢食四出追襲百計以擒之茲焉遣使上表獻俘于庭詞意懇悃哀情溢見朕覽讀再三甚深慰悅嘉嘆不已王之忠誠可以貫金石可以通神



明允合天心式慰朕望自今海隅肅清居民無警得以安其所樂鷄豚狗彘舉得其辜者皆王之功也著茲億績寤寐不忘臨風顧懷良功于中夫治天下國家者能體天地生物之心去災捍患使天下國家大安萬民熙皞功莫大焉則天地悅鑒使享有無窮之福子々孫々不替益盛此爲善之報理固然也王之脩身跡道樂善不倦照令德於東嶋精芳譽於中國垂光青史與天地悠久誠所謂賢人君子有志丈夫哉日本自有國以來如王之賢達者蓋未之有也自古賢者無不好善而好善者無不蒙福其王之好善則必享有福祿永々無窮矣茲遣以勅諭王申以寵賚用致朕嘉獎之意王懋膺隆眷眷軼朕至懷故諭

永樂五年五月二十六日

肥富は一人の商人豈國跡の何物たるを知らんや只我國の使者と稱すれば待遇極めて厚く彼國の實禮を受けて自由に貿易するを得たるか故に義滿に説て日本國王と稱し印綬を受け正朔を奉じ上表臣を稱せしめたり而して義滿また豪奢の人苟も貿易の利益を得るに最便の一手段としては我國の海賊を芟戮して彼か歡心を買ふに躊躇せざりき然れども是固より人臣たるもの爲すへき所にあらざれば稱光天皇の御代應永廿六年七月明の使者呂淵來りて國書を贈るや義持受けすして之を却けたり其意たるや義持か僧元客に與へて明の使者を説か

しめたる書によりて之を知るへし

征夷大將軍某告元客西堂今有大明國使來說兩國往來之利然而有大不可者吾國開關以來百皆聽諸神々所不許雖云細事而不敢自施行也頃年我先君惑於左右不詳肥富口辨之愆猥通外國船信之間爾後神人不和而雨暘失序先君尋亦殞落其易簣之際以丹書誓諸神永絕外國之通問孰辜先君告命而犯諸神憲章哉去歲既命古幢長老往諭此意今有使而至蓋前諭之未達也又責以海嶋小民數侵邊圉是實我所不知也今倘云止之則前亦知而令之也豈有人主而教民爲不善者乎何不思之甚矣雖然逋逃亡命或竄身於覓絕之海島時々出害邊民者恐有之當命沿海之吏制焉西堂宜以此件款々説之

又曰

夫與隣國通好商賈往來安邊利民非所欲乎然而余之所以不肯接明朝使臣者其亦有説先君之得病也下云諸神爲祟故以奔走精禱當是時也靈神託人謂曰我國自古不向外邦稱臣比者變前聖王之爲受曆受印而不却之是乃所以招病也於是先君大懼誓乎明神今後無受外國使命因垂誠子孫固守毋墜其後僧使堅中與明朝行人偕來余欲不接之以某未以如上事諭使臣亦爲弔先君來故違誓而迎之及乎使臣之歸令堅中爲諭此意不知未詳通乎去歲使船重來亦使等持長老

重傳此趣使臣歸到本國胡不以此意達爾主耶余之所以不接使臣兼遣一介者非敢恃險阻不服也順明神之意而奉先君之命以行事耳昔元兵再來舟師百萬皆無功而溺于海所以然者何非唯人力實神兵陰助以防禦也遠聞是事必為怪誕古來我國之神靈驗赫可不忍乎事詳國史今聞將以使者不通為辭甲兵來伐使我高深城池我不要高我城亦不要深我池除路而速之而已至夫寇掠邊國則通逃竄之徒竄於海島之間者之所為也欲討則電滅旣逝師還則烏合蟻聚而不受吾命者也捕而戮之可也奚必帶而來哉來書亦云使臣至于國或拘留或殺戮聽爾所為是何謂哉吾不欲拘殺使臣只要彼不來此不往各守其封疆莊子曰民至老死而不相往來若此之時則至已不亦休乎西堂以此意諭明朝行人速回舟楫幸甚

この後久しく使聘なかりしか後花園天皇の御代永享四年に至り明また琉球をして我國の使聘を促かさしむ是に於てか將軍義教また上表臣を稱して日本國王爵號を受け彼國の正朔を奉せしめ是よりして後歷世臣屬の禮を執り義政か時に至りては遂に國庫の不足を告げて彼國の救恤を乞ふに至れり其廢頽も亦極まれりと云ふへし蓋義政か國庫の不足を告げて彼國の救恤を乞ひしは後花園天皇の御代寛正五年の八月に始る其時義政か彼國に贈りし書には書籍銅錢仰之上國其來久矣今求二物伏希奏達以滿所願永樂年多給錢近無此舉故公庫索然何

以利民欽待周急の語あり後土御門天皇の御代文明七年八月にも又之を乞ひしか其書には伏奉制書特須今填勘合并底簿等物聖恩至重手足失措感戴感戴然而弊邑搶攘所謂給賜等件々皆為盜賊所剽奪只得使者生還而已爰有景泰年間(我國の寶徳年間に當る)所願未填舊勘合請以此為照驗也今後濫行今填勘合者必賊徒也罪當誅死抑銅錢經亂散失公庫索然土瘠民貧何以賑施永樂年間多有此賜記之又書籍焚于兵火蓋一秦也弊邑所須二物為急謹錄奏上伏望僉容どありたりき當時我國の商人明國に往て貿易する者頗る多く其貿易によりて明の永樂錢を輸入し之を内地に通用せしめたるを義政か永樂年間多給銅錢と云へるは愚と云ふへし善隣國實記然れども明は毎に我國の歡心を得て海賊の患を免れんことを欲しければ其使者に銅錢五萬文を附し左の書を添へて之を還せり

皇帝勅諭日本國王源義政得表本國經亂公庫索然要照永樂年間事例給賜銅錢賑施蕃國事下禮部查無給賜之例而使臣妙茂等復懇辭具奏茲不達王意特賜銅錢五萬文付妙茂等領回並可收用故諭

成化十四年(文明十年に當る)二月初九日(續善隣國實記)

義政のこの贈與を得るや一片の書を以て銅錢五萬文を得し譯なれば公庫の不足を補給する

の策は之に過くるものなしと思ひけん同しき十五年三月また左の書を贈りて銅錢拾萬貫を乞ひ口

制書并給物等物一々拜納無堪感荷之至抑弊邑久承焚蕩之餘銅錢拂地而盡官庫空虛何以利民今差使者入朝所求在此耳聖恩廣大願得一十萬貫以滿其所求則賜莫大焉謹錄奏上俞容惟望

成化十九年(文明十五年)三月日

日本國王臣義政(善隣國)

明のこの書に對して如何なる回答を爲せるやは詳かならざれども同しき十七年二月彼國より贈れる書を見るに只左の如く記載して錢貨惠與の事に及ばざれば之を與へざりしものなり

皇帝勅諭日本國王源義政曩歲暹羅等國差使臣進貢回還其通事夷人多不守禮法沿途夾帶船隻裝載私鹽收買入口姦淫汗辱又爭槍浩鬧又傷平人事發守臣其奏欲擒擊問罪朕念係遠人姑從寬貸但勅彼國王懲治今次若入來貢俱以禮賓賞而回前頃度請不可不達王知今後王差使臣通事人等須釋知大跡守禮法者量帶夷伴嚴加戒飾俾其沿途往還小心安分毋作非違以盡奉使

之禮以申納款之忱其進貢并附搭物件禮部奏請以後不許過多只照宣德年間事例各樣刀劍總不過三千把庶幾彼此兩充勞費朕已允所請亦達王知蓋古稱厚往薄來又云物薄請厚以小事大之誠莫不在物也王其朕朕至懷故諭

成化二十一年(文明十七年)二月十五日(國寶記)

最和義滿が明國に臣事して其の貿易を經營するや明の成祖勘合百道を與へ十年一貢每貢正副使等毋過二百人若貢非期人船險數帶刀劍並以寇論を約し直道由寧波と定めたり國書編勘合とは押切の往來手形のことにして異國往來略記廣東通志に勘合簿洪武十六年始給暹羅以後漸及諸國每國勘合二百通號簿曰扇如暹羅國暹字勘合一百道及暹羅字底簿各一扇發本國收填羅字號簿一扇發布政司將比過送貯內府羅字勘合一百通及暹字號簿一扇朝貢填字國主使臣姓名年月方物令使者廣至布政司先驗表文次驗簿比相同方許護送至京每紀元則更給外蕃通書と云るものは是れなり然れども當時明人また私に我國の貿易を悦ぶの情ありしかは我國より輸入したる貨物は往々其約を超過し義教再び彼國に臣事するや復た其約を改めて人は三百に過くるなく舟は三艘に過くることなからしめたりされども我國人の使者を稱して彼國に往く者は定數ある貢物の外其携ゆる所の私物殆んど十倍に達し義政が使聘を彼國に通せし頃に至りて

は其當に受取るべき貨物の直は二十一萬七千錢にして銀を以て支拂はるべき高もまた同一の類なりき然るに明にては遽かに其直を減して銀三萬四千七百を與へしかば我國の使者等は頗る其處置を不當として屢々舊制の如くならんことを請ひしかども彼國にては僅かに錢萬と布帛千五百とを増與ふるに過ぎざりし故我國の使者等は快々として去りしと云ふ明史是よりして復使者等が舉動は漸く強暴に傾き彼國の海邊を横行したれば遂に我使者をして各様刀劔總不過三千把とは定めしなり然れども抑壓愈甚しければ抵抗もまた愈強く貿易の路塞て海賊また起る彼國の書に倭性賤時載方物戎器出沒海濱得間則張其戎器而肆侵掠不得則陳其方物而稱貢東南海濱患之と云へるは即是なり

善隣國實記に云大明大祖老皇帝屢遣使者齎詔書來告開國建大明號而太宰府不聞于朝使者不得入京師而歸矣老皇帝知吾國王臣皆信佛法密命寧禪寺住持闍仲猷(即祖闍)瓦官教寺住持勤無逸(即克勤)來諭通好應永初築紫商客肥富自大明歸陳兩國通信之利於是大將軍源朝臣義滿使以肥富以爲使者始通信書獻方物故大明建文帝遣禪教長老天倫一菴將軍又遣密堅中隨天倫一菴行船未達大明而建文帝內難叔父燕王即位改元永樂堅中能通使命而歸從此連年兩國使者往來雖々今所謂勘合者蓋符信也此永樂以後之式爾九州海濱以賊爲業者五船十船號日本使而

入大明剽掠瀕海郡縣是以不持日本書及勘合者則堅防不入此惟彼方防賊此方禁賊之計也自古兩國商船來者往者相望於海上故爲佛氏者大則行化唱道之師小則遊方求法之士各遂其志元朝絕信之際尙爾况其餘乎有勘合以來使船之外決無往來可限哉と然れども當時我國の貿易は常に働掛けの勢にあり彼國之を容るれば則之と貿易し容れされは則奪掠して而して歸る何そ其勇氣の逞しきやこの時に當りて高麗既に滅して朝鮮之に代る蓋し高麗の元に隨ひて我國に來寇するや我國人深く其擧を憤り往々にして高麗の沿海を剽掠する者あり朝鮮興るに及んで海賊の彼地を剽掠する者の絶へざりしかは後小松天皇の御代應永五年朝鮮始めて使者を遣はして海賊を禁し商船を通せんことを請へり是よりして後使聘往來し貿易復た起る然れども我國海賊の再ひ盛なるや朝鮮は其要衝となり大に之に苦みき

### 海賊大將軍及「バハン」船

我國の海賊元に寇せしより以來明興りし後も尙ほ支那の沿海を侵し義滿が使聘を彼國に通して海賊を免除するに及んで暫らく其跡を潜めたりと雖も彼國が痛く貿易の額を制限するや彼等は遂に生活の路を失ひしを以て再び跋扈強梁するに至れり蓋し我國の海賊か此の如

く海外に出て跋扈強梁を逞するに及びしものは内國に於て海賊を業とする者の漸く増加して終に鋒を海外に向くるに至りしなるへし我國の海賊は其起源極めて古く嘗て王綱の漸く紐を解きし頃瀬戸内の惡漢等が諸國貢輸の船物を奪取りしに始る其後彼等が黨與は恰も一種族をなして瀬戸内の各所に割據し世治れば回漕運輸の業に其生を送り世亂るれば剽竊奪掠の事に其活を計り自から海賊と稱して恰も領主地頭の如し南北分争の頃伊豫國に村上三郎左衛門義弘と云へるあり諸國の海賊を統一して之が首長となりけるか其身死して家絶えたりし故其同族にして南朝屈指の忠臣なりし北畠中納言顯家の子に山城守師清と云へる者代りて其首長となり讃岐の鹽飽島、備中の神島、伊豫の大島、沖島、越智、西浦、莊美、下留、脇伏、摩手、向郡、内方、宮久保、恒生、本生、鵜和、石川、比々、八幡、金子、等を陥れ其海賊を統一して往來の船を切取り雄威を西海に振へり是に於て當時我國にては海賊を稱して「セキ」と云ふ「セキ」は即關にして下の關佐賀の關と云へるか如し海賊の往來船を切取るや是等の要處を割據したるか故に遂に其名を負せたり

日本風土記 海寇 せき 船

而して彼等が勢を得るに及んで漸く航路を海外に開き海賊大將軍と稱して他の大小名と

と比肩せり義政が明國に臣事して銅錢の贈與を求めたる頃は我國の商船が海賊の徒と與に漸く航路を海外に開きし時にして當時朝鮮に交通して毎歲渡航の約を定めし者凡百二十七艘なりき

國名	身分	姓名	結約年日	船數
攝津		平方民部尉忠吉	應仁元年	一
安藝	海賊大將軍	村上備中守國重	寛正五年	一
周防		大内教之	享徳三年	一
石見		周布因幡守好兼	文安三年	一
筑前	筑豊肥太守	小貳殿	嘉吉元年	二
		宗像氏卿	康正元年	一
	博多代官	田原河内守貞成	寛正二年	二
	冷泉津尉	佐藤四郎信重	康正二年	一
肥前	九州節度使	源教直	文明元年	二



		鹽津留助二郎經	文明元年	二
	松林院主	鹽津留重實	長祿元年	一
	觀音寺主	鹽津留宗珠	長祿元年	一
	呼子代官	牧山帶刀實	文明二年	一
對馬	對馬嶋主	宗貞盛	嘉吉三年	五〇
		宗貞秀	應仁元年	七
		宗信濃守盛家	享徳元年	七
		宗右衛門尉盛弘	文安二年	四
		秦盛幸	長祿元年	一
		宗彦八郎盛世	康正元年	三
		宗播摩守國久	寛正六年	一
	菅天神山海賊	宗彦九郎貞秀	寛正九年	一

この商船を仕立てたる者は都合四十五人にして其中海賊大將軍と稱したる村上備中守國重  
 氏即彼の師清の後なりき其他猶船數に一定の約なかりしものは周防國大島海賊大將軍源義  
 秀伊豫國鎌田關海賊大將軍源貞義備後國海賊大將軍梶原左馬助吉安出雲國留關海賊大將  
 軍藤原義忠豊前國築嶋海賊大將軍野井邦吉等の數人あり彼國の書に諸州酋之在諸州者或歲  
 遣一二時計四十船時計二十七或在諸州時計二十七皆有定約と云へるものは是なり同書に又肥前州有上下松  
 浦海賊所處とあるによれば彼等の多分はまた海賊を營むを憚からざりしものなり海東諸  
 而して當時朝鮮は通商の港三處あり一は熊川の乃而浦一は東萊の富山浦一は蔚山の鹽浦  
 にして號して三浦と曰ひけるか後土御門天皇の御代文正元年に當りては乃而浦に居留する  
 日本人戸數三百、人口二千二百、富山浦戸數百十、人口三百三十、鹽浦戸數三千六十、人口百  
 二十にして總計戸數四百四十六、人口千六百五十なりしと云其地に居留する人口此の如  
 く其れ多く其地に渡航せし船數彼の如く其れ盛なりしを見るときは當時朝鮮の貿易は隆な  
 りしと云へしこの貿易にして一朝潰て海賊となるに及んては其患をなせしことの太なる事  
 亦知るべし後土御門天皇御代の頃我國の海賊彼國に涉りて全羅道の海邊を侵したれば朝  
 鮮王之を拒くこと能はずして遂に彼等と和む其賊船に王の璽印を押したる書を與へ期を約

して來らむる賊船の大小を計りて財を與へれば彼等は其貨物を得て支那に往き海港に據  
て支那人と交易して彼我其利を得頗る相親りりと云南海治亂記に云伊豫の國の海表に能嶋  
來嶋院嶋とて三つの大嶋あり其外小島十に餘れり豫州河野氏の部類にして周防山口の府に  
隣する故大内家に交接す能嶋院嶋は村上源氏なり來嶋與居の嶋は河野氏なり頃年海嶋の豪  
傑村上の一家は能嶋左近將監同兵部大夫同隼人佐村上三郎左衛門岸の城村上河内守其族類  
猶多し河野一家は久留嶋信濃守得居播磨守二神進理進田坂鎗之助今岡左衛門尉等なり藝州  
能美島は乃美式部大輔備州兒島は四宮隱岐守讚州鹽飽島は宮本佐渡守吉田妹尾同州直島に  
高原左衛門尉同州繪島は是梶原平三兵衛播州高砂浦より之を守る阿波嶋門土佐泊に四宮和  
泉守森志摩守引田浦に四宮右近等は永正文弘治に在りて海嶋の豪家なり大内政弘より以  
來大明朝鮮の勘合を以て商船を渡し給ふ故に島家を保つ輩は大内家の陰に倚らすと云ふこ  
となきと勘合を得て彼國に往きし商船は即嘗て朝鮮に渡りて貨物を受くるの約をなせし海  
賊亦政弘は恰も義政時代の人にして義政の嘗て明國に贈りし書に伏奉制書特須令換勘合  
并恩賜等物恩至重手足失措感戴然而駭邑搶攘所謂給賜等件々皆爲盜賊所剽奪と云ふ  
に由るは其明國に商船を渡したる勘合もまた之を海賊の手より得たるならん後柏原天皇の

御代の頭師清の孫に山城守雅房と云へるあり彼等を糾合して明國に押渡り津々浦々を放火  
し米穀財寶を掠取ると數度に及びしかは彼國より使者を遣て之を禁遏せんとを請ひし故雅  
房を十三年の在京に命し海賊の名を改めて西海の警固となし海賊を其下に屬したりしと云ふ  
本朝武家高名記 村上天皇三代右大臣師房公に始て源姓を賜ふ之を村上源氏と云ふり師  
房公より十九代の孫大納言親房卿一品北畠と稱す親房卿の御子中納言鎮守府將軍北畠顯  
家は奥州の國司なり後醍醐天皇の御味方として大軍を引率し上洛し數度の軍に戦功比類  
なき然と雖も武運盡る時有りて應暦元年三月廿二日播州安倍野に於て討死し給ふ其男子  
山城守師清信濃國に落行き年月を送り給ふ處に伊豫國前きの海賊村上三郎左衛門義弘卒  
去し家斷絶せり然るに吾元は一族なり彼義弘の跡を繼かんと三百餘騎を率し紀州の雜賀  
に討て出て爰にて賊船を促しまつ讚州鹽飽嶋に船發す彼嶋の海賊鹽飽三郎光盛降參し先  
陣に進んで備中の神嶋に押渡り海賊を語ひ其勢五百騎になりて伊豫國大嶋に發向しけれ  
ば前代義弘幕下の海賊共降參し舊城に移し相隨ふ是より豫州沖嶋越智西浦莊美下留脇伏  
摩手向郡内方宮久保恒生本生鶴和石川比には播金子を相傾け海賊の統領と成て往來の船  
を劫取り西海に賊威を振ふ師清の男子山城守義顯に三子あり次男村上三郎は備後國嶋青



木の城に居住す三男來嶋又三郎是は河野氏十八家の内來嶋の家を督く長男は山城守雅房と號す惠林院義植將軍の御時西海の海賊大明國に押渡り津々浦々を放火し亂入て米穀財寶を掠取ること數度に及へり因茲明朝よりの使節を以て嗾訴急なり是皆西海賊船の仕業成るべしと純明の僉議有りど雖ども分明ならず此時村上山城守雅房を十三年在京と定めらる是れより海賊の名を改め西海の警固に補せられ海賊は其下に屬す雅房二代掃部頭武慶は能備務司の城に住し因嶋新藏人吉光來嶋右衛門大夫通康三家三の嶋に住し鼎の如くに時で水軍を練磨し數度の高名天下に比類なし

然れど茲この時に當りて大内義興海賊を催して朝鮮を征伐したれば海賊其役に從ひ大に利する所ありて浦々繁昌も諸方之を羨みしと云海賊の勢愈隆盛に赴きしこと知るべし  
 南海治亂記 大内義興九州の戦に勝て兵威を盛にして諸國を歸服せしか周防長門安藝石見豊前筑前六ヶ國を領し伊豫讃岐を來服せしめ大明朝鮮の勘合を以て商船を渡し、かは異邦人は大内家を以て日本國王と思へりさる程に永正十七年村上兵部大輔より使价を通使て大内義興の命を達す讚州鹽飽嶋は村上鎗之助來て宮本佐渡守か宅より香西に達す其言に曰今年朝鮮國へ兵船を渡海せしむる所なり公儀軍用の餘分を以て兵船を仕立て指遣

ばさんと欲するものは其員數を記して注進すべし其趣に從て祿物の差別あるべきなり即鹽飽嶋より香西氏に達す香西氏議定して注文を調へ之を送る乃生縫殿助池水太郎兵衛木津右近を船長として兵船三艘を遣はす鹽飽嶋より宮本佐渡其子助左衛門吉田彦左衛門妹尾渡邊相加て用意す直島に高原左衛門尉見島日比の戸に四宮隱岐守相俱に用意す引田小豆島は寒川丹後守か所有なれば引田浦に船揃す讚州諸浦の船とも能島隼入佐か手組に約し深く交を結んで朝鮮の役を勤む浦々繁昌して諸方之を羨ますと云ことなしさる程に朝鮮の役は先年大内政弘大軍を催し朝鮮に發向す朝鮮王即政弘に和を乞ふて全羅道の貢物を大内家に入貢す是より相續て義興にも全羅道を入貢せしむ此年朝鮮國に大軍を遣して全羅道の境を巡察すは大内家の兵威を敵に震ふべき爲なるか義興年來管領として其費用を繕ふことも朝鮮の入貢大明の勘合其利ある故なり

蓋し義政より以來室町將軍の政府より使聘を明國に通したるは後土御門天皇の御代明應五年三月足利義高使者を彼國に遣したるに使者等彼國にて人を殺したれば明の孝宗詔して自今此許五十人入都餘留舟次嚴防禁と云ひしことの彼國の書に見ゆる明史後柏原天皇の御代永正三年正月足利義澄使者を遣して左の書を送りしことの見ゆる史と著しき

日本國王臣源義澄言一人之上皇天之下日月照臨三韓之外萬國之西夏夷來服乃知安遠安近復親重光重輝故號大明所貴同軌欽惟陛下丕承鴻業益固庶基在古巢燧執鞭於今唐虞接轡殊功累德歸乎神聖行度推恩及乎陋邦迢遞燕京間行李往來信渺茫洋海通朝宗夙夜心茲差正使桂悟長老副使光堯西堂親趨闕庭伏捧方物爲是謹具表聞臣源義澄誠惶誠恐頓首頓首謹言

弘治十九年（永正三年に當る）丙寅正月三日（續善隣國實記）

この時大内義興は嘗て其祖政弘か海賊の手より明の勘合符を得し以來常に其符を用ゐて彼國に使聘を通し貿易せしめ居たりしかこの使者彼國に往て新に正徳の年號の押したる勘合を得來れるを見て遂にまた之を奪取り其符を用ひて益々彼國に貿易せしめたり同じ御代の大永三年にもまた僧宗設を使者として遣はせしに宗設か寧波に著きし後數日にして細川高國か遣せる使者僧瑞佐及び明人宗素卿將軍政府より弘治の年號を押したる舊勘合符を得て同處に來り又從來我國の使者寧波に至るや貨物の檢閲及び饗宴の禮あり到着の前後によりて其序をなしたりしを

圖書 故事番使止寧波有宴先至者居上

圖書 故事凡番貢至者關貨筵席並以先後爲序

素卿は固より彼國の人にして且將軍政府より勘合符を得來りたる者なれば寧波の市舶司に贈して宗設を後にせしめたりしに宗設か衆之を不平として遂に瑞佐を警殺し素卿を追跡して紹興城下に至りて其城を抜き備倭都指揮劉錦を殺し寧波紹興の間を蹂躪して舟を奪て歸去りぬ（圖書）南宮疏略に云嘉靖二年倭夷宗設入貢沿餘姚江縱橫殺掠抵紹興府逼令獻城關帥墜馬而走匿民家守臣避城而縱賊焚劫以城門之銷鑰付之賊手以日本之國號封我東庫宗設所領倭夷不過百十餘人而寧紹兩郡軍民何啻百萬今乃任彼攻掠至于旬日之久揚斬而去畢竟無與爲敵尙爲國有人乎と是なり（財政）宗設彼國を蹂躪して歸りし後將軍義晴琉球の使者によりて書を彼國に送る其書に記する所を見れば義興か商船を外國に送れる勘合符は即海賊の手に得たるものなるを知るに足る

近年我國遣僧瑞佐西堂宋素卿等肅弘治勘合而進貢又聞西人宗設等竊持正徳勘合稱進貢船蓋了龍梧西堂東歸之時弊邑多虞于戈梗路以故正徳勘合不達東都吾即用弘治勘合謹修職貢未嘗忘也如勅諭旨宗設等爲僞不言可知矣大内多々良氏義興幕下臣神代源太郎爲其元惡故就誅戮彼所虜而來大邦之人餘年既發船以還之中流遇風船不克進尙滯西鄙近日當還焉大邦所留妙資素卿其餘生而存者不論多少以仁見恕幸甚幸甚然則先令妙資等到琉球百琉球可歸

吾國前代所賜金印頃國亂失所在故用花判爲信琉球僧所知也伏希尊察妙賀素脚歸國之時  
賜新勘合并金印則永以爲實聖德久遠不可設焉吾當方物件々隨例進貢妙賀輩而下兩三人命  
管領道永以遣書矣

嘉靖六年（大永七年に當る）丁亥八月日

日本國王源義晴啓

この書は後奈良天皇の御代享祿三年に彼國に着きしかとも是時彼國にては夷人仇殺之禍皆  
起市舶との説ありて市舶の往來を絶ちぬ同し御代の天文八年我國の商人使者と稱して彼國  
に往きまた脩貢の名によりて通商の實を得んと謀りしかは彼國再ひ之を許して期以十年人  
無過百舟無過三と約せしかとも我國の商人之を遵守せざりし故彼國にては遂に之を拒絶せ  
んと試みたり然れども其實際にては潜に我國の貿易を望む者多かりしかは彼等は遂に密  
商となりて彼此貿易を通じたりき彼國の書に二十三年（天文十三年に當る）七月復來貢未及  
期且無表之部臣謂不當納却之其人利互市留海濱不去巡按御史高節請治沿海之文武將吏罪嚴  
禁奸豪交通得旨久行而內地諸奸利其交易多爲之囊臺終不能盡絕明と云へる是なり  
抑當時我國より支那に往來せし者には二種あり一は純然たる使者にして多くは僧徒より

成立し將軍政府が自己の國際需要を満足せしめんか爲めに發遣する所のものなりと雖ども  
一は諸國の商人が各自其領土の貨物をも輸出して之を彼國に鬻ぎ更に各種の奢侈品を買ふ  
て我國に輸入するものにして其勘合は常に之を彼の海賊の手より押領せる大内氏に得るも  
のなり蓋し其業たるや當時脆弱の商船に乗して危険なる遠洋を通過せしことなれば其之に  
従事するものは固より生命を賭するものにして頗る豪膽なる冒險家なりしなるべしと雖も  
安穩にして逸樂を得るはまた彼等の欲する所なれば貿易の自由を得て其生活の途を失はざ  
りし時に於ては敢て彼國の政令を犯して自ら禍を招くか如きことをなさざりしかとも明の  
市舶を罷むるや彼等は其生活の途を失ひ遂に密商とはなりぬ然るに事固より密商なるか故  
に公然として之を争ふ能はざるを知りて之か對手たる彼國の密商等は巨額の買掛りをなし  
て其の債を償はざりしかは彼等は進ては貿易の利益を收むる能はず退ては各自の領土に對  
して其責任を免るゝこと能はざるの域に陥り遂に再び變じて海賊となれりされは彼國の書  
にも自罷市舶凡番貨至輒除與奸商欺負多者萬金少者不下千金轉展不肯償乃投貴官家又  
欺負不肯償貪戻甚於奸商番人海近島遣人坐索竟不得償番人乏食出沒海上爲盜貴官家欲其亟  
去難以誦言誠官府云番人據近嶋掠殺人奈何不出一兵備倭當如是耶及官府出兵輒驚擾濶好

語暗番人利他日貨至且復除我番人大恨諸貴官言我貨本倭王物爾價不我償我何以償倭王不  
 掠爾金寶殺爾倭王必殺我盤據海洋不肯去とは云へり明實紀  
 然れども彼等か大に明國を侵せしは明人王直か之れを導きし後に在り閩書に云歟人王直者  
 少任俠多略一時惡少若葉宗滿徐惟學陳東王汝賢王激等樂與游而激爲直義子直姦出禁物隱市  
 西洋諸國致富不貲夷人信服之貨至一主直爲僧禁既嚴諸奸商藉是益負倭說賣直々無所出招亡  
 命于人逃入海推許二者爲帥引倭結巢羈縶之雙嶼港閩潮蜂起之徒益附之浸淫蠶食海上聚保矣  
 略直更遣巨船連舳柵木爲樓櫓入倭據薩摩州之松浦津中（松浦津は肥前國に在り）僞爲徽王部  
 署宗滿惟學東爲將領汝賢激爲腹心而三十六夷皆其指使矣と所謂松浦津は肥前國松浦郡な  
 る平戸港なり新豐寺年代記に云去天文十一年大唐船初薩摩豊後に渡來日本唐物充滿平戸に  
 來て松浦郡富貴人數男女共にすい微せり人仕い不自由平戸に入て女は傾城す男は唐に渡り  
 盜みて死を不願なりと其意たるやこの年支那の商船平戸に來りしによりて松浦郡富貴とな  
 りぬ然れども人數は男女共に減少して人の召仕に不自由を生せり其故は女は平戸に入て賣  
 淫し男は支那に渡りて海賊して死を願みされはなりと云に在りこの説によるときは王直が平  
 戸津に來りしは即天文十一年にして是れよりして後我國人を誘ふて頻りに彼國に寇したり

と知れぬたも王直一名は五輩と云其平戸に來るや今の印山寺羅敷に舊據の屋形を立て居住  
 しければ夫を便にして支那の商船常に平戸港に來船せりと云大曲南海治亂記に曰大内政弘  
 の時倭の海賊朝鮮に涉りて全羅道の海邊を犯す朝鮮王之を拒くことを得ずして其憂に堪え  
 す即倭寇と和をなして其賊船に王の璽印を出し期を約して來らしめ賊船の大小を計て財を  
 與ふ其財物を得て海港に據て異邦人に相遇て交易をなむ彼我貨利を得て互に相親むと已に  
 厚しこと烈港の嶋主に王直と云ものあり渠は元來は大明の徵と云ふ所の生なり命に違て  
 海嶋に逃れ今通逃の主となる倭人の兵に功ありて勇壯なるを見て告て曰倭人よく萬人あら  
 ば大明國を得へし是に由て海賊船を集め數人を以て彼嶋へ涉り嶋主直を以て導として大明  
 の東南に至り險阻の地に據て要城を構へ舟を其港に止て往還の海路を利し浙江閩廣の諸州  
 を掠め狼藉をなして民黎を逐ふ是薩摩肥後肥前博多長門石見伊豫和泉紀伊の賊船なり四國  
 伊豫の能崎來嶋院嶋の氏族將帥となつて諸州を誘來らするものなりこの頃は日本國已に亂  
 れて諸州交り地を争ひ日に戰鬪の難あれば國の用を措て他邦に出ることを得ず唯海嶋の  
 賊船の寄集て力を合せ外洋に出て其海邊を侵せるものなりこの時我國の賊船各八幡宮の磯  
 を立て洋中に出て西蕃の市舶を侵掠めて其財産を奪ひし故に其賊船を稱して「八幡宮」

(即八幡船)と呼べるなりとされは王直か誘ふて明國に寇したる三十六夷は即是等諸國の海賊を云ふるべし當時海賊の勢甚だ強大なりしことは彼國の書に三十二年(天文二十二年)三月王直勾諸倭大率入寇連艦數百蔽海而至浙東西北濱海數千里同時告警破昌國衛四月犯大倉破玉海縣掠江陰攻乍浦八月劫金山衛犯崇明及常熟嘉定三十三年(天文二十三年)正月自大倉掠蘇州攻松江復趨江北薄通泰四月陷嘉善破崇明復薄蘇州入崇德縣六月由吳江掠嘉興還屯柘林縱橫來往若無人之境と見ゆるにても之を知るべし然れども既にして王直彼國に降して遂に誅殺せられ其黨徐海陳東毛海峰等また相尋て死しければ海賊大に衰へてまた昔日の觀なかりき

南海治亂記に曰夫日本の國俗たる事驕武にして居常に兵を身に備へて以て不虞を待つ故に舟子販夫と云へとも亦た自から兵事に馴れて戦を好むの意あり是を以て海賊屢外邦へ出てて戦を決し勝を取ること多からすとせず殊に能島は水軍を職とつて世に勇謀をあらはし練習の功なる故に水兵を用ゆる道に於ては倭漢に獨立せり然れども本なくして末を逐ふ故に其終を保つことを得ずして竟に潰ゆ能島に九州を保せて事を謀らせは大事をなすへきなり此は學海賊の所爲にして冥中の事に非ずと雖も然れども水客商販の徒を集めて武勇を中夏

の中に奮ひ戦功を外邦の史記に遺せる事亦容易の事に非ず是村上氏の勇名後世の眉目なりと余はこの論の果して其當を得たるや否を知らされども當時室町將軍政府か明國に臣事して藩屬の禮を取りしに拘はらず我國の威權をして大に東洋に震はしめたるものは之を海賊の功に歸せざるを得ず且夫海賊の業たるや常に方物と戎器とを載せて海濱に出没し間を得れば則其戎器を張りて侵掠を肆し得されば則ち其方物を陳して朝貢と稱し其答直を得て歸りしものなれば其利益を專占したることは云までもなく其海賊を營みし浦々は遂に繁昌して各地の羨む所となりしと云是に於てか資本は利益の最も多き事業に注射し勞力は報酬の最も多き事業に傾向するは自然の勢なれば富める者は船主となり貧しき者は其材能に應じて船頭水先水手となり航海の術益開けて貿易の業愈起る五雜俎に云海上操舟者初不過取捷徑往來貿易耳久之漸習遂夷國東則朝鮮東南則琉球呂宋南則安南占城西南則滿刺加暹羅彼此互市若比隣然又久之遂至日本矣夏去秋來以爲常所得不貲什九起家於是射利之民輻湊競趨以爲奇貨と所謂射利之民は即王直か徒にして呂宋安南暹羅滿刺加の諸國は即前に所謂直姦出禁物歷市西洋諸國ものは是なり當時海賊の徒か彼等と相親むこと殊に厚かりしを見ればまた安んぞ與は是等の諸國に往來せざりしを知らんや蓋し第十五世紀の季に當りて歐洲の諸國

戦稍止み漸く暗黒の時代を經過し去らんとするや海賊大に起て航路を前世未到の地に開き遂に各處に植民して航海の術益進歩したりきコロンパスが米洲を發見しバスコデガマが喜望峰を通過せしか如きもまた其氣運に誘はれしに過ぎざるのみ今や顧みて我國の歴史を見るにまた同一の歩趨を進み遂に同一の境域に達せんとしたること昭々として明白なり卒爾として之を見るに甚た奇なるか如くなれども徐かに之を察するときは社會通有の大勢は何處なりと雖も磅礴せざることなきの理を見るに足らん只惜む我國戰國の終局は少しく歐洲暗黒時代の結尾より遅かりし一事は此の如く發達し來れる日本人種をして我より米洲を發見し我より喜望峰を通過して遂に大西洋岸に向て我より勦掛けの貿易を開くの機會を失はしめたることを

### 當時商業の形勢如何

我國が嘗て元寇を撃却けし以來商機大に活動し其奮興の勢或は激して海賊となり以て朝鮮支那の沿海を剽掠し其勢の強大なるや能く室町の將軍政府が明國に臣事したる失體を打消して益國權を擴張せしこと彼の如し然れども是等海賊の徒と雖もまた剽掠をなして生命を

賭するを好みし者にあらざれば其間自から商業の一線ありて常に絶えざりしは彼國の書に日本雖屢肆啓疆然志在通市得其道可願指而使之武備と云へるにても之を知るへし蓋し當時我國の内勢は極めて衰亂の域に陥り殆んど戰爭を以て其生活をなしたる時代なれば内國貿易の如きも殊に廢頓に屬したりと雖もまた少しく徴するに足るものあり諸國の市場には七座の店と稱する各種の商店ありて商人其間に周旋しき

#### 庭訓往來 七座之店諸國商人

同抄 七座の店とは總して市には百賣千買とて百の賣物に千の買物有なり又市毎に七座は有なり座と云事は物を賣座なり一には絹の座二には炭の座三には米の座四には槍物座五には千朶積の事なり六には相物座とて魚鹽うる座なり此座不審なり紙の座とも云へり七には馬商座是七座なり是外に手買振賣とてあり皆々此七座に與力する賣物共多し諸國の商人市に集るなり

嬉游笑覽 庭訓の抄七座の店の内千朶積の座といへるは何にまれ多く積あけたるにや節用集に千駄櫃人と出たり櫃は器物なるを商人の名とするは一種の櫃ありてそれを用ひ商ひしたるものとしらる嘉多言に千駄櫃をせんちんひつはわろしこれ後世高荷とはいひし

ものなるへし松落葉近き頃高荷と云しものは木綿を高さ一丈あまりにづみかさねしを背負て市中を賣りありきたるか安永の頃までありて今は絶たり又志道軒傳に仰けは愈高荷の蚊屋賣と云れば木綿のみに限らず蚊屋賣の高荷ありしとみゆ老人云木綿一反つゝ段々に積重ね高さ一丈程にして背負て賣あるき買人われは竹竿をもてわけおろして見するなり高荷うちやみて雨掛にして賣あるきしも近來はあくなりし案するに建保職人歌合商人戀歌「命にも身にもかへんとをもへともあう事を賣る市のなきかな」其書のみまを見るに高荷を負ひたる男の傘を手に持たりこれそのかみの千駄櫃なるへし相物は太平記に相物どて子たる魚の入たる俵をとり積て水主楫取其上に立並ひて櫓をそ押したりけると有り海上の運輸を専業とする船頭あり

庭訓往來抄 室兵庫船頭と云事は室兵庫には船よく乗る者あり船の道を知なり

河流を上下して乘客貨物を回漕する刀禰あり

同 淀河尻刀禰とは河船にて人を乗せて上下する者なり

駄賃を取りて馬を往來さする馬借又車借あり

同 大津坂本馬借とは駄賃を取て馬を往來する人なり鳥羽白河車借とは車の遣り手と云

者なり

諸處の浦又は湊泊など稱する商船輻湊の地には借上又は替錢等の營利的事業もあり當時問丸と稱したる問屋もあり

同 泊々借上湊々替錢浦々問丸同以割符進上之湊々の替錢は田舎より替して約束の津にて取を云なり

問屋沿革考 小宮山 問屋と云ふもの其起原は詳ならされとも往古よりありしものなるへ

上丸と商賣の道たる貨物を集め居るものあり之を取て零賣するものあり相待て其用始めて完きの理なれば凡そ世に販賣の道開けし以降は蓋し此問屋ありしなるへけりと和名鈔以上には未だ曾て聞及ばざる所なり同抄居處部に邸家辨色立成云邸家停賣物取債處也注に今案俗云津屋此類と之を見れば延長の頃久く津屋と云ものありしを知るへし箋註には津屋見成尋參天台五台山記案其屋在海船輻湊之處故云津屋今俗呼船僧爲問屋疑津屋之說又云辨色立成謂京師儲舍停諸國所出貨物賣之取賃之處爲邸家也唐律疏義曰邸家者居物之處爲邸沽賣之處爲店とあり庭訓往來に湊々替錢浦々問丸同以割符進上之余か家藏古本抄の註に問丸は船商人宿處也とあり津屋の本解は乃ち然るへけれとも辨色立成の説によれ

は必ずしも商船に限るべきにあらざる故に節用集問屋の註には只商人宿とあり親元日記に  
 文明五年紙問九九郎三郎光次西國紙商人問屋事祖父孝願以來于今無相違萬一雖競望輩由  
 緒之上彌不可有其煩之由可頂戴御奉書之由また文明十一年御材木問九孫二郎國弘四條道  
 場材木代三百廿貫餘内長祿四年百十餘貫返濟相殘分無沙汰などあり是には問九問屋と並  
 稱せり又問方と云へるもあり金澤稱名寺文書永享十一年稱名寺領赤岩十四ヶ村年貢錢結  
 解狀に合八十貫文の内八百文夫領路錢三百文今津問方酒直とあり是も問屋のことなるへ  
 し後世諸屋の中には問船問料など云名目もあれば問方も同例の語と知らる  
 各處の市坊に羅列せる商店を「マナ」又は「ミセ」と稱することもまたこの頃よりや始り  
 けん(されども宇都保物語四)こは七條殿ちもてにくらたてたり略いはし水の所門殿のき  
 たのかたかしらしろき女ひとり水くむめのわらはひとりちものもりつかふまつるこれはて  
 たなに女をりて物うるどあるによれば往古より「マナ」の名ありしにや(其如何なる方法  
 を以て之をなせしやは詳かならされども既に替錢の仕組行はれしか如きを見れば商業の機  
 關漸く備れることを知るべし)

嬉游笑覽 古書を見るに商人の家はちもてに棚をかまへ脇に入口あり長き暖簾をかけ軒

に塵よけあり板或はむしろにて造る件の棚に物を出して置て人の見て求むるにまかす人  
 にみする物ゆへこれをみせ棚といひ略きては見せとも云ふ又物を持出て店をかまへすし  
 て賣たる處を立賣と呼ぶ建武以來式目追加云禁制一やくをこほちうる事付車くれの商賣  
 四條町の立うりとありこれ車の轆を壞て賣こと車の縛また四條の立賣するを制したること、  
 聞ゆ立賣はまた其處の名にてはあらざるなり終にいひ習ひて其處もしか呼へり

日本開化の性質骨董集に云商人の物を賣る所を見世と云ふは古は家の端に棚閣をまふけ  
 其上に萬の賣物を置並へて賣れる故に「マナ」と云名起れり

而して當時最も著名なりし商品は畿内近國にては大舎人の綾、大津の練貫、六條の染物、  
 猪熊の絹、宇治の布、大宮の絹、烏丸の烏帽子、豊島の筵、嵯峨の土器、奈良の刀、高野  
 の剃刀、城殿の扇、姉小路の針等にして其他の諸國にては加賀の絹、丹後の精好、美濃の  
 上品布、尾張の八丈絹、信濃の布、常陸の絹、上野の綿、上總の鞆、武藏の鎧、佐渡の杵、  
 伊勢の切付、伊豫の簾、讃岐の圓座、同じく檀紙、播磨の相原、備前の刀、出雲の鍬、甲斐  
 の駒、長門の牛、奥州の金、備中の鉄、越後の鹽引魚、隱岐の鮑、周防の鯖、土佐の材木、  
 安藝の樽、能登の釜、河内の鍋、備後の酒、和泉の酢、宇賀の昆布、松浦の鱈、夷の鮮、



與の漆、筑紫の織物、或は異國の唐物、高麗の珍物等なりしと云庭訓蓋し所關異國の唐物  
高麗の珍物は之を宰府の交易に得たるものにして其物品また器之を推知す往來

絲、所以爲織絹紵之用也蓋彼國自有成式花樣朝會宴享必自織而用之中國絹紵但充裏衣而  
已若番舶不通則無絲可織每百斤直銀五六十兩販去者其價十倍

絲綿（即真綿を云） 髡首裸程不能耐寒冬月非此不暖常因乏每百斤價銀至二百兩  
布 用爲常服無綿花故也

綿袖 染彼國花樣主衣服之用  
錦繡 優人副職用之衣服不用

紅線 編之以綴蓋甲以束腰腹以爲刀帶書帶畫帶之用常因匱乏每一斤價銀七十兩  
水銀 鑲銅器之用其價十倍中國常因匱乏每百斤價銀三百兩

針 女工之用若不通番舶而止通貢道每一針價銀七分  
鉄鍊 懸茶壺之用倭俗客至飲酒之後廢茶壺已即以茶壺懸之不許著物極以茶爲重故也

鉄鍋 彼國雖自有而不大々者至爲難得每一鍋價銀一兩  
磁器 擇花樣而用之香爐以小竹節爲尙碗碟以菊花稜爲尙碗亦以葵花稜爲尙制若不飭雖官

甚不喜也

古文錢 倭不自鑄但用中國古錢而已每一千文價銀四兩若福建私新錢每千價銀一兩二錢  
古名畫 最喜小者蓋其書房清潔懸此以爲清雖然非落款圖書不用

古名字 書房粘壁之用廳堂不用也  
古書 五經則重書禮而忽易詩春秋四書則重論語學庸而惡孟子重佛經無道經若古醫書每見

必買重醫故也  
藥材 諸味俱有惟無川芎常價一百斤價銀六七十兩此其至難至貴者也其次則甘草每百斤二

十金以爲常  
氈毯

馬背氈 王家用青官府用紅  
粉 女人擦面之用

小食籬 用竹絲所作而漆飾者然惟古之取若新造則雖精巧不喜也小盆子亦然  
漆器 文几古盆硯箱三者其最尙也盆子惟用菊花稜圓者不用

醋

是等の物品と相交換して我國より輸出したる物品は馬蓋鎧劍鎗腰刀琥珀硫黃蘇木牛皮貼金扇灑金厨子灑金文臺描金粉畫灑金手箱塗金粧彩屏風抹金提銅銚灑金木銚角鹽水晶珠數等ありしと云<sup>同上</sup>されは彼國にては按其日本所貢倭扇指金盆子類皆異物也其所悅于中國皆用物也是彼有資於我而我無資於彼忠順則禮之悖逆則拒之不易之道也若徇其求而愆期許貢無端互市斷々乎不可との説もありき<sup>同上</sup>然れども是豈に物の道理を解したるの言ならんや能くこの間の事情を盡したるものは彼國の書に罷我互市任彼貿易中國免繳利之名外夷知効順之實計莫便於此惟其商道不通而利之所在人必趨之不免巧生計較商轉而爲寇商道既開則寇復轉而爲商彼其既犯國禁思圖苟安因陷引勢家同作勾當行之既久不免煮起奸圖大生覬覦時則不因商賈不通而實成寇心矣伏按國初禁海之例始因遺論而來繼恨林賢巨燭之變欲與閉絕之故非以通商之不便耳惟其不通商而止通賈所以正德年間各道爭貢以規利市在彼國則強請勸令倭王遂不能禁制在中國則有宗設宋素脚禍而漳寧惡少則甘蹈負固而縱肆橫行然以前狡僞未備華夷兩家行之既久併力合作乃有不可知者推厥所原各爲行商之意而終貽地方之害能無處乎<sup>圖書</sup>と云へるもの最も其當を得たり

彼國の書に又云賣買亦用銀金銅錢交易憑經記名曰乃隔依理今用之銅錢乃鑄天順永樂洪武三樣每銀一兩換錢三百三十三文總錢一千稱爲一貫值銀三兩由琉球高麗以得中國之錢爲樣本國照樣鑄之日用柴米油鹽菜蔬等物皆肩于市貨之各色貨物除舖店不移者其各地方皆有集市例定日期大小貿易皆運至集交易與中國相同所用白銀餅如鞋底無元寶鏤錠亦有假銀外用銀皮包打停當者不部辨微如白銀今之商賈知有僞銀爲鑿開以火燒辨每米一石常價一兩以一石較之中國之解約有三石絹緞有花素之分每素絹值銀二兩花絹值三四兩如大紅絹段直銀七八兩布有冬夏其價不等爲不過七八錢段絹布疋總不滿三丈每絲一斤值銀二兩五錢其餘貨物皆依時價無定額矣<sup>日本風</sup>とこの説によれば當時我國に流通せし貨幣は天順永樂洪武等の諸錢にして其の元錢を琉球または高麗より得て自ら之を鑄れるなり自から鑄るに猶是等の支那様を用ひしは其久しく我國に流通して使用に慣れし故なるへし我國の幣制は嘗て王綱の尙張りし頃より蚤已に紊亂し鎌倉の頃に至りては日常の取引皆宋錢を輸入して之を用ひしかは後醍醐天皇の御代建武元年三月其中興の業を起し玉へると與にまた貨幣改鑄の詔あり始めて紙幣を行はしむ

改錢事

建武元年三月廿八日有御沙汰

詔

居聖人之大寶理究變通繇天地之洪規事尙沿革察時制法奚拘一途國家有錢其來尙矣周武開基九府之圖法肇興漢文隆業四銖之形製更彰金鉄之品龜龍之類象物雖區同歸節用本朝垂範上世以來屢改官文載傳簡牘所謂自天平寶字至于天德十有餘度綿歷最詳降及近古求之外國擅敷俗間官法如忘頗違彝典復枉政令今以新化爲除舊弊始造官錢須順天下濟世便民孰謂不爾仍文曰乾坤通寶銅楮並用交易無滯仁義所原定樂厥成告以宸衷若蓄天理主者施行

建武元年三月日

(建武)

然れとも忽にして南北分争の世となりしかはこの新造の銅楮兩貨も遂に世に行はるゝ能はずして支那錢のみを専ら我國に行はれける而して是等の支那錢は之を根本渡唐錢と稱して我國貨幣の上位に置けり建武以來式目追加に

商賣輩以下撰錢事

明徳(應)の誤  
九(十)なりん

一近年恣撰錢之段太不可然所詮於日本新撰料足者堅可撰之至根本渡唐錢永徳(樂)の誤なりん  
洪武宣鑄等者向後可取渡之但如自餘之錢可相交若有違背之族者速可被處嚴科矣

松田丹後守長秀

とありまた

定

一せいせん(撰錢)のぞ京錢うひらめをのそく其外のとたう錢をいらく(永樂)こうふ

(洪武)せんどく(宣徳)われ錢但われを  
らざる錢以下とり合を百文に三十二錢けりやう三  
分一有之於

向後とりわたすへき事

一あぐ錢賣買儀可停止事

右條々堅被制止訖若背此旨族あらは權門勢家ひくわんをいはす於其身者處嚴科至私宅者關所をこなばるへき由所被仰下也仍下知如件

永正五八七

沙彌 信祐

近江守三善朝臣貞連

とあるか如き是なり此の如く支那錢を流通せるの習俗となりてこの間偶々新撰の錢貨あるも流通に入るに能はざりしかば遂に之を鑄造することもまた世人の使ひ慣れたる永樂洪武等の名を以てしたること恰も近時江戸の將軍に於て屢々銅錢の發行ありしにも拘はらず皆寛永通寶と名けたると同じ理なるへしまた彼國の書に國有三津皆通海之江集聚商船貨物西海有防津地方有江通海薩摩州所屬花旭塔津有江通海筑前州所屬東海道有洞津本國稱音

曰阿乃次以津呼次是也。有江通海係伊勢州所屬三津乃人煙棲集之地皆集各處通番商貨我國海商聚住花旭塔津者多有一街名大唐街而唐人留戀於彼生男育女者有之昔雖唐人今爲倭也三津惟坊津爲總路客船往返必由此地而過花旭塔津爲中津地方廣濶人煙輻湊集商賈所須無物不備洞津爲末津地方人遠與山城京都相近貨物或備或缺不一と云によるに前に掲げたる賣買の景況を主として博多津に就て之を言へるならん

然れども當時我國商業の中心は漸く京都を去りて堺浦に歸し博多津また遂に其外國貿易の中心たるの地位を失はんとしたるは争ふべからざるの事實にして彼の洞津(伊勢の安濃津)の如きは之を三津として論ずるに足らざりしは明白なり蓋し當時京都は歴代政權の集まる處尙も之に據るときは以て天子を挾みて四方に號令するに足る是に於てか其地は英雄必争の場處となり百戰の餘極めて廢頽に歸し中央政府の威令已に諸國に行はれずしてまた昔日四方運輸の中心なりし觀あく而して堺は即京都を去ること十六里其地一面は海に接して港口最も航入に便を得畿内及び東海北陸の或る部分と南海西海山陽の諸國との間に於ける取引を媒助するには最も適當し且稍獨立市府の姿をなしたれば世の争亂に關係少なく我國の各地方は禍亂常に多く兵馬の難絶へざりしかどもこの地獨り之に異なり曾て騷擾の事な

く又干戈の變を見ざりしかは四方流離の商旅跡をこの地に寄する者漸く多く其本國との取引を周旋しければ自から其貿易の中心を形成したり抑この地の漸く隆盛に赴きしは後龜山天皇の御代弘和の頃(北朝の永徳)山名氏清城をこの地に築きしに始まり後小松天皇の御代應永の頃大内義弘この地を領し津を開きて朝鮮支那印度等の亞細亞諸國に交通し互に商船を往來せしめければ家増し民富て遂に一都會を成せしなりと

系亂記 昔より故ありてこの地は住吉の神主津守氏の領する所として白鳳(天武天皇の御代)の頃より堺と號せしと雖も星霜うつり替りて永徳の頃より山名陸奥守氏清始めて城を築きぬ又應永の頃大内左京大夫義弘領し來て再び津を開き吳越三韓南蠻と好を結ひ迭に商船を通して家増し民富て一都會をなす今藩船至らすと雖も尙餘温ありけるは此故とかな

日本西教史 堺は泉州の一都會にして京都を隔つること十六里日本の中には最も殷富にして有名の地なり亞細亞諸國と通商し商家殷富にして貨物輻湊せり

其後この地は將軍政府直轄の地となり其町の總年寄と云ものもなく只た濱側に納屋を建てて之を貸し其料を取りて徳としたるものを上分の者となして納屋賃の衆と號し市内を統治

したりき見るへし諸國商人のこの地に幅濶し各其貨物をこゝに卸して水陸兩路の取引をなせしを以てこの地の富豪は海岸に倉庫を建設し之を賃して庫敷料を取りしことを

糸亂記 されは他所とかはり此所は町總年寄と云者もなかりけるたゞ濱側に納屋を建ててこれをかし其料を取りて徳分としたる人を上分の者となす則納屋かしの衆と號し三宅主許今井などいへる頭分の人を十人衆と號したり

是に於てかこの地遂に我國商業の中心となりて愈繁榮に赴けり當時勇士の言に堺の腹はれ町人と云罵りしことあるを思へ堺當時同港殷富の度は能く其市民をして腹便々として肥滿張天せしむるに足りしを知らん

堺海の漸く此の如き繁榮に向へる時に當りて博多津の外國貿易は分れて坊津の一路を開き而して坊津博多二港の間また平戸の一港を開きしかは博多は漸く衰頽の色を顯しき最初我國の商船彼國に往來するものは其形卑隘にして其底平に其布帆は桅の正中に懸りて其桅は常に動けるものありし故無風または逆風に逢へば桅を倒し櫓を盪するの外また之を進行するの術なく動もすれば一航海に月餘を費せしか故に其商船を發するや常に博多にありて好季を待ち漸く五嶋を経て支那の寧波に往きて貿易することなりしかどもこの頃に至りては

漸く彼國福漸地方の制に倣ひ重底を貼造して其船底を尖らしめ能く怒浪を破り横風颯風をも自在に乗渡ることになりしかは風位如何によりて或は薩摩より琉球を経て福建廣東に達するものを生し防津の一路頼て以て開けたり

日本風土記 日本造船與中國異必用大木取方相思合縫不使鐵釘惟聯鐵片不使麻筋桐油惟以草塞縫漏而已費功甚多費材甚大非大力量未易造也凡寇中國者皆其島貧人向來所傳倭國造船千百隻皆虛誑耳其大者客三百人中者一二百人小者四五十人或七八十人其形卑隘遇巨艦難於仰攻苦於牽沈故廣福船皆其所畏而廣船旁陡如垣尤其所畏者也其底平不能破浪其布帆懸於桅之正中不似中國之偏桅機常活不似中國之定惟使順風若遇無風逆風皆倒桅盪櫓不能轉戰故倭船過洋非月餘不可今若易然者乃福浙沿海奸民買舟于外海貼造重底渡之而來其船底尖能破浪不畏橫風颯風行使便易數日即至也

又 已到中國來貢之舟每泊台州定海諸驗勘合令其收拾兵器貯庫移至寧波待賓堂給膳住候朝命詔至留徒伴一半守船一半入京朝見寧波市貨彼國欲者宜重價買之故此地若貢使至得其利也朝罷與各同返燕賞之物與守船者均之

又 若其入寇則隨風所之東北風狂則由薩摩或由五嶋至大小琉球而視風之變遷北多則犯廣

東々多則犯福建若正東風猛則必由五島歷天堂官渡水而視風之變遷東北多則至烏沙門分餘或過韭山山海間門而犯温州或由舟山之南而犯定海犯象山奉化犯昌國犯台州正東風多則至李丙巖壁下陳錢分餘或由洋山之南而犯臨觀犯錢塘或由洋山之北而犯毒南犯大倉或過南沙而入大江若在大洋而風驟東南也則犯淮陽犯登萊在五嶋開洋而南風方猛則趨遼陽趨天津大抵倭船之來恒在清明之後前乎此風候不常屆期方有東北風多日而不變也過五月風自南來倭不利於行矣重陽後風亦有東北者過十月風自西北來亦非倭所利矣故防春者以三四五月爲大汛九十月爲小汛其停棹之處焚掠之權若倭得而主之而其帆檣所向一視乎風實有天意存乎其間倭不得而主之向之入寇者薩摩肥後長門三州之人居多其次則大隅筑前筑後博多日向攝津幡磨紀伊種嶋而豐前豐後和泉之人亦間有之乃因商于薩摩而附行者也日本之民有貧有富有淑有麗富而淑者或登買船而來或登商船而來凡在寇舶皆貧與爲惡者也

蓋し當時是等の商船を作るや唐人の我國に居留する者之か資本を卸し我國の精巧なる木匠をして之を作らしめ自から其船主となること多く而して我國の商人の其船に乗りて海外に渡航せんとする者は本銀一萬を備へまつ船價二千を船主に償ひ本銀一萬と税銀一千とを其地の領主に納めて始めて海に出づることを得たりと雖ども彼等は猶海賊の徒に向て若干の

金を賞與し以て其奪掠を免かれざるを得たりしにや彼國の書にはまた常有唐人用幾千金令精巧木匠造至大之船名曰船主但各國客商下海通番有本銀一萬先償舟價二千本國州郡官先索商稅止知稅銀而不稅貨且如商買契本下國往西番大唐等處買賣約日登舟報官差卒捕至舟逐一搜過充得商人本銀一萬額定稅銀一千方容出海若買貨回經憑貿易毫無侵海內行舟患防行航結黨搶奪一大船出海必帶勇徒百餘多備器械方行划航訪有出海商舟糾集野混百餘共棹划航數千圍住大船各逞強橫捨死抵敵如大船勝小船各贖方免其掠若划船勝必遭其擄大船雖勝划航必不容散追至大船之前齊々能列稱爲護送下情求賞必須厚薄榜之始止其擾如不然纏無休息往返難免其患既得其利各從野散雖官兵嚴捕勢難禁矣故下海之舟俱各預防日本風土記と云へり然れども其頃は等の商船を造り又は之を運轉する者は多く博多にありしを以て商船もまたこの地より出發するを便とし且や之に勘合を與へしものは即周防の山口に居りて雄威を近國に振ひ北内氏なりしか故に彼等は必赤馬關に至りて若干の報酬を拂はざるを得たりしかは彼の南邊に僻在して是等の諸府に相連絡するに便ならざる防津の一港の外更に其中間の一港を開きの必要を生じたり況んや支那の商船と雖も寧波以北より來るものはまた防津を便とせざりしや

日本風土記 山口之西爲長門關渡在焉爲阿介馬失記抽分司設於此其實使之來必由博多開洋歷五嶋而入中國因造船水手俱在博多故也貢舶回則經收長門因抽分司在焉故也

この時に當りて支那の寧波以北より來るものもまた福建廣東より坊津を経て來るものも與に相會合するに適するものは獨り五嶋ありしのみ然れども五嶋は懸海の地にして内地との取引に便ならざりしを以て當時山口または博多より五嶋に往來する者の必用の要處にして商船の寄泊に最も其便を得たりし平戸の一港は遂にこの要地を占たり

又 肥前西懸爲平戸平戸之西爲五嶋乃日本西境之盡處也此嶋與薩摩相去一千五百里與平戸相去二百五十里五嶋至山口必由平戸

糸籠記 西國かた所々港のよろしきには國々の廻船入津し又中にも肥前國松浦の郷平戸の浦は代々渡邊黨の領知にして彼松浦黨これなり其頃は松浦肥前守殿とて六萬石の御身代其浦の手は譬へは籠の如く懐弘し併しめくれる高山あれば海の深きこと知ぬへし入口には小嶋の山ありみなもろこしの異木を植て茂盛しぬれば彼福州漳州に至れる心地そする其名を九六嶋と云

蓋し平戸港は古の旣良嶋にして值嘉嶋と共に遣唐使の航路に當りしを以て入口もまた般阜

に赴き嘗て嶋司郡領等をも置かんとされし處にて其後常に支那往來の要路となりしこと本朝事蹟考にも平戸亦在松浦中遣唐使之歸朝者不得到筑前博多則著平戸と云へるか如くなりければ歴史上より視るも亦既に多少博多の支脈を引きて貿易の市場に必要な各種の機關を備居りしならん是に於てか彼の明人王直か我國に來るやまた住所をこの地に定め諸國の海賊を召集して之を支那に導きしかは支那商船の我國に來るものまた皆こゝに集合し其後東西兩洋の水路始めて通して歐洲諸國の商船我國に來航するやまた之をこの港にそ導ける大曲記に平戸津へ大唐より五峰（王直一名は五峰）と申人罷著て今の印山寺屋敷に唐様に屋形を立て、居住申しければ夫をとりへにして大唐の商船絶えず剩へ南蠻の黒船とへ始めて平戸津へ罷著ければ唐南蠻の珍物は年々滿々と參り候間京堺の商人諸國皆集り候間西の都とぞ人は申しけると云へるは是なり

# 大日本商業史卷四

菅沼貞風著

近古の時代（歐洲貿易の時代） 上

葡萄牙人と鹿兒島及平戸港

往古交通の猶未だ其便を得ざりし時に在りては諸國各其疆域を墨守し天地の極界は既にここに盡きたりとしたるは孰れの國に於ても盡く同一なり縱令其極界はこゝに盡きたりとなさしるも各自其住所衣食を美なりとし其風俗習慣を樂なりとし其疆域の外は皆野蠻の棲家魍魅罔兩の巢窟なりとなしたるは盡く同一にしてこの自負心こそ寧ろ混沌たる圓球の表面にかゝる數多の邦國を建設したる原因なれ見よ昔時歐洲諸國に於ける世界の圖は半球の北部を入るゝに過ぎず其南北は僅に知見の及ぶ所を以て寒極及び熱極と云しことを蓋し西曆第十四世紀の半より第十五世紀の半に至るまでは地中海外に航行する者殆ど稀にして固より未だ大西洋を知らざりしかは當時の諺にはチナラルタルより殆ど三百里を隔てたる亞非利加のナン岬以外に行く者は或は歸り或は歸らざるへしと云しと云佛人ジャンクワセの日



本西秋史また云人文の開けたる一國より他國を目して野蠻とするは一般皆然り往昔クローキ人この思想を有したり而して羅馬人も亦た伊太利國の外は勇氣もなく禮義もなしと思考せり是實に伊太利國は現今に至るまで全歐洲中の文華精英とも云へき國なれば他の各國を目して野蠻とするも亦宜なり然るに支那日本に至りて其文物を窺ふに遙に伊國に勝れりと云はざるを得ずと亦以て我國人か始て歐洲諸國は交通を開ける時に當りて其自負心の高かりし事と其自負するに足るの資格を有したることとを見るへし勢既に此の如くなりしとすれば孰か好て不測の險を冒し遠く大洋を超え深く異域に入りて利を什一に求めんや唯夫國家亂離の餘社會の權衡大に其平均を失し敗軍の將亡家の卒身不羈の才を抱て著跟の地なきに苦しむ者あり是に於てか始て蛟龍の窟を發き魑魅の域を探りて以て不平を慰するの地を求むへし是れ自然の勢なり夫然り然る後航海熱すへし商業進むへし國家の威權頼て以て擴張すへし彼の第十五世紀の初に於て葡萄牙の一小國を領したるドン・ヘンリッ王か大に航海の業を獎勵して新版圖の發見に熱心し遂に亞弗利加之西岸に沿て赤道線を横斷し遂に喜望峰を發見して其東岸を迂回したるか如きもまた當時歐洲の形勢は各地の民族各其國語風俗等の種類に由りて各一團の大國をなし基礎鞏固にして抜き難かりしかは久しく戰亂の中に生

長して卓犖不羈の資を有したるものは驥足を伸ふるの地を歐洲以外に求めざるを得ざりしこと其一大原因なりしなるへし我國商業の形勢か弘安の役に撃て元寇を却けしより以來漸く發達の狀を呈し海賊大に起りて遠く亞細亞大陸の東南海岸を劫掠したるか如きも獨り外戰勝の威によりしのみならずまた内南北分立の爭亂以降戰鬪暫らくも絶えずして社會の變動常ならざりしに由ること多し原因此の如し結果もまた之に従はざるへからず我國商業の氣運か將に開豁なる進路を得て活潑の運行を試んとしたるは間一髪を容れざるのみ然れども其萌芽の猶未だ充分の發達を経ざるに當りて歐洲諸國殊に葡萄牙國に於て航海の事業既に大に發達し喜望峰を遶り印度洋を超えゴア。マラッカを略取し支那海に入りマカオを占領し遂に我國の海岸に迫摩したりければ我進行の前路は忽ち其遮斷する所となりて幾多の競争を試み後我國の商業は遂に受身の貿易となり其極やまた彼の自負せし所以のものを併せて之を失ふに至りしは悲かな抑西洋諸國に於て始めて東洋に日本あるを知りしはヴェニススの旅行者マルコ・ポロか曾てゼンアの戰に捕はれて獄中に下りし時偶然其囚囚の者に聽かしめたる東洋旅行の談に始まるこの奇談は後に東洋紀行と題する一書として發見されたるか書中カゼー即支那の東に當りてマバン即日本と稱する一大島あり其民膚色白皙身體強

健且風俗雅良にして自から君を立て、政事をなし外國の隸屬たりしことなしとの説をなし之を證するにマバンの民強勇比なし故に當時幾んど亞細亞の全大陸を併呑して餘威を歐洲諸國に及ぼしたる元の軍兵すら猶且破れて却きたりと云へる韃靼人の言を以てしたりマルコポーロは後宇多天皇の御代の頃（西曆一千二百七十五年）十八歳にして父及伯父と與に商業をなして亞細亞に來り韃靼語に通して元の大祖に事へ居ること二十年にして伏見天皇の御代の頃（西曆一千二百九十五年）ヴェニスに歸りぬ然れどもマルコポーロがアタルより元都に至りしや行程殆ど三年半を経たりと云行路の難き此の如くなりしを以て亦一人其説を確むる者なくして空しく二百餘年を過きたりしか歐洲暗黒の時代漸く終るに當りて同人が嘗てゼノアに賣らしたるカゼー及びマバンの地圖は竟にクリストフコロムバスの得る所となりきコロムバスは固よりゼノアの人にして幼より航海の術を研究し深く大地の圓形なるを信じ大西洋を横りて遠く西航を試むるときは必ず地球の反對の側面に達すべしとなしたればマルコポーロが著書を得て其地圖を視其紀事を讀むに及て益其想像を自信し後土御門天皇の御代の頃（西曆一千四百九十二年）遂に西班牙王に説て大西洋の直航を試みたり或は云コロムバスが新世界を發見せんとして西班牙を出帆したるは其志マバン即ち日本

に在りしにて米洲には在らざりしなりと其説の果して然るや否は未だ之を知らざれども佛國巴埋の大書籍館に古代の地球圖あり甚だ粗濶にして日本を支那の東に位せる一大洲の如く圖したりと云へは其説亦全く根據する所なきにはあらざるべし

然れども當時歐洲諸國に於て頻りに東洋の新航路を發見せんとを務めしは猶他に一大原因ありしと明白なり元來天の惠利を與ふるは東洋に厚くして西洋に薄く亞洲に多くして歐洲に少し試に其一二を擧ぐれば絹絲なり砂糖なり茶なり煙草なり歐洲諸國日用必須の物産にして之を東洋に仰くもの實に夥し故に往時は歐洲諸國に於て亞細亞の物産を需要せしも頗る切にして歐洲中古の季に當りて彼の十字軍の徒か耶蘇基督の古跡を争ひ屢々パレスチンの近地に往來するや彼等は自國に於て得る能はざる所の華美輕便なる必需品を見て之を已に供給せんと欲し貿易の業頗て廣まりき然れども當時東西二洋の水路猶未だ通せざりしか故に其貿易は陸路によりて歐洲に行商する亞細亞商隊によらざるを得ず亞細亞商隊の歐洲に行商するや一はボスホラスの海峽を経てヴェニスに至り一は蘇士の地峽を経てアレキサンドリア府に出て夫より地中海を渡りてチープル。ゼノワに至り歐洲諸國の商人も亦是等の場處に會合して互に亞歐二洲の物産を交換したりしに後花園天皇の御代の頃（西曆一千

四百五十三年)トルコ遂に羅馬東帝國を滅し進て歐洲に入てコンスタンチノールに都し亞歐二洲の關門に據りて其開闢を肆にするの地位を占めたり當時トルコは戰鬪奪掠を業とせし國ありしを以て其コンスタンチノールに在る決して亞歐二洲の貿易に便ならざりければ歐洲西方の諸國は彼の華靡輕便なる必要品を得ること能はずして遂に頻りに路をトルコの領地に取らずして亞細亞に通商するの策を求め或は亞非利加を迂回して其航路を發見せんと欲し或は大西洋を横斷して直に亞細亞の東海岸に達せんと欲し遂に彼か如き企業を生じたりコロムバスの米洲を發見するや之に命するに印度の名を以てしたるは即ちこの一洲を經過したる後にあらざれば亞細亞の東海岸に達し得へからざるを知らざりしに由れるのみ然れども米洲發見の後西班牙人益々其勇氣を鼓して遂に亞米利加の最南端に達しケイプホルンを迂回して其西岸に植民し太平洋を横斷してフィリッピン群島を占領したれば舊來恰も別天地たりし東西の二洋は是に於て始めて水路に由て相交通するを得亞歐二洲の貿易はまた商隊のヴェニスまたはアレキサンドリヤを経るを要せず葡萄牙。西班牙の二國一時航海の權勢を專有して一は東方に向ひ一は西方に向て地球を一週し到處其國土を席卷して各其本國に數十倍なる植民地を開けり其意氣たるや壯と云ふへし夫れ天與の惠利薄

く且少なるによりて貿易の必要を感じたるは歐洲特有の性質にしてまた之を幸福なりとすへからされども國家久しく大争亂を経たる後に於て英雄驍肉の嘆之を海外に泄らさんとする者の如きは國民の性質活潑なる國に於ては何地にても之あるを得へし我國亦た既に其氣運に達し商業の進路は夙に其方向に定まりしは海賊航路の既に支那以南に及ひしと見ても明白なり若し歐洲暗黒の時代をして今少しく長からしめば歐洲の諸國は未だ敢て植民拓地の業を起さざるへく我國の商人は其間に於てまた漸く指を海外の地に染むるものありしなるへし既に其味の美なるを知らば英雄の無事に苦しむ者豈相踵て起るなからんや此の如くして漸く歲月を經過せば植民拓地の事業は遂に國民一般の好尚する所となりて益々其區域を弘めしならん果して然らば米洲を發見し亞非利加を迂回し以て東西二洋の航路を開通したるものは果して如何なる種族に屬せしやは遽に判し難かるへし嗚呼我日本人種をして今に至りて白晝の人後に立たざるを得ざらしめたるものは我國戰國の結尾歐洲暗黒時代の終局より遅かりし一事に在り惜まざるを得んや

蓋し葡萄牙人のマラッカを略取したるは後柏原天皇の御代永正十一年(西曆一千五百十一年)に在り而して彼等は此の地を略取せる後五年を経て始て支那海に入り翌年また其艦隊

をして廣東に來りて貿易を開かしめたる以來數艘の商船陸續として入來り寧波。媽港及び  
 其他支那海岸一二の要地は悉く商人の居留する所となり各處に商館を建設して貿易を經營  
 したりと云然れども其頃までも彼等は猶ほマルコボロカ述へたる所の外は未だ嘗てマバン  
 の説に就て聞く所あらずりしか後奈良天皇の御代天文十年（西曆一千五百四十一年）に至  
 り葡萄牙の商人にアントワン、モタ。フランソワ、ザザ、サール及びアントワン、ペリッ  
 トと云へる三人あり暹羅國內ト、ヲより出帆して支那に向ひ駛進せし途上暴風に吹流され  
 て始て我國に漂著し鹿兒島の地に入港せりと云 日本西 教史 基利斯督實記にも葡萄牙人の我國に  
 來るや初めまつ暹羅に來り夫より遂に薩摩のパウノ津にそ著にけると云へりこの説蓋し最  
 も正確なるならん是より後二年にして他の葡萄牙商人等同地に來りて貿易したるに適くア  
 ノワラウと云へる日本人に逢ひ之を印度に伴ふて「キリスト」教に入らしめたり 日本西 教史  
 ノワラウに大和の人名はリヤウ西とあり 基利斯 督實記 葡萄牙人の始て我國に來りしより未だ幾  
 年ならざるに既に其船に搭して海外に赴く者あり當時我國人の進取の氣象に富みしや想ふ  
 へしこの年また種子島に漂著せし葡萄牙人ありこの葡萄牙人は始て鉄砲を傳へしを以て最  
 も著名なり其名をフェルナナントメンデスピントウと云ピントウは葡萄牙人の中に於て

を頗る探地家の性質を備へし者なりしか適當の職業なきによりて同國人クリストウワル、  
 ボレロ及びマリーコ、ゼーモトの二人を伴ひ支那海賊の黨に入り天文十二年の秋（西曆一千  
 五百四十三年九月）媽港の近海ランパコウ島を出帆したる海上忽ち他の海賊に襲はれ激戦  
 終日にして罷みたりしかまた俄に暴風に遭遇し船長なる支那人は嘗て其地理を知れる所の  
 琉球に向て走り漂流二十三日を経て遂に種子島に著けり是同年の八月廿五日にして西曆千  
 五百四十三年九月廿三日なりきこゝに最も注意すへきはこの船は元來支那船にして其船長  
 なる支那海賊の巨魁は即ち王直なりし事はなり薩摩の僧玄昌か種子島の島主種子島久時に  
 代りて作りし鐵砲記に曰く隅州之南有一島去州一十八里名曰種子我祖世々居焉天文癸卯  
 （即十二年）秋八月二十五丁酉我西村小浦有一大船不知自何國來船客百餘人其形不類其語  
 不通見者以爲奇怪矣其內有大明儒生一人名五峰者今不詳其姓字時西村主宰有織部丞者頗解  
 文字偶遇五峯以杖書於沙上云船中之客不知何國人也何其形之異哉五峰即書云此是西南蠻種  
 之賈胡也五峰は即王直にして嘗て呂宋。安南。暹羅。滿刺加の各地に歴市して我國の海  
 賊に信用せられ常に其貨物の問屋をさせるものなりしか今や葡萄牙人を導きて我國に來れ  
 り其初ランパコウ島を出帆するや其針路を何處に取りしか詳ならざれども先是二年以前に

王直の徒か肥前國なる平戸港に來り居りしことを思へば恐くは最初より我國に來るの目的なりしならん世人或はピントウ等を以て歐洲の商人我國の地を踏みし始なりとするは未だ彼のドトフより漂著せし者の既に我國の商況を目撃して他の葡萄牙人等を鹿兒島に導きしことを知らざるのみ

ピントウ等が既に種子嶋に著きしや嶋人六人二艘の小船を漕來りて殷勤に禮をなし何國より來りしそと問ひける故貿易の許可を請はんため遠く商品を積て支那より來れる由を答へしかは其一人彼等に向て若し日本即この眼前の大嶋に於て通例收納する所の税金を拂はしこの種子島の地頭も亦た喜て之を許すへしと云へりとそ是即織部丞なりしならん此の如くしてピントウ等は島人の案内によりて其島の一港に入りければ其海岸には大なる一市府あり數多の小舟食糧を載來りて之を沽らんとなしければ須臾にして地頭自ら其家人及び商人數人を率ひ銀櫃を携へて船上に來りまづ葡萄牙人の容貌衣服甚だ異なるを見て之を怪み船長に就て何人なりしやと問ひたるに船長は彼等は數年以前葡萄牙と云へる絶遠の國よりマラッカと云へる地に移住し今又彼地よりこの嶋に來れるなりと答へたり鉄砲記にまた於是續書又書曰此去十又三里有一津々名赤尾木我所由頼之宗子世々所居之地也津口有數千戸々

富家昌而南商北賈往還如織今雖繫船於此不若要津之深且不避之愈也告之於我祖父惠時與老父時義時義即使扁艇數十擘之至於二十七日己亥入船於赤尾木津口有僧忠首座者日州龍源之徒也以文字通言語とによればこの對話もまた僧忠首座か王直との筆語によりて通せしなり是より葡萄牙人等は頗る地頭の厚遇を得遂に富商の家に伴はれて其響應を受けたりと云支那人なる船長も亦た當時支那に於て僅かに二千五百兩の價格ある貨物を賣て十二倍の利を得たりとそ最初ピントウ等か支那より來るや數挺の鉄砲を賣らしけるか其頃までは我國に未だ鉄砲あらざりし故日本人は未だ嘗て知らざる射撃の新法を視て是必幻術ならんと駭けり地頭も其事を聞て之を視んことを求めたればピントウか同伴せるゼーモトなるもの一挺の手銃を肩に掛け其居邸に到り紙鷲一張と鳩數羽を射落して見せければ地頭益々其技に驚き邸内に一室を設けてゼーモトを置き意を竭して待遇し齎らしたる手銃二挺と火藥の製造法とを傳習して其報酬には銀一千兩を贈りぬ鉄砲記に買胡之長二人一日牟良叔舎一日喜利志多陀孟太手携一物長二三尺其爲體也中通外直而以重爲質其中雖常通其底要密塞其傍有一穴通火之路也形象無物之可比倫也其爲用也入妙藥於其中添以小團鉛先置一小白於岸畔親手一物修其身眇其目而自其一穴放火則莫不立中其發也如掣電之光其鳴也如驚雷之轟聞者莫

不掩其耳時竟見之以爲稀世之珍矣始不知其名亦不詳其爲何用既而人或名爲鉄砲者不知明人之所名乎抑不知我一鳴者之所名乎一日時竟重譯謂二人蠻種曰我非曰能之願學焉蠻種亦重譯答曰君若欲學之我亦罄其蘊奧以告焉時竟不言其價之高而難及而求蠻種之二鉄砲以爲家珍矣其妙藥之撈歸和合之法令小臣篠川小四郎學之と云へるは是なり

この時に當りて豊後の領主大友義鑑（義鎮か父）九州の探題を領して其政務を聽きたれば直に葡萄牙人奇異の火器を齎來りて之を種子嶋に傳習したりとの報を得使者を遣して種子嶋に居れる葡萄牙人一人を國府に迎來らしむ是に於てピントウは地頭の備へたる日本船に乗り種子嶋を出帆し海上四日にして豊後の臼杵港に著けりピントウはこゝより陸行して恙なく其國府に至りしかは領主禮を盡して厚く之を接遇し之を留むること一月餘にして火器火藥の製造法を傳習し一艘の座船に數多の貨物を満載し水手二十人に家人一人を添えて之を種子嶋に送歸せり南海治亂記に鉄砲は薩州多爾カ島より始ると云へども其傳來る所のものは大友家より世上に廣まるなりと云ひ日本風土記に鳥銃原出西番波羅多伽兒國佛來釋古者傳于豐州鉄匠近來本州鉄匠造鳥銃一門價值二十餘兩用之奇中爲上其別州雖造無此所制之妙其價所值不多火藥亦得直傳用梧桐燒炭爲領次取硝磺滾水者過三次硫黃擇其明淨者和勻每

銃用藥二錢多彈遠中四季各有加減之法一銃總按三彈橫直分發皆火藥之秘法也と云へるか如きは是なりピントウの種子嶋に到るや支那船歸國の用意既に整へるにより一行の者ども俱に本船に乗りて恙なく寧波に歸著きしかは同地に住める葡萄牙人等驚迎へてこの度ピントウか一行の東洋に日本と云へる豊饒なる一國を發見したることを賀し衆人相競て船を醸し日本に來航して各自新販路を開かんとしければ支那人はこの機會に乗して其商品の價格を購費せしめたりと云其後未だ十五日を経ざるに商船の貨物を載せて我國に來りし者は九艘の多きに至れりとそ鉄砲記に時竟把玩之餘使鉄匠數人熟視其形象月鍛季鍊新欲製之其形頗雖似之不知其底之所以塞之方其翌年蠻種賈胡復來於我島熊野浦賈胡之中幸有一人鉄匠時竟即使金兵衛尉清定者學其底之所塞漸經時知其卷而藏之於是歲餘而新製數十之鉄砲と云へるは其中の一艘か種子嶋に泊せしにや一方に於ては既に暹羅より漂著ける葡萄牙人等の報告によりて貿易を寧波より發する者あり一方に於ては亦た種子嶋に漂著せし葡萄牙人等の報告によりて商船を寧波より發する者あり是に於て日本と葡萄牙との貿易始めて行はれ葡萄牙人等我市場に適當なる商品を印度及び支那の諸方より蒐集して歐羅巴の物品と稱し大に利益を占めたりき且や彼等か始めて我國に來るや到處極めて我國人の親愛を受け至大の

自由を得我國富商の女と結婚する者の如きもまた漸く多かりしかは其商業は更に一層の速度を以て繁昌したりと云天文十六年(西曆一千五百四十七年)に當りてピントウ再び我國に來るやマラツカ。媽港及寧波より來る所の葡萄牙船を鹿兒島港に羅列し其市場には支那及歐洲の貨物等山の如くに積みなして葡人の貿易極めて隆盛に赴き日本人もまた葡萄牙人の始て種子島に來りし時鐵砲を傳へし以來未だ四年を経ざるに火器及び火藥の製造法に熟練し大に彼等を驚かしめたりとそ然れども同しく十九年に至りては常に鹿兒島に來れる葡萄牙船此年は平戸港に停泊せしかは其盛況は忽ちにして處を換へ鹿兒島港の商人はまた貿易の利益を得ること能はさりき抑々薩摩は媽港より我國に往來する者の必由れる要路にして當時防津の如きは既に支那貿易の港口たりしか故に葡萄牙人の我國に來るに當りて貿易を其地に開きしは宜なれども其既に我國商業の形勢を知るに至りては必其地の不便なるを悟るへし當時我國の首府は京都にして是最も需要の強き處好尙の決する處なり而て海港の最も京都に近きものは堺にして諸國の京都に往來するもの皆こゝに輻湊せざるはなし故に京都は當時商業の頭腦にして堺は其心臓なり而て其外物を吸収するの機管は則博多に在りて遠く榮養を京都堺に送る然れども今や太宰府久しく廢絶に歸してまた昔日の如き政路上の

關係あるにあらす海外の商人遠く我國に來るや既に我國の地を見れば直に良好なる港灣を得て其貨物を卸さんと欲するは固より必然の情なれば彼の外國吸收の機管は漸く其地位を變せざるへからざるの秋となれり況んやこの時に當りて支那往來の航路は從來五島を経て寧波に至りしもの、外また薩摩より琉球を経て福建。廣東等の所に至るの路を開きしをや是に於て當時既に博多の外更に薩摩なる坊津の一港を開て客船往來の一路とはなしぬされども防津は遙に西南の極邊に僻在して京都。堺又は博多等の諸府に連絡するに便ならず且や支那の商船と雖ども其寧波以北より來るものはまた其地を便とせさりしかは遂に博多。防津の間こゝに一港を撰ひ内外相互の市場とするの必要を生したり然るに平戸港は恰も防津と博多又は五島と博多に於ける兩路の中間に當りて寧波以北より來るものも福建。廣東より來るものも共に相湊合する處にしてまた歴史上の情態を具有し既に博多の支脈を引て貿易に必要な各種の機關も亦た稍整備し居たりければ偶々防津に於て開かれたる葡萄牙人の貿易も亦た遂に平戸港に移りしなり然れども彼の葡萄牙人を導て種子島に來りし明人王直か平戸港に商館を構えて居住したるはこの傾向をして一層速に之を決定せしめたるものと云へし王直か平戸港に來りしは天文十年にして爾來こゝに居りて我國の海賊を誘ひ頻

りに支那を侵せしかば平戸港は彼等か常に會合する所となりて支那の商船も亦た漸く來泊し其商業漸く盛なり是に於て葡萄牙人また試にこの地に來り其港内の安穩にして且四方交通の便を得たるを知り遂にこゝには移りたり大曲記に平戸津へ大唐より五峰（王直）と申人罷著て今の印山寺屋敷に唐様に屋形を立て、居住申しければ夫をとりへにして大唐の商ひ船絶へさす剩へ南蠻の黒船とて始て平戸津へ罷著ければ唐南蠻の珍物年々滿々と參候間京堺の商人諸國皆集り候間西の都と申けると云るは以て之を證するに足る基利斯督實記に其ひまにハルトガルより謀にて日本の往來遠ければ中やどりにせんとて大唐の中アマカヲ少しかいどり諸の「エキレンシヤ」をくみ立るかて四年目に伴天連十一人日本に遣けるか今度は肥前の國下松浦平戸の島に船は著て其よりしてアマカヲ便り近ければ毎年船の往來今までは絶へさりしとそきこえけるとあるもまた之をや云なりけん

葡萄牙人の平戸港に來るやまた鐵砲をこの地に傳へたりしことは大曲記に道可様の御信仰には其頃まで日本に珍敷ものには鐵砲なり玉藥を年々過分に買置近習外様の衆に鐵砲稽古を專にさせられければ稽古つもの候ては下け針を射る程の上手になられける小島などの事は翔鳥を射られけり去程に石火矢「ハラカン」などして御館にも城にも買置き又小鐵砲な

と造り始ることも多瀬カ嶋と平戸津よりそ始まりけるとあるにて之を知るへし是よりして後鐵砲の諸國に流傳したるは頗る迅速にして之を軍隊に編入して軍國必要の具となしぬ獨人ケムアベルの日本歴史に曰この時に當りて日本帝國は未だ鎖鑰せられず其大小名の將軍に服従するや尙嚴正ならさりしを以て日本人の國內又は海外に旅行すること自由にして其商用等によりて行かんと欲する所の地は何處として行かれざるはなく外國の人民と雖も其何等の用たるに論なく國中孰れの港にても其便利とする所に隨て入港するを得たり是即葡萄牙人が始めて日本に渡來せし時の情態にして九州諸處の大名か彼等を款待したることは頗る優渥を極め且彼等は貿易を開て各其臣民を利せんとするの熱心より諸大名の間に競争を惹起し各人銳意自己の港をして外人の選擇に適せしめんことを勉めたりと勢此の如くなりしを以て是より殆んど二十餘年の間は葡萄牙人と日本との貿易は連綿として旺盛を極め彼等頻りに歐羅巴及印度の藥種織物其他の雜貨を輸入して日本有餘の黄金と交換し莫大の利益を得たりと云ふ

### 「カソリック」教と横瀬。福田及長崎港



葡萄牙人の平戸港に移りし後二十年間は其貿易の最も自由なりし時代なりしか其時恰も「カトリック」教僧徒の我國に來る者あり蓋し彼等か我國に來るや初め商業の既に開けたる鹿児島。平戸の諸港に於て宣教するに止まりしかとも已にして豊後の府内に侵入して其中心をこゝに定め其教權を弄して商業に干渉し平戸の領主か其專權を許さざりしを憤りて横瀬。福田。長崎の諸港を開き長崎の一港の如きは遂に之を占領して寺院の支配に屬せしめたり是西教の我國に向て及したる禍根の源始にして其事たるや當時商業の歴史に關すること最も密接なり時人この新教を稱して「キリシタン」宗と云蓋し「キリシタン」は「クリスチャン」の訛にして即ち基督教をいふ抑も基督教の來るや其源一なりと雖も時世邦國に由りて流派を生し羅馬帝國の都をコンスタンチノープルに移せし以來其教漸く東西に分れて希臘諸國に行はるゝものは希臘教となり羅馬諸國に行はるゝものは羅馬教となる羅馬教の漸く歐洲の全域に行はるゝに及て其首長なる「ポープ」即法王は殆ど全歐教徒の長となり其威力の益々加るに隨ひ諸國帝王の廢立に干渉し其地を蠶食して寺領に加へまた「ブル」と稱する免許狀を發して諸國王に他國を侵奪するの權を與ふるに至れり法王の專横既に此の如くなりしか故に人心漸く其干渉を厭ひ正議によつて其教權に抵抗するものを生し

之を「プロテスタント」教と云然れども猶其教權を一般に強行せんと欲する法王黨あり之を「カトリック」教と云是に於て其教また分れて新舊の二となるこの數者は皆自ら稱して眞の「キリスト」教と云然れども其相容れざるや氷炭甞ならざるものあり或は乃戟劍を以て之を強ゆるに至る「キリスト」また生せずんは誰か其眞假を判せん羅馬「カトリック」教の中また「フランシスコ」派及「イエズエト」派等の數派あり「フランシスコ」派は主として西班牙に用ひられ「イエズエト」派は専ら葡萄牙に用ひられ一は大平洋中某の經度より以東を一は同緯以西を占領すへき免許狀を羅馬法王に得各東西に分れて共に宗教の版圖を擴張せんことを謀る蓋し當時葡萄牙。西班牙二國の人にして海に航し地を求めたる徒は半は勇士にして半は冒險家なりしかは或は商人となり或は海賊となり横行放肆毎に劍戟を手にして市場に入り到處其地を奪掠し土人を姦殺して或は之を絶滅し盡すに至る者あり而して僧徒もまた俗世界の一人なれば彼等か大に植民拓地の業を起せるを視ればまた俗世界の趨勢に誘はれて同一の進路に向はざるを得ず故に彼等か十字牌は毎に其商人の劍戟と相待て遂に大なる自國海外の版圖を開けり我國の武力は決して彼等か横行を許さざりしを以て彼等も亦た跡を潜めて國禁に服従せりと雖も隠々の中に潜滋暗長する人心の迷

に乗して人の國家を傾覆せんと欲するものあるに至りては大に其措置に苦しまる能はざりき

嘗て葡萄牙商船の鹿兒嶋港に来るやアンマラウなるものあり其船に便して印度に往き臥亞に留まりて基督教を學ひしか遂に同所に居留せる僧官フランソワザツ井ールを誘ひ我國に來りて其教を布かしめたり天文十七年十二月廿四日(西曆一千五百四十九年一月廿一日)ザツ井ールが其本國に贈りし書に曰近頃我教會に入りし日本人より彼國には良僧あらざるを以て純良の民を得ざるを聞き益々渡海の念を増進せりこの日本人は八月月を出てすして葡萄牙語に通し書を読み字を書くことを得我教會の主旨を悟りぬれば必才智あるものにして其語る所疑ふべきあらずと蓋し是より先き既に我國に來らんと欲せしとありしかどもアンマラウを得て愈々其志を決せしなりかくてザツ井ールは遂にコスムド、トロー及び他の一人の僧徒を従へアンマラウと與にゴアを發して我國に來りしか天文十八年七月廿一日(西曆一千五百四十九年八月十五日)鹿兒嶋港に著けり鹿兒嶋港に於ては國人アンマラウ葡萄牙船に乗して久しく天竺に往き一種の新教を學て歸れりと評判しければ薩摩の領主はアンマラウが旅行中の奇談を聞んと欲して之を其館に召しける故アンマラウ深く新教の美

を説て遂にザツ井ール等をして領主に謁見するを得せしめまた領内宣教の免許を受けて頻りに宣教に従事せしかは教法次第に鹿兒嶋に行はれ翌年の始に至りては信從する者既に百人に及へりとそ然れども忽ちにして領主の變心せしによりて彼等は遂に薩摩より放逐さる蓋し領主の此の如くに變心せし原因は常に鹿兒嶋に來れる葡萄牙船此年は平戸へ停泊せし故其國民貿易の利益を得ること能はざりしこと、且其敵國たる平戸の領主に薩摩と戦ふべき兵器を送りしこと、によること云この時ザツ井ールが薩摩の領主に嘆願せし言に曰此度宣敎免許の證を變改ありしこと甚だ解するに苦しむ愚僧嘗て貴意に戻り大命に背きし覺なし抑々此變改は葡萄牙人の平戸に往きしに由るものならんなれども社中皆決して彼等の意を知らず假令之を知るも之れを左右するの權は社中に有せず凡そ商人は利を諸國に求め賣物の多きを望む者なれば來歲はまた鹿兒嶋に來るならんと然れども其貿易の市場遂に平戸港に移りしを見れば鹿兒嶋の利益は平戸港の多きに如かさりしならん是に於て彼等は鹿兒嶋を退去せざるべからざることとなり當時平戸には葡萄牙船停泊し且其領主は彼等を放逐せる薩摩の領主の敵なれば必之を容るゝならんと思ひ遂に平戸に向て出發せりザツ井ールが平戸に達するや同地に居留せる葡萄牙人等は諸人をして彼が有徳高位の人なることを知ら

しめんとて祝砲を發し軍旗を掲げ盛禮以て迎へしかば平戸の領主もまた厚く之を禮遇し且其敵國たる薩摩の領主を怒らせんとて即時に其領内に宣教するを許せり勢既に此の如くなりしを以て彼等か領主の城下に出て、説教を始るや彼等は既に鹿兒島に在りて我國の語にも通しければ其言ふ所を聞かんと欲して來集する者市の如く聽者概其説く所を感し二十日に滿たすして洗禮を受るもの鹿兒島にて一年の間に受けたる人より多かりしと云

ザヅ井ールは平戸に於て信徒頗る多きを見て直に京都に侵入しこゝより諸國に其教を傳播せしむること恰も彼の法王の祖先カ羅馬の首府に占據して其教を遠境僻陬に傳播せしめたるか如くせんと企てコスムドトローを平戸に留て其地の信者を管理せしめ其身は數人の從者を從へ天文十九年九月中旬(西曆一千五百五十年十月の下旬)平戸を發し博多山口を経て京都に至りぬ蓋し當時葡萄牙人既に九州諸處に來りて貿易を開きしかとも其京都に入りし者は只この「カソリック」教信徒のみ然れどもザヅ井ールか説教は到處我國人の注意を喚起すること能はさりしかば空く平戸に歸り更に夥き歐洲新奇の物品を齎し往て之を山口の領主に獻し僅かに其領内に宣教するを得たり既にして豊後に往きしかともまた志を得ざりしかば遂に印度に歸去りぬ然れども天文廿一年七月十八日(西曆千五百五十二年八月八

日)他の「カソリック」教信徒等豊後に渡來し曩に平戸に留りしトローもまた山口に至りて宣教しければ平戸に於て行はれたる「カソリック」教は今や漸く移て豊後に往きぬ大曲記によれば南蠻船より切支丹宗とて珍敷佛法僧渡りけり昔よりの神社佛寺は皆天狗なりとて笑ひけり彼宗弟に成る程の者には過分の珍物を取らす間子細も知らぬ者は皆慾に任して成る者多し然れば平戸も「エキレンシヤ」とて寺を立けり御親類衆に籠手田兵部少輔殿兄弟御成候乍去道可様は我國は神國の子細を思召し不信仰なされける豊後に登りて大友屋形を宗に引入申けると云へるは是なり然れども當時葡萄牙人貿易の市場は依然として平戸港にあり天文廿二年(西曆一千五百五十三年)に當りて葡萄牙船隊の平戸港に至るや豊後に居留せる「カソリック」教の信徒バルタカルガコと云へるは葡萄牙人の懺悔を受る爲め他の一人の僧徒を從へて平戸港に來れりと云葡萄牙人と「カソリック」教信徒との間に存する關係業に已に此の如くなれば平戸港に「カソリック」教の僧徒をきは偶々同港に來住せる葡萄牙人をして他の僧徒ある地に往かんとするの念を起さしむるに足るを以て平戸の領主は書翰を印度に贈りて「カソリック」教の僧徒を招きけりこの書翰を傳へたるは屢々我國に往來せし船長エドワルド、ガマーにしく其書面には左の如く記したりき

ザウフェール師父曾て弊邑に遊び臣民若干に天主教を授けぬ余甚た之を悦び百方盡力して其教を奉ずるものを保護し其暴害を受けざらしむ爾來豊後に住する師父某弊邑に來ること二度同族地頭等に洗禮を授けたり余また其説ける所を聽きしに皆善く意に適し肝に銘するに足る仍ほ近日洗禮を受けんと欲する故望むらくは尊師弊邑に臨て余か意を慰めよ誓て特別の敬禮を以て尊師を待ち厚く同社の師を遇せん

平戸の領主マカノンボ(隆信)

其頃ゴアに葡萄牙の豪商あり其名をフェルヂナントメンデスピントウと云嘗て種子島に來りて鉄砲を傳へし者にして爾來屢々我國に往來し數多の財産を得たれば本國に歸りて多年勞力の利益により穩かに餘生を送らんとて此地に留居りけるか冒險家は自ら冒險の氣骨を具し葡萄牙領印度の主教官なるメルヂオルヌグースパネーを説き已亦僧徒となりて再び我國に來り以て生涯を送らんとそ打立ける彼等かゴアを出發したるは天文二十三年(西曆一千五百五十四年)なりしか其後支那に流寓し便船を待ちたるに偶々エドワルド、ガマール日本より來りてこの書を渡せしかはヌグーは愈我國に來るの志を決し而して曩きには臆然たる旅僧を載せて我國に來ることを肯はざりし商人等もガマールが來りし時其船に數多の貨物

校者接するにメルヂオルヌグースパネーの誤り

を積めるを見説うて船を出してヌグーを送れりと云然れども彼等は風位の都合によりて船を平戸に著くる能はざりしかは豊後に入りて上陸しぬ彼等か豊後に至るやピントウは金一萬五千「フランク」を以て府内なる一地に家を築きて寺院となし同しく葡萄牙の豪商にしてルイアルメダと云へるは日本の物産を買はんと欲して印度より持來りし二萬五千「フランク」を以て癩病院と棄兒院とを設け尋てまた施療院を設けて貧民を救助せしかは當時豊後の領主なりける大友義鎮また余も其善事に加はらんとて其費用を給しまた乳母を備ふべき料として田地を寄附したりとそされは是より豊後は我國「カトリック」教の中心となり國民の望もまた漸くこの最も仁惠なる新教に屬したり然れども彼等か其勢を得たるに及んてや其初に表示せし所の謹恪は變して高慢踞傲となり遂に商業に干渉して其法權を承認せざる者を苦しめ自己の宗派に異なる者あるを見れば之を異端邪宗となし佛教を爰除し神社を破壊するを以て其徒の任となし其商人もまた彼等と一致して動もすれば政治に干渉するに至り其專横極まりなかりしかは從來施爲せし所の功德は悉く消滅して遂に我國人の憎疾を招けり

蓋し彼等か商人と一致して商業政治上に干渉せんと試しは弘治三年(西曆一千五百五十七

年)より始まるこの年の始に當りて平戸港は港内安穩にして便利なるか故に葡萄牙人の喜  
て停泊する所なりしかは豊後に來集りし「カンソック」教の僧徒等は二三の僧徒を其地に  
派遣して曩きに印度の立教官を拓きたる平戸の領主の意に充てんとを謀れり然れども彼等  
か平戸に來るや彼等は正當の方法によりて宗教の優劣を信者に判定せしむるをなさず痛く  
佛教を敵視し佛寺を破り佛像を壞け腕力を以て宗教を強行せんとしたりしか佛僧また之に  
激して復仇をなし遂に激烈なる喧嘩となりて「カンソック」教の僧徒等佛寺に放火し大に  
市民を騒かしたり是に於てか市中一時に激動し佛僧の徒は與に放火の犯罪人を捕獲せんと  
て市民皆兵を取りければ領主は固より「カンソック」教の僧徒に限りて國法を侮蔑し治安  
を妨害するの特權を有するものありとは信する能はざりしか故に遂に其事の起因の「カン  
ソック」教の僧徒等にあるとを察し彼等を論して領内を退去せしむ蓋し西曆一千五百六十  
一年(永祿四年)六月の頃葡萄牙の軍艦一艘平戸港に來りて豊後天主堂に納めんとて靡ら  
したる耶穌の母マリアの偶像を縱覽せしめたることあるによれば彼國の商人か尙平戸港に  
來りしことは明白なりと雖もこの後「カンソック」教僧徒等は常に平戸の領主を苦しめて  
其法權に屈伏せしめんことを欲し種々の奸謀を施せしか其頃平戸港に於て葡萄牙人の商人

等その印度に於てなせしと同一なる專横をなさんとて反て我國人に打挫かれしかは彼等は  
之を怨み大村の領主大村純忠と左の二條を契約し貿易の市場を大村の領内なる横瀬浦に開  
始して遂に葡萄牙の商人を其地に誘致し一切平戸港に往て貿易することなからしむ

一「キリスト」教の寺院を創設し教師を充分に給養し葡萄牙人の爲に横瀬浦の一港及び  
其周圍二里四方の地を開き諸税を免し又「カンソック」教僧徒の許諾なき異教者は一人  
も港内に住するを得ざらしむへし

一葡萄牙人等港内に在住するものへは何人に論なく諸税を除き自今十個年葡萄牙人と買  
易を營む諸人へも課役一切を免除すへし

されは基利斯督實記にも其後船平戸に入る平戸にて日本人と「シニヨロ」少しの口論ある  
に伊藤甚三郎と云人通り合せ何事やらんといひければもとより日本のものは口を知りたる  
故に少しのあきなひ故と申に甚三郎之を聞き賣買の故ならばしつまり候へとなためけるを  
「シニヨロ」口を知らざる故に只喧嘩の一同と心得て劍を抜てかの甚三郎の右の手にきす  
を付る其後甚三郎今は残る所なしとてかの「シニヨロ」を忽ち討ちすてければ「カスバル」  
以下のものとも日本人との喧嘩なりとさけひければ黒船の有りどあらゆる南蠻人皆々陸に

あかり甚三郎を中に取り籠むれば平戸の武士町人に至るまで皆一つに成て南蠻人の中にとりこめ散々にたゝかひければ只防戦のこととなり喧嘩は宮の前と云所なりしかイヤの島と云處まで皆追うちせられ「シニヨロ」「ガスパル」以下のものごとく討すてられて三か一程船にけ乗らんとせし處に平戸の守護殿よりして使者をたて、みななどをたのみ來りける船をなさけなくさんする事異國の聞をも然るへからすたゝ喧嘩を止まれしきりにすゝめたらんものは名字けつたいたるへしと使を給りければ其時日本人退りそく残りたる南蠻人のこらす手を食て船に乗りけるか其年は漸くおち／＼おきなひして天河に歸り次の年は横瀬浦と云所に船を著くるかの處は大村殿と云人の知行なれば主君にあんない云て其法をひろめければ従かはさるものなし已に主君も其門に入り玉ふ其後は子細有之福田と云ふ所に船を著る其後今の長崎に船を著次第／＼に繁昌するなりと云ひ大曲記にも平戸津南蠻船著候も豊州屋形其頃九州の管領にて候へは彼御下知にて候聊も私ならぬ子細にて候を大村殿として横瀬浦に町を立て南蠻船を呼取なされ候間大村純忠公「キリシタン」に御成候間平戸の「キリシタン」も横瀬浦の如く引け申候間諸國の商船も平戸の瀬戸を打通り横瀬浦へと通りければ地下に居住の旅人も横瀬へと直り候間平戸は大方物さひしく成候も子細有

ふことにて候と云へるなり當時彼等か所爲の最も不正當不道徳なりしは其時適と葡萄牙の商船平戸港を以て最も便利とせしか故に同港に來泊せしを彼等は領主か嘗て宗門を侮辱したることを懲戒し且「カンリツク」教僧徒は葡萄牙人を制御するの權あることを領主に會得せしむへしとて船長をして毫も貨物を貿易せしめず其船を解纜して横瀬浦に向はしめたることにて之を證するに足る

「カンリツク」教僧徒の其法權を濫用して平戸港に來れる商船を去らしめたること此の如くなりしかども商業上の利益は固より宗教の能く之を左右する所にあらず平戸港は既に久しく貿易の要地となりて其地勢また頗る便利なりしかは葡萄牙人は猶好て平戸港に來泊せり而して平戸の領主もまた務て之を招致して貿易の利益を失はざりしは當時我國に來住せし葡萄牙僧の説に平戸の領主は性質狡猾にして嘗て「ササカ」狐性の名を附したる候と其人となり恰も類似し頗る「キリスト」教を惡めども葡萄牙人をして平戸港に來らしめんと欲して其性質を陽に著はさず葡萄牙人を遇する厚からず薄からずせり然れども平戸港は日本屈指の一港にして葡萄牙人交易の爲に便利あれば彼等は好て其港に來集せると云へるにて知るへし「カンリツク」教僧徒等は常に深く之を憂ひ平戸の領主を困迫せしむるの策を

求居りしに永祿七年（西曆千五百六十四年）に當りて恰も葡萄牙の商船二艘支那より平戸港に入りまた次に一船は僧徒數人を送りて平戸港に来るべきを聞き彼等は葡萄牙人に商業の利益を得せしむるは神の榮利を増すに在りとの説をなし平戸の領主か葡萄牙人との貿易を廢絶するを欲せざるを奇貨として船長に其船を港外數里の地に停泊せしむ是彼等か「カソリック」教僧徒は葡萄牙國王に對しても大に威權あるものなることを知らしめ平戸の領主をして己等に敬服せしめんとする計策なれば領主人をして其入港を促さしむれども船長は僧徒よりの免許なければ船を港内に入るゝ能はずと稱し其命に従はざりしかば領主は固より貿易の業を重んぜしかばやかて特使を曩きに放逐せし僧徒等に送りて前日待遇の疎なりしことを謝し向來必「キリスト」教人の取扱を鄭重にすへしと告げしめたり然れども彼等は僧領主の詭計ならんことを疑て其積荷を陸上せず「カソリック」教の僧徒を平戸港に居住せしむる事及び其教徒の自費にて天主堂を平戸港に建設する事の二事を要求し領主其約を履行して後始めて貿易をなせしとそ「カソリック」教の僧徒等か放逐前居住せし家屋を附與されて平戸港に歸りしは永祿四年七月十四日（西曆一千五百六十四年八月廿四日）にして天主堂の成就せしは同し年の十一月二日（西曆十二月八日）なり彼等は日本語にて

この寺院を天門寺と名けしる

この時に當りて大村の領主は横瀬浦を開きし以來遂に大に「カソリック」教を信し永祿六年七月の盆祭に祖先の佛寺に參詣したる際其位牌を取りて之を香爐に投したれば忽ち其家老等の背反を招き領主廢立の亂となり純忠は逃亡し横瀬浦に開かれたる貿易の市場は煙となりて失せたれば葡萄牙人の商業を重する者は平戸港に來集して平戸港又賑へり永祿八年南蠻國の商船肥前國平戸の浦に著岸し布帛織物珍貨器械數多持來りて交易し利潤を得て歸帆せり耶穌天と云へるか如きはなり然れども彼等は平戸の領内に於て他に良港を得んことを務め遂に福田浦に發見してこゝに移りぬ是大村の領内に於ては彼の特約に準して其港内の全權を掌握することを得へしと雖も平戸其他の諸港に在るときは常に其專權を抑制されまた相當の諸税を拂はざるへからざるに由る蓋し彼等か福田浦を發見したるは永祿十年の事なるへしこの時に當りて平戸の基督寺院は豐後の盛ありし如きにはあらずしかども平戸の領主は葡萄牙人の貿易を維持せんと欲して「カソリック」教徒を容るゝ所あるか如くなりしかこの年マカオの主管マン、ド、ペリウなる者貴重の商品を船積して支那より我國に渡航しけるか其船の將に平戸港に著かんとするに當て平戸の領主は「カソリック」教

徒に對して待遇甚だ粗忽なりと告る者ありしかば急に其針路を大村の領内なる福田浦に轉しぬ平戸の領主は既に屢々彼等か要求を容れ一般人民に與ふる程の權利は盡く彼等に與へたるに今や再び此の如き舉動をなせるを見ては勢之を激怒せざるを得ず直に帆船五十艘を出して之を追撃せしめたりこの追撃は葡萄牙船を燒沈むるか或は之を平戸港に引致するの二事を目的としたれども彼は遠洋を航海する大船にして我は遽に催したる小船なりければ功なくして引退く是よりして後は葡萄牙人愈々平戸の領主を敵視し其領内なる平戸港に入るとを快とせざりしかば遂に福田浦に移れり長崎拾芥に南蠻船大村の内横瀬と云所に五六年渡海し其後平戸に二三年來る此所にて日本人と口論をなし平戸を立去り又大村の内福田浦に二三年來ると云ひ大村記に永祿五年横瀬浦南蠻船入津同十年まで來る同十一年福田浦へ入津元龜元年長崎浦に入津と云へる是なり彼等か福田浦に移りし後未だ幾年ならざるにやかて長崎港に移りしは福田浦は良港にあらざりしか故なるへし長崎拾芥にまた南蠻人乘來る黒塗の大船日本にては黒船と名付此船天文の頃は大隅の内種子嶋或は豊後に著し其後大村の内横瀬福田浦など云處に渡海す是より年々福田に著津せしか此處風波はけしく永々船をつなき難し何れの港なりとも風波の凌ぎ易き所を求むれども更に心に叶ふ港

なし其後元龜元年にこの長崎に乘入りそれより諸國の商人競來り商賣せしによりどころも自から賑ひけると云へり

長崎は當時深江津と稱する漁村にして其沿岸に寂寥たる人煙を以て點綴されたる一帯の地方は稱して長崎領と云ひ大村の家人長崎甚右衛門の所領なりしと長崎實錄而して其地位たるや固より四方交通の便を欲き商業に必要な機關も亦未だ備はらざりしかば大村領主の始てこの港を開くや家人朝長對馬なる者に命じて諸國商人の旅間なくてはとて地割有て高來大村平戸所々の商人の家宅までも營立たると五六町なりしか爾來マカオより葡萄牙船二三艘數千貫目の積來り後には年毎に五六艘又は十艘來らぬ年はなかりし故隆盛に赴けり云長崎夜話要するに長崎港の外國貿易に於ける市場となりしは畢竟「カソリック」教に歸因するものにして一は彼等か平戸の領主に反對して貿易の利益を失はしめんと欲し一は曩きに結ひし所の特約を繼續して港内の全權を掌握せんと欲したるに由るものなりそは當時平戸港の地形は大に今日に異りて既に系亂記にも西國かた所々港のよきには國々の廻船入津しぬ中にも肥前國松浦の郷平戸の浦は中其浦の手は譬へば竈の如く懐弘し併しめくれる高山あれば海の深きと知ぬへし入口には小島の山ありみなもろこしの異木を種て茂盛しぬれば



彼福州漳州に至れる心地とする其名を九六島と云ふ日本西教史にも平戸港は日本屈指の一港にして葡萄牙人の交易に便利なれば彼等は好て其港に來入せりと云ひまた平戸港は港内安穩にして便利なるか故に葡萄牙人の喜て停泊する所なりと云へるか如くなりしを彼等は強て不便なる横瀬福山の諸港を開きまた強て諸國商人の旅間もなかりし長崎港を開きしを以て之を見るへし是に於てか其商業の漸く隆盛に赴くに隨て「カソリック」教の僧徒等頻りにこの港に來集し其宗教を以て人民を服従せしむると與に遂にこの一港を占領するに至りぬ長崎拾芥に云天正の頃は猶更南蠻渡海の船數も多く諸國の商人往來すること日を重ねて多し其折柄彼南蠻人耶蘇宗門を弘めてかしこに寺を建て己か邪宗を引入るゝことを謀る商賣のため來ると雖ども利潤の多少を争はず金銀をとらせ人の心をなやまし音信贈答に結構を盡し偏に諸人の心を耶蘇宗門に引込むことを思ふにより終には貴賤ともに歸依して彼の教に従ふもの多し然るに大村利仙（純忠か一名）この邪宗に傾くことよりして「パレン」共長崎の町共にすへて切支丹の寺領にして支配すへき由を申候へ共利仙何として寺領になすへきやと承引不仕候故「パレン」共腹を立て然らば自今長崎への入津を止め日本の内何の浦へなりとも著船いたし商賣可仕由申により利仙も返報何如と思案候處折節

高來郡の領主有馬修理大夫爰元居合被申候か色々取扱にて終には寺領に相定り候夫より以來長崎の支配は「パレン」より執行すと

蓋し當時葡萄牙の商人と其僧徒とは相伴ふて事に従ひ商人の劍戟と僧徒の十字架とは第十六世紀の間葡萄牙人が東洋の諸國に於て廣大の版圖を開きし所以の要具なりしことを回想すれば彼等か此の如き横行をなしたるも亦た怪しむに足らざるのみ然れども我國人の彼等に接するや豈初より航海貿易に従事する所の商人にして此の如き不羈無賴の行爲ありと豫想せんや况んや苟も身宗教家と稱する者にして此の如き悪奸暴戾の行爲ありと豫想せんや或は云深堀長崎は久しく大村の下なりしか天正五年の六月深堀純賢龍造寺山城守隆信に降参してより大村の下を手切れしたり其跡今に佐賀領に成る甚左衛門は知行を質として南蠻人の銀を借り軍器を拵えて兼て隆信大村を攻られん時の其合戦に立へしと用意し終に大村に行きしより本知行所に不歸して長崎は天正年中に彼きりし丹寺の知行とは成にけり是田地を質として銀を借る故なりことを過ぎて大村に行しなり島原修理大夫扱を入れ大村利仙と相談して借銀の替りに南蠻の寺の知行とせられたり其頃島原も大村も長崎も切支丹を敬ふ故に此の如く知行には極めたりと長崎縁起若し我國の戦亂をして猶少しく平定せさらしめ

は彼等か我國の内政に干渉して其國土を侵蝕したるは獨りこの一港のみにあらずならん彼等か行爲此の如く不正當にしてまた不道德なり是に於てか我國人は漸く彼等を憎疾し昔日の優待は變して苛遇とならざるを得ず大閩の政權を統一するや忽ち長崎港を沒收して「カソリック」教僧徒を退去せしむ是彼等か自ら取れる所のみ

### 長崎港の沒收、南蠻寺の破滅

「カソリック」教僧徒の我國に來りし以來漸く其勢を得たれば彼等は或は商業に干渉して貿易の市場を移轉し或は市港を占領して基督寺院の支配に歸したりしか彼等か欲望は尙是等の區域に満足する能はずして遠く上方に侵入し頗る愚民を惑はしたり然れども此の如き專横は久しく之を保つを得ざれば固より必然の勢にして其宗教の國家に有害なるは眼光炬の如き日本の政治家に照破され遂に我國より放逐さる蓋し彼等か最初九州に在りて其教を宣布するや彼等は自ら印度より來れりと稱して頻りに新教の美を説き佛教僧徒を瞞著して自己の宗教に歸依せしめんと試しに我國の僧徒は固より其尊信する所の佛教もまた天竺即印度より傳來せるものなることを知りたれば今や彼等か印度より來りて新教を説けるを聞くや其心頭蚤己に起敬の念を起し其之と談論するに及んでや彼等は我國人の未だ嘗て知ら

ざりし理學を應用して屢々物理の實證を擧示せしかは淺薄なる佛教僧徒に在りてはまた其瞞著する所となるも多かりきザヅ井ールが嘗て鹿兒島に來りし時の如きもまた日本にて佛教僧徒を尊信するか故にこの徒を説服せざる限りは「カソリック」教は行はれ難かるへしされは彼等に接して其心を得るに如かずとて其地の最も有名なる老僧を殷勤に訪問して教義を討論し務めて禮讓を以て之に交はりしかは佛教僧徒もまた頗る之を親愛し或は其教に敬服するものありしと云

彼等か我國の僧徒を遇すること此の如くなりしかは我國の僧徒もまた彼等を親愛し彼等か九州諸國に於て頻りに新教を宣布することの漸く上方に傳聞するや比叡山の佛教僧徒等書を豊後に贈りて「カソリック」教の僧徒を招き君等は遠境より來りて新教を我國に傳ふる身なれば山川を跋渉するに勇ならん若し比叡山に來らば無益の勞を爲さずして必意外の功あるへしと告げたり嘗てザヅ井ールが京都に入りて志を得ざりしより以來彼等はまた上方に宣教することなかりしか今や此の如き招狀を得て再び上方に宣教するの便宜を得豊後に居留せし僧徒の中よりヴィンラと稱する者を選出して京都にそ往かしめけるヴィンラが豊後を發せしは永祿二年八月（西曆一千五百五十九年九月）にして其發するに當りてや髪と

髭などを剃りて佛教僧徒に假裝せりと云此の如くして程なく堺に著ければ直に比叡山に赴て佛教僧徒を訪ひ同年の十月下旬京都に入り三好殿と稱する將軍の權臣に依頼して大に宣教の好都合を得是より常に京都堺の間を往來して其教を宣布しぬ其後豊後より數人の僧徒來集りしかば彼等は愈々其教務を擴張し時に或は室町將軍にも謁見するか如きことありしと云然れども其大に我國人の注意を惹起したるものは尾張の領主織田信長か新將軍を擁して京都に入りし時に當りて「カソリック」教の僧徒にフランソワ・ガブリエルと云へる者我國の基督教寺院の總長として豊後に來著し其徒オルガンマンをして京都に入りて曩に京都に來りし僧徒等を助けしめたる事是なり切支丹宗門來朝實錄に云南蠻の切支丹「パテレン」にウルカンと云ものあり永祿十一戊辰日本肥前國長崎へ著岸す能と人目に掛るやうに異形に出立毎日在所々の寺社共に歩行ける其人相大にして異形なりければ國人不思議となし見物するもの群集す早此事都へ聞え長崎に異形の唐人渡り不思議なることを致すと評判しけるを信長聞て頼に見度思召し菅谷九右衛門を呼彼唐人を京都へ召寄すへき由被仰付中扱異國人安土へ著ければ休足致させよとて妙法寺と云日蓮寺へ入れ三日馳走あり同しく九月六日信長へ目見す汝南蠻國より何の爲に日本へ來ると問給ふに通辭答て法を弘めん爲めに

渡りしと云名を問へはウルカンと答ふ信長聞給ひ法弘めん事は俄に計り難し先退ての事あるへしとて珍味を給はり旅館へ返し其後信長門族家臣は云に不及出家儒者醫師を城中に召され此度異國人法を弘めん爲めに渡りしとの事なり望の通に弘めさせんや否各の存寄申上よとの玉へは滿坐の人々口を閉て誰有りて返答するものなかりし處大儒文教院進出て申けるは今度渡りたる南蠻人を見るに形甚だ賤しく弘法すへき人に有るへからす今神儒佛どもに流布して夫々に繁昌す新に法を弘る杯は御無用の事に存するなり早々彼か國元に返し可然と申上る信長暫思案し心の内には是非法を弘めさせ見度ものと思召されなる程道仙か申通り一往其理なりと雖も強く嫌ひ捨るは有るへからすむかし我國になかりし佛の教も人の國より傳へたる「パテレン」も何如なる難有法を弘めんも知りかたしまつ「パテレン」か望に任せ弘めさせて見るへしと我一決す各其旨心得らるへしとて皆々御暇出にけり其後菅谷九右衛門に申付京都四條坊門に四町四方の地をウルカンに賜り北山の大石を引出し石垣を築き金銀をちりはめ七堂伽藍を建立ある乃ち其時の年號を寺號として永祿寺と號く昔より年號を寺號とすることは故ありければ叡山の衆徒立腹して衆徒百三十四人衣の下に腹巻して各々訴狀を携へ紫宸殿へ差出し呼叫して訴ける帝大に驚き百官評定ありて花山院中

納言廣政卿を勅使として信長の方へ遣され今度京都にて寺院建立の事は佛法崇敬の故と君にも其敵威ありしかと年號を寺號とすること延曆寺（即比叡山）の外にはあらざるなり依之山門の訴狀に敵慮を苦しめ玉ふ早々寺號を改め然るへしと勅命あり信長心の中には無念思へとも勅定黙止し難く南蠻寺と改めける夫より信長我が建立の寺なれば深く偏執の事のみ多しウルカフ一人にては弘法致し難かるへし南蠻國より出家を呼寄せ随分改め法弘むへしと申渡し江州田賀郡の地にて五百貫の所領を寄附せられたりと其後元龜元年の頃ガアル自から我國の基督寺院を巡回し京都を経て安土に至るや信長また之を延見し近江國伊吹山五十町四方の地を與へて施藥に供する藥草を植えしめたりと云

古來我國にて寺の名に年號を取りしは比叡山延曆寺のみに限りしに今や信長か新教の寺院に命するに永祿の年號を以てしたるは其意明かに彼れ等をして常時最も勢力ありて最も專横なりし比叡山の僧徒に競争せしめて其勢を分たんと欲せしのみ信長この新教に因て當時我國に跋扈したる佛教僧徒の勢力を殺かんと欲し務めて彼等を保護したれば其教もまた次第に弘まりしかこの新教の門徒か日に繁昌して町人百姓は言ふに及ばず公家武家に至りてもこの宗門に入るもの多きに至りては其僧徒等の爲せる所は盡く信長の豫想せし所に反し

信長をして新教は佛教よりも一層有害なるものなることを感じて遂に前日の過を悔ひ苟も機會あらば戦ち之を除かんと欲するに至らしめたり同書にまた云信長公南蠻寺の取沙汰危き宗門の様子聞給ひ心の内には後悔し玉ひける餘り宗門繁昌して後難にも思召されければ或時諸臣參會の節宣ふは我取立し「パレン」宗門の事色々怪しき説あり殊に宗門に入るものには金銀を遣るよし凡法佛の事一銖半錢も寺へ施入すへき筈のことなるに却て寺より施すことは何如にも合點行かぬ宗門なり最初文教院の異見を用ゐず今更後悔なり若し之を差置き何なる大事に及はんも知り難し向後この宗門を破却し「パレン」を本國に追返さんと思なり方々いかにと宣へは其座に前田德善院を以居合けるか無憚被申けるは南蠻寺の事唯今御潰し被成へしとは御手延にて候最早都は申に不及近國まで弘まり殊に公家武家御旗本の大名并にこの座に在る御家人の内にもこの宗門を尊ひ「デウス」門徒に入る人多し若破滅の儀被仰出候は、一揆起り御大事に及候はん暫御見合可然と申ければ信長打點頭き御一生の不覺なり此上思案あらは遠慮なく申されよとて各々退出致されけるされは五月兩抄に信長一旦の思ひあやまりにて毒天下に流れ人を殺すこといくばたそやあやまるに毫釐を以てすればたかふるに千里を以てすとそ右人の金言なりと論したり蓋し當時我國に來

りし「カソリック」教僧徒は其宣教の手段を施與救卹の方法に取り巧に人心を收攬して苟も其教を奉ずる者は其宗教上の事たるを社會上の事たるに論なく一身の舉動を擧げて盡く僧徒の命令に服従せしめければ信長をして其有害なること佛敎よりも甚しきを感じしめたるも亦た宜なり然れども信長は當時海内を平定するの大望を抱きたれば當時既に我國に生出せし數多の「カソリック」教徒を驅て已に敵抗せしむるの得策にあらざるを知り其既に有害なることを認たりと雖もまた之を勦絶なさしりき

この時に當りて九州諸國は其外國貿易の地なりしと與に新敎に感染せることも亦た極て深く天正九年二月（西曆一千五百八十一年三月）に至りガブラルカ後任なるアレキサンドル・ワリニヤンが我國の各處を巡見して遂に歐洲に歸るや其敎に熱心なる豊後有馬大村の諸領主は羅馬法王の敎權は自己の政權よりも一層高等なることを承認し其敎旨に従て一身の形狀より其領地の形狀に至るまで盡く之を具陳して恭順の意を表し且つ其指揮を受けんか爲めに使者を羅馬法王及び當時我國に來りし「カソリック」教僧徒の本國なる葡萄牙を兼有して威を八表に輝かしたる西班牙王に送る其使者は日向の領主の姪にして豊後の領主の兄弟の孫なる伊東某と大村の領主の姪にして有馬の領主の從弟なる千々岩清右衛門（日本

西敎史に「シマン」某とあり基利斯督實記によるに大村の内は「シマン」清右衛門と云侍ありかの人はむかし「パラナン」に付きラウマにわたり十ヶ年學文して後日本に歸り「エキレンシヤ」の「ユルマン」して居たりとあるこの人なるへし）とにして之に隨行したるは中浦某と原某となり蓋し千々岩は有馬の領主と大村の領主との使者を兼ねたるものにしてこの使者等は皆十五六歳なる少年なりしと云當時東洋より歐洲諸國に往來するには遙に亞非利加之南端を迂回して喜望峯を經過せざるを得ざりしかは彼等は天正十年の正月晦日（西曆一千五百八十二年二月廿二日）に長崎を出帆して同じき十二年七月五日（西曆一千五百八十四年八月十日）に至り漸く葡萄牙のリスボン港に著けりとそ夫より西班牙のマドリッド府に至りしは同年の十月（西曆十一月）にして彼等は日本服を着けて西班牙王フェリツプ二世に謁見し各其領主の書翰を呈したる後また地中海を航して同じき十三年二月晦日（西曆千五百八十五年三月三十日）遂に羅馬に達したり彼等か長崎を發せしよりこゝに至るまで三年一ヶ月と二日の光陰にして其路程は凡七千里を経たり其羅馬に入るや盛大なる威儀を備へて法王に謁見し各其領主の書翰を呈して羅馬國は兵力と宗教の力とによりて萬國を降服せしめたるにより自ら其最上の君主と稱するは適當なりと云ひしとそ豊後の領主

カ羅馬法王に贈りし書に曰

天帝の代として地上に位する恭敬すべき尊大神聖なる法王陛下に呈す

余天帝の救助を請求し謹て書を陛下に呈せんことを欲す夫日月星辰を有せる天地萬物の主たる天帝は余の蒙昧昏瞑を惠憐し以て光烈を輝し我國に教師を送遣して其教を説かしめたる故國民始めて其恩徳を知るを得たり而して余もまた漸く之を了解し其厚恵を欽仰すること已に三十四年なり嗚呼「キリスト」宗人民の聖父よ陛下の功德懇祈によつて人々同一に恩徳を感戴すること實に感佩に堪えざるなり然るに我國戰闘止なく又我身漸く老衰し且疾病に罹り自から聖所に赴き高標を仰き聖足を吻し而して又聖手を以て十字形を我心胸の上に摸するの施恵を拜受するの懇願を果す能はず是を以て日向國主の男即私の姪たるドン、ゼロームを代りとなし貴國に遣らんと欲す然れども即今遠地に在り即師父「ウイマトル」(ワリニヤンを云)急に歸帆せるを以てゼロームの從弟即余か兄弟の孫なるマンシオーを以て之に代らしむ若し陛下地上に於て天帝に代り余を始め管下の「キリスト」教信徒等に永く惠愛を垂れ救助を給へば實に幸甚し抑師父「ウイマトル」が陛下に代りて授與されし聖教を感戴し其厚恩謝するに辭なし又我の身上領地に關する

形状は總て師父「ウイマトル」及ヒドン、マンシオーより詳細に陳述すへし故に之を細告せず唯希くは我眞意恭敬を以て陛下に奉する所を許諾あらんとを恐惶謹言

豊後の領主

一千五百八十二年一月十一日(天正九年十二月廿七日) フランソワ

其他の二領主か書も略同一にして皆身上及び領地に關する形状を使者によりて陳述する旨を配せり抑々僧徒は方外の人にして其掌る所は幽冥に在り「カソリック」教の僧徒か教務上に於て其人民を支配する如きも既に已に國家の施政を妨害すること少からざるを彼等はまた更に其教に信從する者をして其身上より領内の事に至るまで盡く之を報告せしむ是其企圖する所豈に淺少ならんや彼等は嘗てこの術を以て漸く歐洲諸國王侯の領地に干渉し遂に之を侵削奪取して莫大なる法王領を造出せしか今やまた之を我國に試んとしたるは畏るへし嗚呼長崎の一港は既に已に「カソリック」教僧徒の占領する所となりぬ我國の戰亂をして今少しく平定せさらしめは日本疆域の中に於て或は羅馬法皇の新版圖を開くか如き一大奇事を生出せざるにあらざりしなるへし幸にして時に英雄大閥の如きあり禍亂を平定し海内を一掃して永く不測の憂を絶ちぬ蓋し信長の京都に入りて畿内近國に號令するや四方

割據の英雄は未だ嘗て之に服従せざりしかは既に「カソリック」教の國家に有害なるを發見せらるも暫らく之を勦絶せざりしか信長は遂に叛人に殺されければ大間賊を討するを以て名となして遂に其遺業を收めたり大間の政權を掌握するに當りてや其「カソリック」教に對する政略は既に信長と同一の方針を取りしならん然れども大間も亦た信長と同一の地位に立ちしを以て其之を處するの政略も亦之と同一の步趨を進まざるを得ざりしか其九州を平定するに及てや忽ちにして彼等か占領せる長崎港を沒收し「カソリック」教の僧徒を放逐して二十日以内に我國を退去せしむ是天正十五年六月十九日にして其迅速なること疾雷耳を掩はざるの勢あり是に於てか久しく葡萄牙人に占領されたる我國の一港も遂に恢復するを得て「カソリック」教の僧徒等か積年苦心の効驗は總て雲烟消散し去りぬ

定

日本國は神國たる處切支丹より邪法を授候義太以不可然事

一其國郡の者を近附門徒になし神社佛閣を打破らせ前代未聞候國郡在所知行等給人に被

下候義は當座の事に候天下よりの御法度を相守諸事可得其意下々として猥義曲事事

一「パレン」其其智惠の法を以て心さし次第に檀那を持候と被思召候へは如有日域の佛

法を相破事曲事候條「パレン」儀日本の地にはおかせられ間敷候間今日より廿日の間に用意仕可歸國候其中に下々「パレン」に不謂族申懸もの有之は曲事たるへき事

一黒船の義は商買の事候間格別候の條年月を経諸事商賣いたすへき事

一自今以後佛法のさまたけを不成輩は商人の儀は不及申いづれにもキリシタン國より往還くるしからず候條可成其意事

以上

天正十五年六月十九日

(松浦家藏本條目寫)

英人デキソンの日本歴史に當時「カソリック」教ノ僧徒等か我國に跋扈したる有様を説き以て大間の處分を稱賛せしは其當を得たりと云へし曰大間は日本の全權なれば是等の外國人を制御するは難きにあらざるへし況んや彼等の日本に來りしは敢て之を招きたるにあらざるをや當時處置の方法は自然に此に至らざるを得ざるなり夫葡萄牙僧徒の教法を日本に傳ふるや毎に人を強迫し若し従はざる者あれば迫て家を出て國を去らしめ常に政府の威力を假て宗門の權勢を握り押領と苦刑とを以て日本の有權者を恐嚇して自己の權翼をなすしめたり彼等か徒黨は互に團結をなして別に一天地をなし政府の命令を奉せざること恰も國

内に更に一國をなせるもの、如く遂に日本の人民を救済して其國の政府に背かしめんと企てたりと「カソリック」教僧徒等のこの令を受くるや彼等は當時我國より印度に赴くべき船なきにより六ヶ月の時間を請ひ平戸港に集合して初度の便船より退去するの免許を得たり然れども既に六ヶ月を経過したる後も猶口實を設けて退去せざりし者の多かりしかは大問其命を奉せざるを怒りて増田右衛門尉長東大藏大輔に命じて南蠻寺を破却しパレンヌルマン併に同類を召捕へしめたりと云日本西教史、切支、丹宗門來朝實錄而して同じき十六年の五月遂に長崎港を没收して中央政府直轄の地とはなしぬ

定

當時御料所に被仰付上は非分の義有之間敷事

一有様の御公物納可申上迄横没不可有之事

附り地子共得上意可免之

一當所の儀此兩人へ被仰出候間爲代官鍋島飛騨守に預置候何も可得其意事

一黒船の儀前々の如くたるべき旨地下人馳走として當所へ可相付事

一自然下として不謂義申懸る者有之共一切承引仕間敷事

右之旨相背違於有之者急度兩人方へ可申越候堅く可申付者也仍如件

天正十六年五月十八日

戸田民部少輔

淺野彈正少弼

豊後の領主等が羅馬に遣したる使者の我國に歸りしは恰も此の如き變遷ありし時に當れり彼等は天正十四年二月十四日（西曆一千五百八十六年四月二日）印度に向てリスボンを出帆し同じき十六年四月十二日（西曆一千五百八十七年五月十九日）ゴアに著けりこゝにて殆んど一ヶ年間滞在し同じき十七年の末媽港に到りしか同處にて我國の「カソリック」教に對する政略の著しき變遷をなせることを聽き彼等を伴へる「カソリック」教の僧徒ワリニヤンこゝより書をゴアに贈りて印度總督の使者となり書翰及び進物を整へ同じき十八年六月二十日（西曆一千五百九十年七月廿一日）遂に我國に來りて長崎港に著きしか彼等は直に京都に至り大問に謁見して左の書翰を呈したり

貴國は我國と相隔たること遠遠なるを以て未だ嘗て殿下と相交通することあらざりしかども貴國に於て職を奉ずる「キリスト」教の僧徒より殿下の衆敵に克捷して日本全國を服従せしめたる偉業を聞けり是全く上帝の殿下を愛して爲さしめたる所なれば余今敢て



之を賀せん又殿下の宣教師を愛じ大に恩恵を施し能く之を保護して之に抵抗するものを防げるとを聞き洵に陳謝するに辭なし抑々宣教師は善心にして諸國に行き人を教へ眞神の法を説き衆生をして永世幸福を得せしむるの道を宣布するものなり今余殿下に使者を遣し禮物を呈じ余に代りて謝辭を述べしめんと欲して法師アンキサンドル、ワリニヤンにこの任を命じぬ蓋し法師は數年前貴國に在りて其職を奉じ殿下の知遇を辱するものなれば殿下従前の如く之を保護し且之に恩恵を賜はし何の幸か之に過きん余法師等に代りて深く殿下に謝し又法師等をして長く恩恵を忘るゝことなからしめんと欲するなり今やこの使者に附して進呈する所の諸器左の如し

劍

二口

新製「アルビニス」銃

二挺

アラビヤ馬 馬具共に

二匹

金錦の帷幔

一帳

劍附の拳銃

一挺

印度の天幕

一帳

一千五百八十五年某月某日ドン、エドウワル、ウモザース

大問この書翰と進物とを得て頗る之を悦ひしかども國家を安全ならしむるの政略は遂に「カンリック」教の跋扈を許容する能はざりしかば文祿元年の六月十四日（西曆一千五百

九十二年七月廿五日）ワリニヤンが我國を辭して印度に歸るや明かに宗教を拒絶して貿易を開通せんと欲する方針を示し毫も其執る所の政略を枉くることなかりき

敬白余足下の書を得て欣然として之を讀み相距るの遠き實に來示の如くなるを知る抑我日本六十餘州各君上に恭順せざりしか故に内亂屢々起り紛紜解けざるものこゝに久し余幼穉より其兇害を見て慨嘆措かず常に撥亂の志を抱き勉て三徳を養成してこの大業を達するの具となせり忠信物に接して人心を收攬するは其一なり従容事を處して萬物を裁理し才識を精勵して常に心を虚靜に涵養するは其二なり造次の間も高尚の氣象を失はざるは其三なり余この三徳を養成し往きには勇武を以て此國を平け今や温仁を以て此國を治め時に百姓を親愛するを以て務となし善道に悖るものにあらざるよりは敢て余か威嚴を示さるるか故に日本の泰平未だ此の時より盛なるものあらざるなり今や我國の強盛なるは即太平の然らしむる所にして其安全なること恰も盤石の如く敵國力を盡して來ると雖とも焉そ之を動搖するを得んや是を以て方今我國は内に人民の和平を得るのみならず外に遠方の諸國を服するに至れり且余日ならずして支那を伐たんとす勝算確然として又疑ふ所なし然らば則余足下と相距ること遠からずして音信を交通するも亦た難からざるに

至るへし若夫宗教の事我國は神國にして萬物資て始まる政府の整頓するやまた職として神明の舊法を遵奉するに由るこの法や以て君臣父子夫婦の彝倫を叙つ一家頼て以て齊ひ一國頼て以て治まる故にこの法一たひ廢せば彝倫また紊亂して收拾すへからさらん是を以て「マニヤニウエト」教會の徒か異教を傳へんと欲して我國に來るは適以て國家の害をなすに足るのみ是余勅を奉して外國僧徒の傳教を禁する所以なり余既に彼等をして我國を退かしむるの令を下せり豈他に新説を流傳するを許さんや然れども兩國通商の事に至りては舊に依て替るなく海には海賊を禁し陸には山盜を警し以て兩國貿易の途を開き葡荷芽の人民をして我國の臣屬と同しく共に其業に安するを得せしむへし貴翰載する所の贈物悉皆領收し聊別紙目錄に載する當國の奇品を以て之に答ふ自餘の事に至りては足下請ふ之を貴使に聽け

文祿元年六月十四日

日本國關白

大関のこの書と與に葡萄牙領印度の總督に送れる進物は精製の鎧二領金鞘かけたる槍一條及び美麗に裝ふたる刀と精鋼の短刀となり抑大関かこの書は我國と歐洲諸國と交通してより起れる所の二大問題即宗教と貿易と政略を明示せるものにして誠に世人を感起せしむる

に足るものなり元來秀吉は識見遠大なれば既に能く「マニヤニウエト」黨の宣教は國家の大利を害することを洞察しまた彼等か其教權を以て人民を壓服せんと欲して羅馬及び葡萄牙の助勢を請ひしことを明察したるへし而して是等の證據既に眼前に明瞭なるに至りては大関の智豈新教の傳來を禁絶するの必要を認めさらんや是政略のこゝに出でたる所以なり然れども大関か新教を拒絶せしにも拘はらず葡萄牙人の通商に至りては最も親切に之を保護したるは厚しと云へし唯夫葡萄牙人が毎に宗教に泥んで純然たる貿易を以て我に交はる能はさりしは遂に我國に嫌惡されたる所以のみ

### 朝鮮征伐の徒勞、呂宋經畧の雄圖

葡萄牙人の我國に渡來して九州諸國に貿易の新市場を開始せし以來「カソリック」教の僧徒等は頼りに我國に侵入して其教を宣布し其商人等も數多の商船を艦裝し來りて我國の富源を攫取し去れりと雖も當時我國人の海外の貿易に従事せし形跡は寂として聞ゆることなき事こゝに數十年なりき其然りし所以のものは當時我國に於て政權統一の大争亂を起し世人皆他事を顧るの遠なかりしと大内氏滅亡したる後彼の如く發達し來れる海賊も其究竟の

財源となしたる勘合の符を得るに道なく遂に充分の運動を試ること能はざりしに由る

主代一覽 鹿苑院殿の比より大内介々異國往來の事を掌て勘合の印をあつかり周防國にて船を作り使僧を發船せしむる例なり義隆討れし時大明勘合の印判失せて日本大明渡海止みぬこの時より南蠻の船來りて耶蘇の宗旨起れり

然れども既に其政權を統一して大争亂の局を結ぶに至りては其國力の非常の高度に達するは何國に於てもまた何時に於ても殆ど同一にして時に或は充溢するの英氣を轉して之を一國以外に發散することあり我國に於てもまた其氣運に到著し海内已に統一に歸するや其主權を總攬するの責に任せる太閤は久しく戰國の間に生長して日を無事に消する能はざる猪武者を控馭して相呑噬せざらしむるの必要に迫られ遂に進んで朝鮮支那を席卷して以て大業を恢弘せんと企てたり或は云太閤は歐洲諸國を奪領して名聲を宇内に輝さんと欲する大望ありし人なりと日本西太閤か嘗て朝鮮に贈りし書を視るに其れ或は然らんか

日本國關白秀吉奉書朝鮮國王閣下雁書肅讀卷舒再三抑本朝雖爲六十餘州比年諸國分離亂爭綱廢紀紊而不聽朝政故予不勝感激三四年之間伐叛臣討賊徒及異域遠島悉歸掌握密接畢跡予素鄙陋小臣也雖然予當在胎之時慈母夢日輸入懷中相士曰日光之所及無不照臨壯年之

日八表聞仁風四海蒙威名者其何疑乎依有此奇異作敵者自然摧破戰則無不勝攻則無不取既天下大治撫育百姓憐愍孤獨故民富財足土入萬倍于古矣本朝開關以來朝廷盛事洛陽丘觀莫如此日也夫人生于世也雖歷長生古來不濟百年焉鬱々久居此乎不屑國家之隔山海之遠一起直入大明國易吾朝之風俗於四百餘州施帝都之政化於億萬斯年者在方寸中貴國先驅而入明依有遠慮無近憂者乎遠邦小島在海中者後進者不可作許容也予入大明之日將士臨軍營則彌可修隣盟也予願無他只顯佳名於三國而已方物如目錄領納珍重保裔

天正十八年仲冬日

日本國關白秀吉

校者云原  
田孫七郎  
の事余亦  
記す時を  
余は時勢  
の巨に勢  
りて原田  
を借り來  
りて多し  
大の筆を  
把する者  
史の作者  
み知る者

然れども其鋒芒をして之を朝鮮支那に向はしめたるは策の得たるものにあらざりしかは當時商業に従事せる者に雄偉卓犖の士ありて自から三寸の舌に資し大閤をして其朝鮮支那に用ゆるの力を轉じて之をフィリッピン群島に向はしめんと試みたり其人は元來商業に従事せる所謂稿夫にして終に其身の眞價を太閤に知られずして了せり然れども其識見の卓絶にして策略の雄偉なりしは亦た後人を警起せしむるに足るものあり其人は即ち原田孫七郎是なり

抑フィリッピン群島は我沖繩諸島の南に接する群島にして其最も大なるものを呂宋及びミ

當時相対すれば一  
笑し付て一  
々なりき  
今此編を  
て直ちに  
其一笑に  
付せしめ  
改竄せし  
惜む可き  
の類は事  
異日更に  
會邦協に  
告復たの  
世に公す  
る可きあ  
る彼を  
参看せし  
以て之に  
足らざる  
にた

ンダナオとなし幅員廣袤殆んど日本帝國に相比すへき一大地方なり其地は世人の知れる如く極て美麗なる植物に富み麻砂糖煙艸の如き同島の産物として夙に其名を知られたりこの群島には古來マレー人種なる一種族ありて蕃殖し亦他の未開地方の如く強力なるもの其酋長となり各部落を統轄し來りしか西曆千五百二十年(後柏原天皇の御代永正十七年に當る)彼の地球を一週せし西班牙の海軍將官マゼラン始めて南亞米利加の南角を回航し太平洋を横斷して此地に達するや之にラザル群島の名を命し其後同島のマニラ港と墨西哥のマカブルコ港との間に常に其商船を往復せしめ最初は一町四方の地を銀子拾貫目の年貢を出して借りけるか二階三階に大なる家をつくり黒船の荷物を運入れて盛大なる貿易をなし漸く人心を收攬して其機已に熟せるやメキシコの總督ルヴサ、デ、フェラスコ西班牙王フィリップ二世の命を奉し海軍將官ロベス、デ、レガスピに訓令してこの群島を占領し遂に之をフィリピン群島とは稱しぬ是蓋し西曆千五百七十二年(正親町天皇の御代元龜三年に當る)の頃にして西洋諸蕃盤據古俚麻刺加爪哇呂宋諸國皆以利誘之也洋舫載貨陷以珍奇諸置權場於要地以通互市夷中固安于無法關防不嚴因託以盜賊水火願築土墻以護貨物既而內築堡壁分兵屯戍隱若敵國矣夫利之所在權之所歸富者爲之貨殖貧者藉之衣食恩與威行皆其私人樓管四

起客轉爲主反堂而已南方之俗古稱簡慢利孔一開奸詐百出眞是七日而渾沌死矣と云へる是なり  
採覽  
異言

こゝに同島に來りて植民せし西班牙人の外支那人の一種族は其地の本國の福建廣東二省に接近し汕頭よりは僅に二百四十里に過ぎさるか上に其間定時風恒信風の便有りて往復甚た容易なるを以て夙にこの地に出移し伍を結ひ群を成して百より千千より萬忽ちにして無数の支那人を以て呂宋近傍を圍繞したり是支那人か古來の習慣として海外の移住を畏れざると其地の接近なると往復の便なると又當時明末の政既に衰へ本國の堵に安せざるとか交々刺衝して此に至らしめたるものにして深く異とするに足らざれどもこゝに驚くべきは絶東の日本人種か蚤已に西班牙人と同しくこの地に植民し居たること是なり而して日本人種か固有の美質なる義勇心と廉恥心とは深く西班牙人及びマレー土人の親愛を惹起したること其の出稼支那人の廉恥を顧みず德義を重せず射利の爲めには爲さる所なく到らざる所なく土人の職業を奪ひ群島の富を運去るを憎んで西班牙人土人相合して屢々支那人を驅逐したる際日本人種の植民は曾て其災難に罹らざりしのみかは屢々西班牙人に一味して支那人の驅逐に盡力したる一事を以ても之を見るへし日本人種のこの群島に植民したるは何時